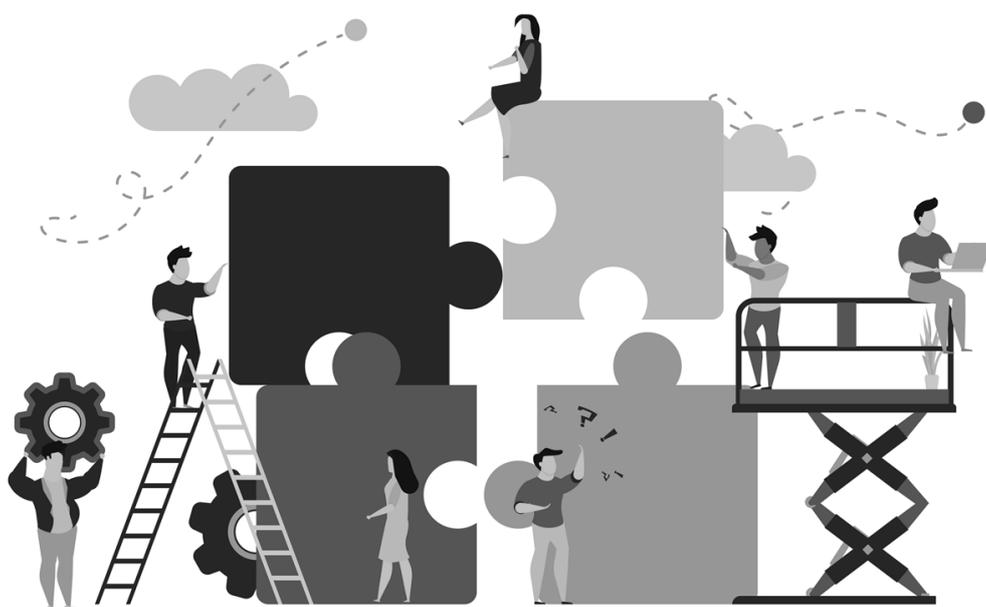


# 白岡市第6期障害者基本計画

# 白岡市第7期障害福祉計画

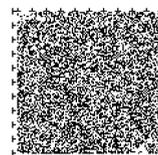
(障害児福祉計画を含む。)



令和6年3月  
白 岡 市



この冊子には  
音声コード  
(Uni-voiceコード)  
があります。





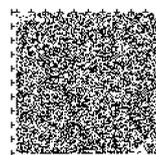
# 白岡市第6期障害者基本計画

# 白岡市第7期障害福祉計画

(障害児福祉計画を含む。)

令和6年3月  
白 岡 市

この冊子は両面に  
印刷があります。





はじめに

白岡市では「みんなでつくる 自然と利便性の調和したまち しらおか」をまちの将来像に掲げ、誰もが白岡市に住み続けたい、と思える魅力あるまちづくりに取り組んでおります。

障がい者施策につきましては、平成30年3月に「白岡市障害者基本計画」、令和3年3月に「白岡市障害福祉計画」をそれぞれ策定し、各種障がい者施策の推進やその提供体制の確保等に取り組み、その充実に努めているところです。この間、市民や障がい者支援関係団体の皆様の御理解と御協力によりまして、着実に成果を上げてまいりました。

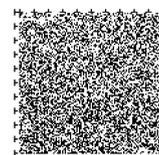
このたび、この2つの計画が満了を迎えることに伴い、障がい者等を取り巻く情勢の変化に対応し、障がい者施策を一層推進するために、「白岡市第6期障害者基本計画・白岡市第7期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」を策定いたしました。

この計画では、これまでの計画の基本理念「ともに生き ともに支え合うまちに」を継承するとともに、各種施策の推進や障害福祉サービス等の提供体制の確保に取り組むこととしております。障がいがある人や障がいについて理解を深め、ともに地域の中で育ち、学び、生活し、働き、活動できるまちを目指してまいりますので、引き続き、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見、御提案くださいました白岡市第6期障害者基本計画・第7期障害福祉計画策定懇話会委員の皆様をはじめ、障がい者福祉に関するアンケートやヒアリング、パブリックコメント（意見公募）に御協力くださいました皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

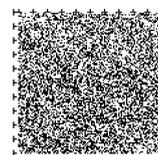
白岡市長 藤井 栄一郎



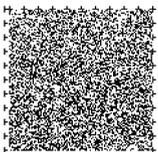


# 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	1
1 計画の策定に当たって.....	1
2 計画の性格.....	3
3 計画の対象者の範囲.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
6 基本理念.....	6
<b>第2章 現状と課題</b> .....	7
1 障がい者（児）を取り巻く現状.....	7
(1) 総人口の推移.....	7
(2) 障がい者（児）数の推移.....	8
(3) 身体障害者（児）数の推移.....	9
(4) 知的障害者（児）数の推移.....	11
(5) 精神障害者（児）数の推移.....	12
(6) 難病患者の推移.....	13
2 通学・就労の状況.....	14
(1) 通学の状況.....	14
(2) 就労の状況.....	15
3 障がい者福祉についてのアンケート結果の概要.....	16
(1) 調査の目的.....	16
(2) 調査方法.....	16
(3) 回収結果.....	16
(4) 調査結果の概要.....	17
4 施策の実施状況と課題.....	29
<b>第3章 障害者基本計画 - 施策の展開</b> .....	35
基本的な考え方.....	35
施策の体系.....	37
基本目標 I みんなで障がいの理解を深め、権利を護るまちにしよう.....	38
(1) 相互理解の強化.....	38
(2) 地域福祉の促進.....	40
(3) 権利擁護の取組の充実.....	42
基本目標 II 一人一人の生活が充実したまちにしよう.....	45
(1) 地域生活支援体制の充実.....	45
(2) 日中活動の場の確保.....	50
(3) 住まいの場の確保.....	52
(4) コミュニケーションの支援.....	54



基本目標 III 共に働き、共に楽しむまちにしよう	56
(1) 就労支援体制の充実	56
(2) 生きがいづくりの支援	58
基本目標 IV 安心・安全なまちにしよう	61
(1) 保健・医療サービスの充実	61
(2) 福祉のまちづくりの推進	63
(3) 安全な暮らしの確保	64
基本目標 V 健やかな育成を支援するまちにしよう	66
(1) 療育体制の充実	66
(2) 障がい児教育等の充実	68
<b>第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画</b>	<b>71</b>
1 基本的な視点	71
2 障害福祉サービス等の全体像	73
3 障がい者数等の見込み	76
(1) 障がい者数等の見込み	76
(2) 障害福祉サービスの見込み	76
(3) 障がい児支援等の見込み	77
(4) 地域生活支援事業の見込み	77
4 令和8年度における目標値（成果目標）	80
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	80
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	82
(3) 地域生活支援の充実	83
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	85
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	89
(6) 相談支援体制の充実・強化等	91
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	92
5 指定障害福祉サービス等の見込み	93
(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）	93
(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）	96
(3) 住まいの確保（居住系サービス）	102
(4) 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）	105
6 障がい児支援等の見込み	107
(1) 障害児通所支援	107
(2) 障害児相談支援等	110
7 地域生活支援事業	112
8 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	118
9 発達障害者等に対する支援	119
10 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	120
11 相談支援体制の充実・強化等	122

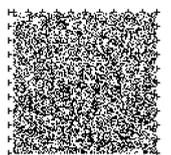


12	障害福祉サービスの質を向上させるための取組	124
13	サービスの確保策	125
	(1) 人材の育成と確保	125
	(2) 情報提供体制の充実	125
	(3) サービス提供基盤の整備方針	125
	(4) サービスを利用しやすい環境づくり	125
<b>第5章</b>	<b>計画の推進</b>	<b>127</b>
1	計画推進のための方針	127
	(1) 障がいのある人のニーズの把握と連携による施策の推進	127
	(2) 地域社会の理解促進	127
	(3) 障がい者（児）の地域参加の促進	127
2	関係機関との連携による推進体制の整備	128
	(1) 市内の推進体制の整備	128
	(2) 市民協働による推進体制の整備	128
	(3) 地域ネットワークの強化	128
	(4) 計画の進行管理	128
<b>資料編</b>		<b>129</b>
	策定経過	129
	白岡市障害者基本計画等策定懇話会設置要綱	130
	白岡市障害者基本計画等策定懇話会委員名簿	132
	提言書	133
	白岡市心をつなぐ手話言語条例	134
	用語説明	136

「障がい」と「障害」の表記について

白岡市では、障がいの「害」という漢字の表記について、法律などで規定されている名称や引用、施設名などの固有名詞を除いて、可能な限りひらがなで表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在しています。

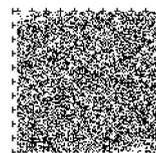
本文中に\*印がある文言は、資料編に用語説明を掲載しています。





# 第1章 計画の基本的な考え方

---





# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の策定に当たって

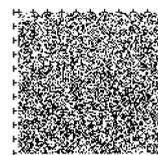
障がい者が住み慣れた地域で安心して生活し、様々な活動にいきいきと参加できる地域社会の実現が求められています。市では「ともに生き ともに支え合うまちに」を基本理念として掲げ、様々な障がい者施策を推進してきました。

平成30年度には、市の障がい者施策の基本的な計画である「白岡市第5期障害者基本計画」〔計画期間：平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度）〕を策定し、障がいのある方の地域での暮らしを支援するとともに、障がいの理解促進や共生社会に向けた様々な施策の推進を図ってきました。

また、国の指針に即した、障害福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、「白岡市第6期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定し、サービスの提供に努めてきました。

近年の国の動向としては、平成26年に障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約である「障害者の権利に関する条約\*」を批准したほか、平成28年には障害者差別解消法\*が施行されました。その後も、障害者総合支援法\*や児童福祉法\*、発達障害者支援法\*など関係法の改正が行われるなど、障がい者施策に関する様々な整備が進んできました。さらに、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、令和4年に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、令和5年度には、国の障がい者施策の最も基本的な計画である「第5次障害者基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）が策定されて、その推進が図られています。

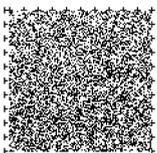
このたび、「白岡市第5期障害者基本計画」ならびに「白岡市第6期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」が期間満了を迎えることから、現状分析や法制度等の変更点、国の指針などを踏まえ、市として「白岡市第6期障害者基本計画」及び「白岡市第7期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」を一体として策定します。



【参考：国の動向】

■ 近年の関連法等の制定

施行年	法律名等(通称)	概要
平成30年	障害者総合支援法及び児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立生活援助の創設、就労定着支援の創設</li> <li>●高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用</li> <li>●障害児のサービス提供体制の計画的な構築</li> <li>●医療的ケアを要する障害児に対する支援（平成28年6月施行）</li> </ul>
	障害者文化芸術推進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進</li> <li>●障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白岡市第5期障害者基本計画／白岡市第5期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）策定</li> <li>●第5期埼玉県障害者支援計画の策定</li> <li>●国 障害者基本計画の策定</li> </ul>	
令和元年	読書バリアフリー法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進</li> </ul>
令和2年	●白岡市心をつなぐ手話言語条例	
令和3年	医療的ケア児支援法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援</li> <li>●個々の状況に応じ、切れ目ない支援</li> <li>●医療的ケア児と保護者の意思を尊重した支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●白岡市第6期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）策定</li> <li>●第6期埼玉県障害者支援計画の策定</li> </ul>	
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	●障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和5年	●国 第5次障害者基本計画の策定	
令和6年 (施行予定)	改正児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児入所施設の22歳までの入所継続可能</li> <li>●児童発達支援の類型一元化</li> </ul>
	障害者総合支援法等一部改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活の支援体制の充実</li> <li>●多様な就労ニーズに対する支援</li> </ul>
	改正障害者差別解消法	●事業者による合理的配慮提供の義務化



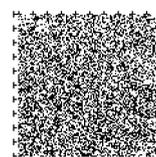
## 2 計画の性格

- 障害者基本法\*第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、市の障がい者施策に関する基本的な計画です。
- 障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するものであり、国の基本指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るためのものです。
- 児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものであり、国の基本指針に即し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を計画的に図るためのものです。
- 国の「障害者基本計画」及び県の「埼玉県障害者支援計画」を踏まえるとともに、市の総合振興計画や地域福祉計画などの関連計画との整合性を持って策定するものです。

## 3 計画の対象者の範囲

障害者基本計画における「障がい者」及び「障がい児」については、法律や規定の範囲にとどまらず広く捉え、障がいのある人や障がいのある子どもをいいます。

「障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」における「障がい者」とは、障害者手帳の有無にかかわらず「障害者総合支援法」における障害福祉サービスの対象となる「身体障害者福祉法」に規定する身体障害者、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者のうち18歳以上である者、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害者\*を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害\*も対象となる。）のうち18歳以上である者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（難病\*等）であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。また、「障がい児」とは、「児童福祉法」に規定する障害児をいいます。



## 4 計画の期間

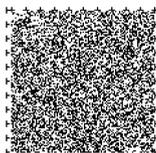
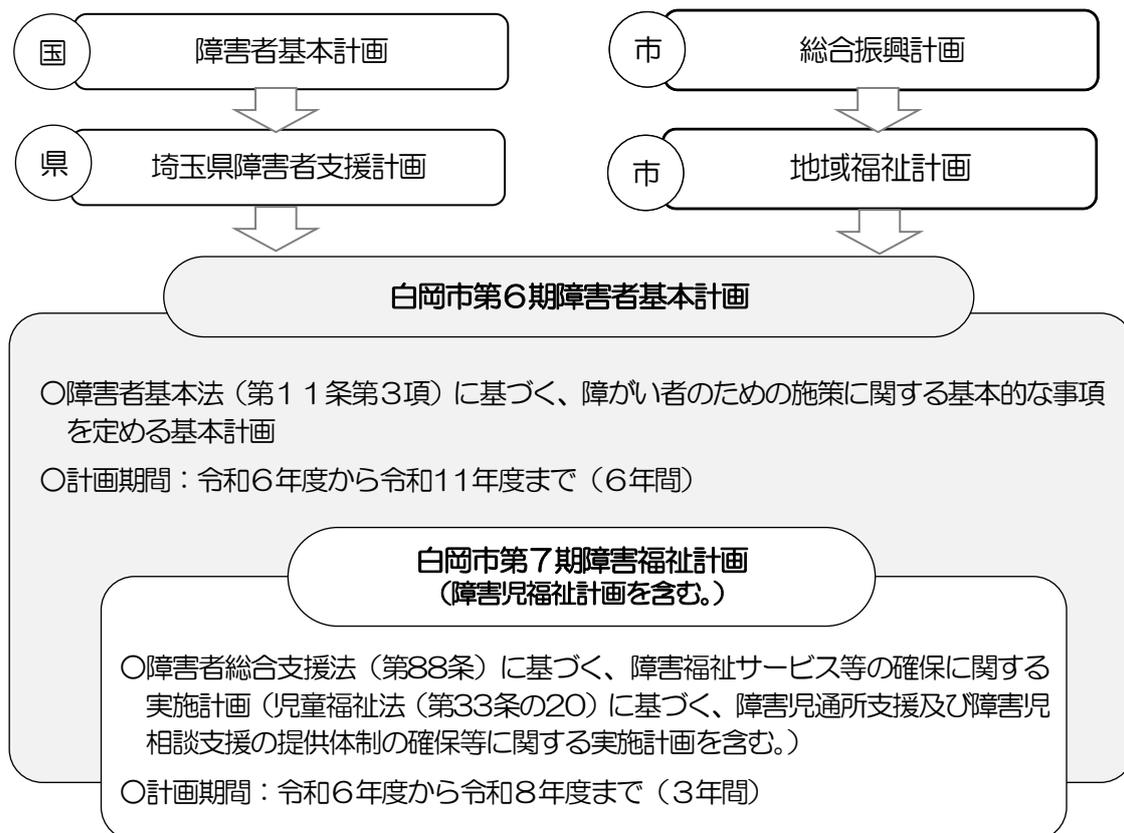
○障害者基本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

○障害福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

### ■ 計画の期間

～令和5年度（2023）	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
白岡市第5期 障害者基本計画 [平成30～令和5年度]	白岡市第6期障害者基本計画					
白岡市第6期 障害福祉計画 [令和3～5年度]	白岡市第7期障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む。)			白岡市第8期障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む。)		

### ■ 計画の位置づけ



## 5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、策定懇話会をはじめ以下の体制で行いました。

### 策定懇話会

障がい者やその家族、有識者・知識経験者、公募による委員等で構成され、計画策定に必要な審議を行いました。

### 障がい者、市民を対象としたアンケート

障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者と一般市民を対象に、実態と意識を把握するため、アンケート調査を実施しました。

### 障がい者関係団体・関係機関等のヒアリング

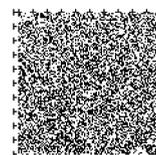
障がいのある人などの生活状況や意見・要望などを把握して計画の基礎資料とするため、障がい者関係団体・関係機関等にヒアリング調査を実施しました。

### 庁内関係各課及び関係機関等との連携・調整

庁内関係課や関係機関等に調査依頼するとともに、意見交換を行うなど、連携・調整を行いました。

### パブリックコメント

広く市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。



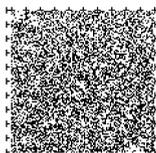
## 6 基本理念

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念に基づき、さらに、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が明記されています。

この計画では、障害者基本法に示された理念と目的を踏まえつつ、障がいのある人もない人もともに支えあい、ともに地域の中で育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会（＝共生社会）の実現を目指します。

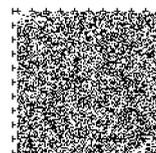
上記のような基本的な考え方を踏まえ、白岡市の障がい者施策の基本理念として継続的に掲げてきた『ともに生き ともに支え合うまちに』を発展的に継承し、障がい者施策のさらなる推進を目指すものとします。

**基本理念**： ともに生き ともに支え合うまちに



## 第2章 現状と課題

---





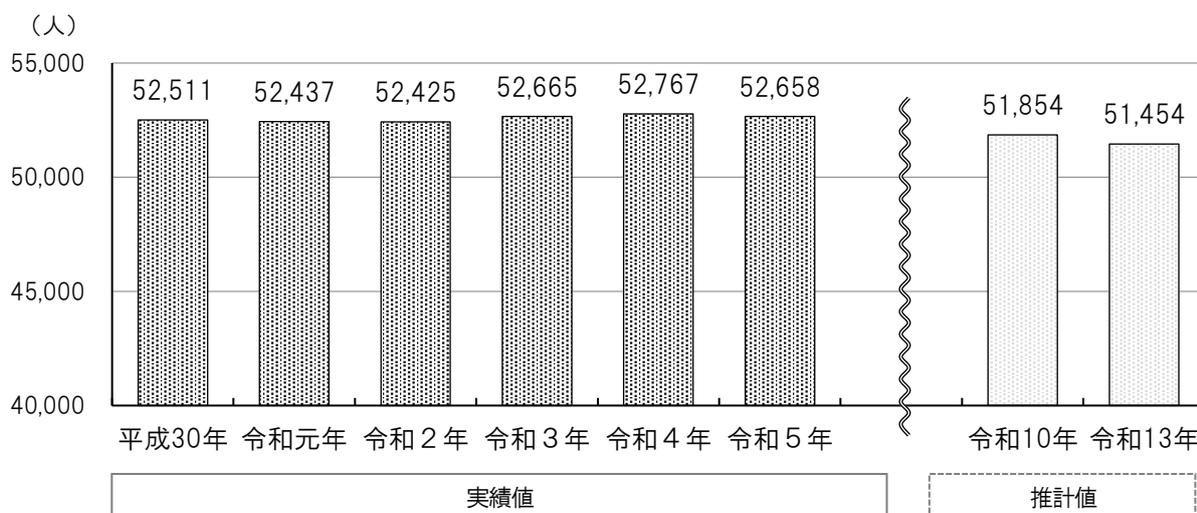
# 第2章 現状と課題

## 1 障がい者（児）を取り巻く現状

### (1) 総人口の推移

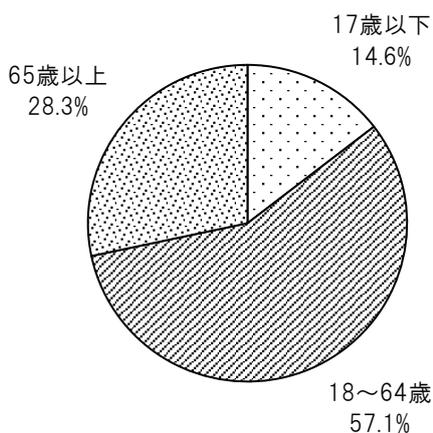
白岡市の総人口は増加傾向にあり、令和5年10月1日現在では、52,658人となっています。

#### ■ 総人口の推移

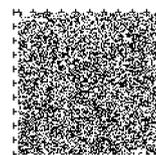


資料：実績値は、住民基本台帳人口（10月1日現在）。推計値は、第6次総合振興計画。

#### ■ 総人口の年齢別構成（令和5年）



資料：住民基本台帳人口（令和5年10月1日現在）



## (2) 障がい者（児）数の推移

令和5年10月1日現在の障がい者（児）数（手帳所持者数）をみると、身体障害者（児）で1,279人、知的障害者（児）で350人、精神障害者（児）で563人となっています。総人口に占める割合をみると、身体障害者（児）で2.43%、知的障害者（児）で0.66%、精神障害者（児）で1.07%となっています。

平成30年以降の推移をみると、身体障害者（児）はほぼ横ばいで推移しています。知的障害者（児）と精神障害者（児）は増加傾向にあり、特に精神障害者（児）の増加が大きく、総人口に占める割合も伸びています。

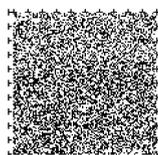
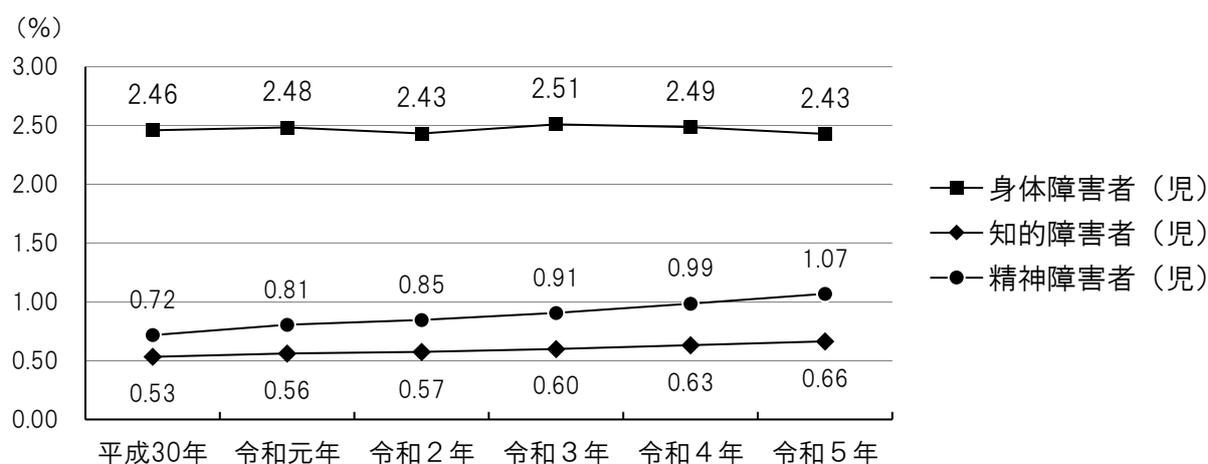
### ■ 障がい者（児）数の推移

単位：人

項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	52,511	52,437	52,425	52,665	52,767	52,658
身体障害者（児）	1,292	1,303	1,275	1,322	1,313	1,279
対人口比（%）	2.46	2.48	2.43	2.51	2.49	2.43
知的障害者（児）	280	295	301	316	334	350
対人口比（%）	0.53	0.56	0.57	0.60	0.63	0.66
精神障害者（児）	377	423	444	477	520	563
対人口比（%）	0.72	0.81	0.85	0.91	0.99	1.07

資料：各年10月1日現在。総人口は住民基本台帳人口、障害者（児）数は、手帳所持者数による。

### ■ 総人口に占める障がい者（児）の割合の推移



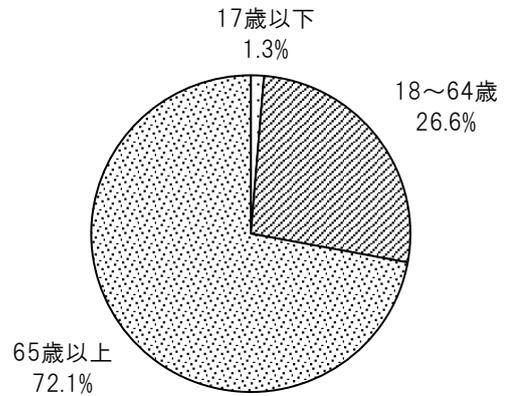
### (3) 身体障害者（児）数の推移

令和5年10月1日現在の身体障害者手帳所持者における年齢区分別の割合をみると、17歳以下は1.3%、18～64歳が26.6%、65歳以上が72.1%となっています。

障害の種類別にみると、肢体不自由が最も多いものの減少傾向にあり、近年は、内部障害が増加しています。

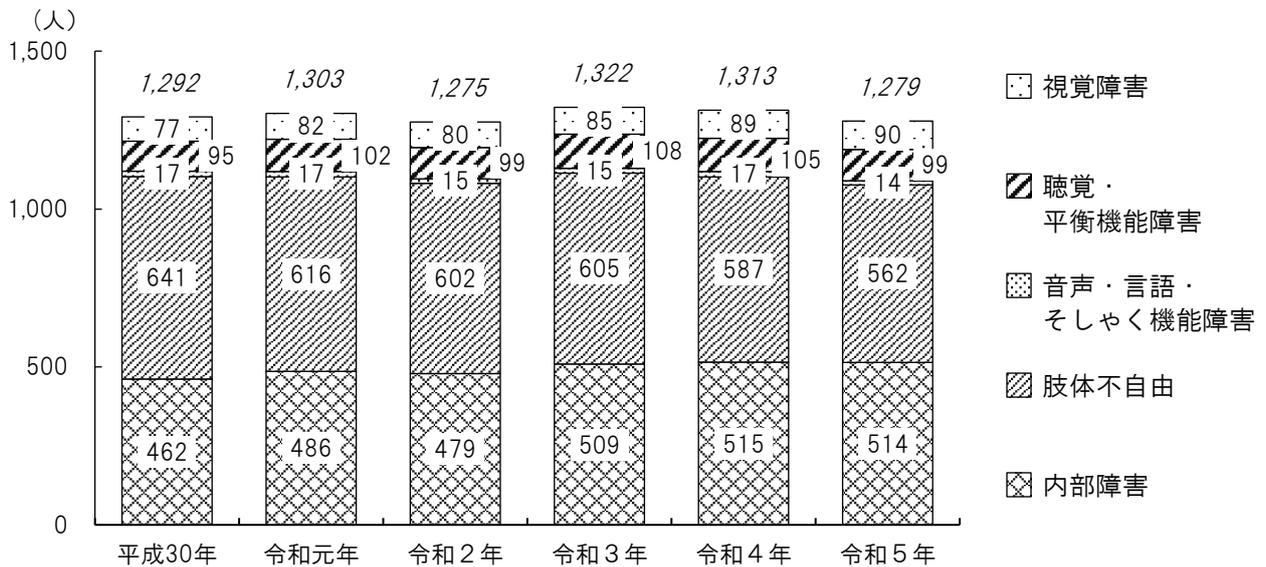
また、障害の程度別では、4級が増加しています。

■ 身体障害者手帳所持者（年齢区分別割合）

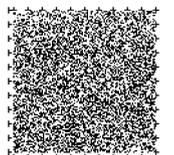


注) 令和5年10月1日現在

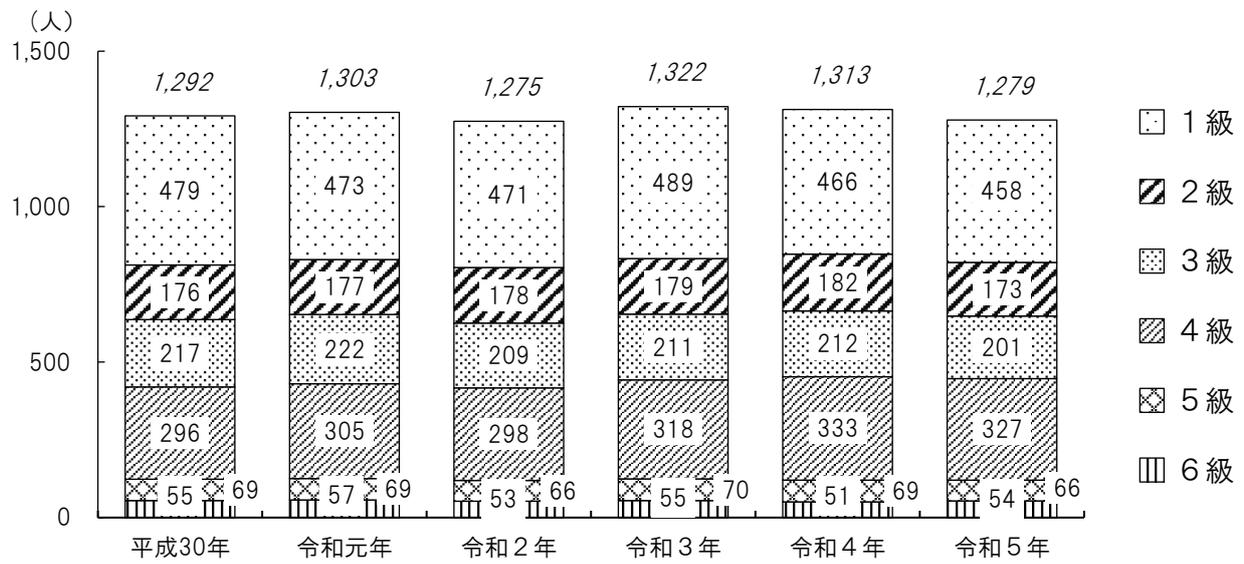
■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害の種類別）



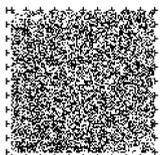
資料：各年10月1日現在



■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害の程度別）



資料：各年10月1日現在

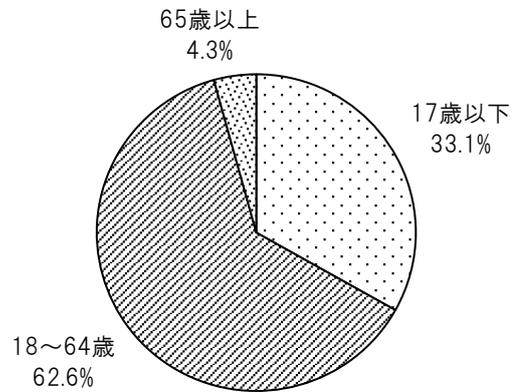


#### (4) 知的障害者（児）数の推移

令和5年10月1日現在の療育手帳所持者における年齢区分別の割合をみると、17歳以下は33.1%、18～64歳が62.6%、65歳以上が4.3%となっています。

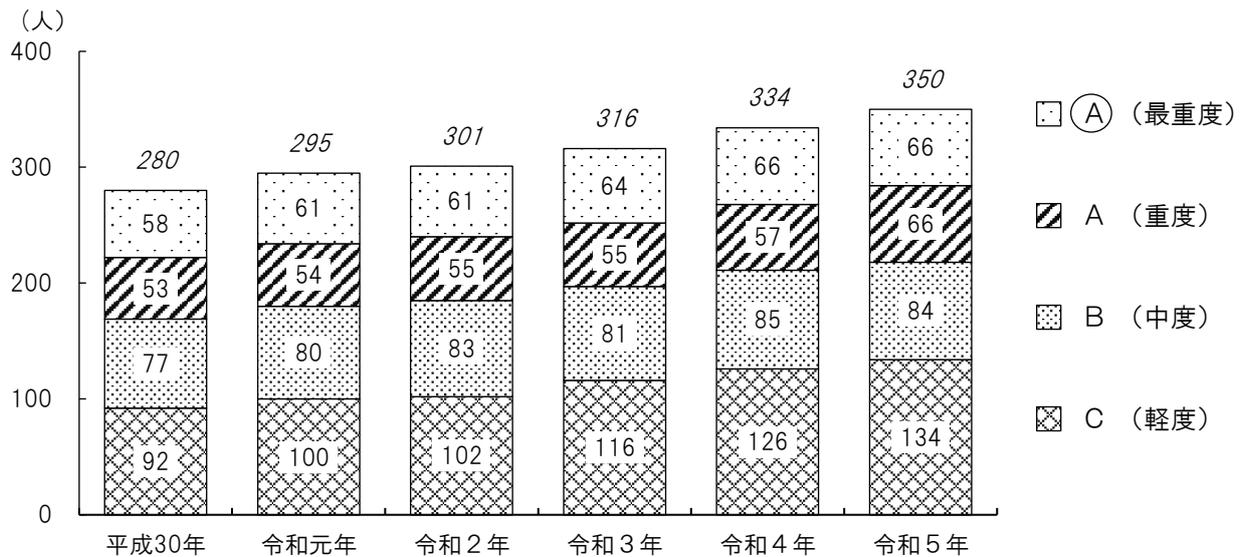
障害の程度別にみると、C（軽度）が最も多く、増加しています。

■ 療育手帳所持者（年齢区分別割合）

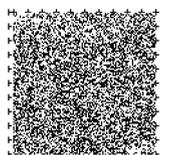


資料：令和5年10月1日現在

■ 療育手帳所持者数の推移（障害の程度別）



資料：各年10月1日現在



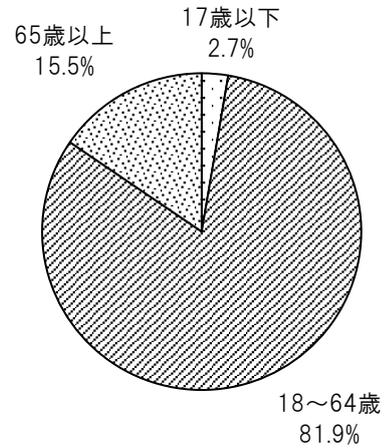
## (5) 精神障害者（児）数の推移

令和5年10月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者における年齢区分別の割合をみると、17歳以下は2.7%、18～64歳が81.9%、65歳以上が15.5%となっています。

障害の程度別にみると、2級が最も多くなっています。また、2級と3級の増加が大きくなっています。

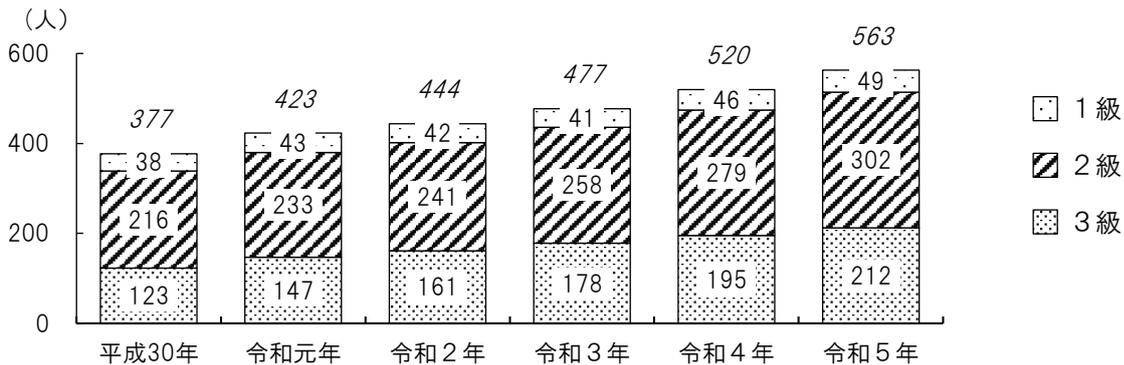
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和4年に大きく増加し、令和5年には840人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢区分別割合）



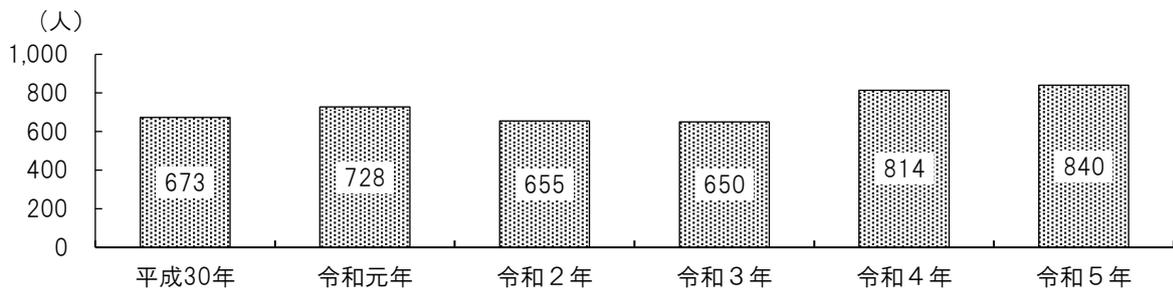
資料：令和5年10月1日現在

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害の程度別）

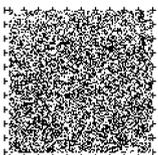


資料：各年10月1日現在

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数



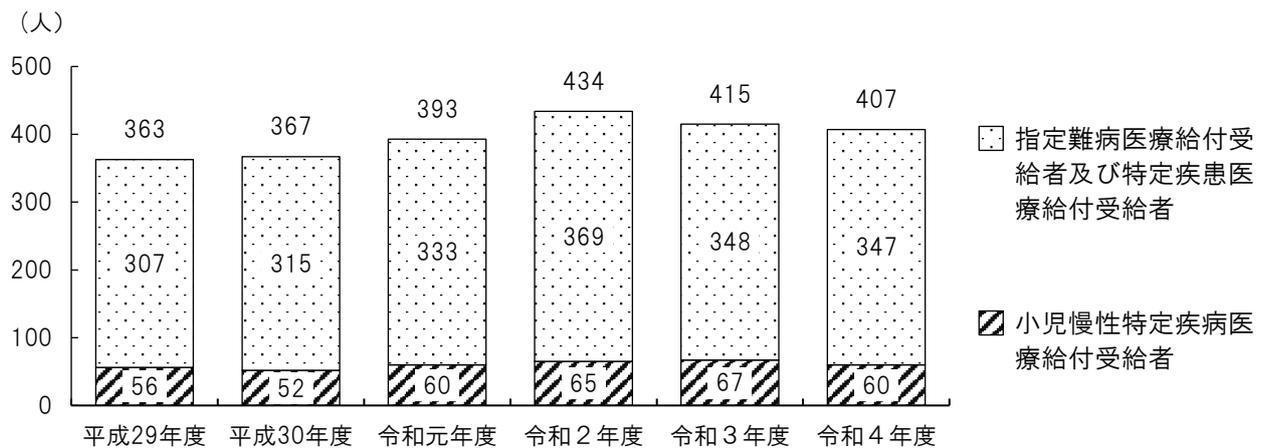
資料：各年10月1日現在



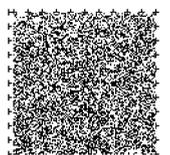
## (6) 難病患者の推移

指定難病医療給付\*及び特定疾患医療給付\*、小児慢性特定疾病医療給付\*の受給者数の推移をみると、指定難病医療給付及び特定疾患医療給付受給者数は、令和4年度は407人となっています。令和2年度までは増加傾向でしたが、近年は減少傾向にあります。小児慢性特定疾病医療給付受給者数は、令和4年度は60人となっています。

### ■ 指定難病医療給付受給者及び特定疾患医療給付受給者、小児慢性特定疾病医療給付受給者の推移



資料：各年度3月31日現在



## 2 通学・就労の状況

### (1) 通学の状況

令和5年度の市内特別支援学級の在籍者数は、小学校で73人、中学校で30人となっています。小学校は増加傾向、中学校は年度により増減がありますが、全体的に在籍者数は増加傾向となっています。

令和4年度末現在、特別支援学校在籍者数は36人となっています。令和4年度末の特別支援学校高等部卒業生数は2人で、進路は、就職と障がい者支援施設がそれぞれ1人となっています。

#### ■ 市内特別支援学級の在籍者数

単位：人

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	28	34	42	46	61	69	73
市内児童総数	2,584	2,582	2,591	2,648	2,672	2,669	2,679
中学校	17	22	15	21	21	33	30
市内生徒総数	1,301	1,256	1,273	1,237	1,254	1,242	1,254
合計	45	56	57	67	82	102	103
市内児童・生徒総数	3,885	3,838	3,864	3,885	3,926	3,911	3,933

資料：各年度5月1日現在 教育指導課による。上段の在籍者数は、下段の市内児童・生徒総数に含む。

#### ■ 特別支援学校の在籍者数

単位：人

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学部	13	14	12	10	8	11
中学部	4	5	6	9	10	10
高等部	17	14	14	12	17	15
合計	34	33	32	31	35	36

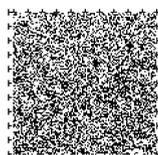
資料：各年度3月31日現在

#### ■ 特別支援学校高等部卒業生数・卒業生の進路（市内在住者のみ）

単位：人

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
進学	0	0	0	0	0	0
就職	2	3	2	1	1	1
障がい者支援施設	3	4	2	2	5	1
在宅	0	0	0	0	1	0
合計（卒業生数）	5	7	4	3	7	2

資料：各年度3月31日現在



## (2) 就労の状況

白岡市在住の障がい者雇用の状況は、令和4年度の就職件数は13件、就業中の人は1,949人となっており、増加しています。

埼玉県内の障がい者雇用者率は年々上昇し、令和4年度は法定雇用率を上回る2.37%となっています。

### ■ 障がい者雇用の状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就職件数(件)	11	12	13
うち身体障害者(件)	2	7	2
うち知的障害者(件)	1	1	2
うち精神障害者(件)	8	3	9
就業中(人)	1,769	1,803	1,949
新規求職申込み件数(件)	69	75	62

資料：春日部公共職業安定所（全国のハローワークに登録している白岡市在住者）

（年度合計。ただし、就業中は各年度3月31日時点の実績）

就職件数には、手帳未所持者も含まれているため、3障害の合計と一致しません。

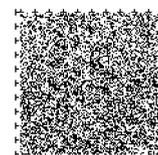
### ■ 障がい者雇用率の推移

単位：%

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
埼玉県	2.01	2.15	2.22	2.30	2.32	2.37
全国	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25

資料：各年度6月1日現在

民間企業の法定雇用率：平成30年3月まで2.0%、平成30年4月から2.2%、令和3年3月から2.3%、令和6年4月から2.5%



### 3 障がい者福祉についてのアンケート結果の概要

#### (1) 調査の目的

本計画策定のための基礎資料とするため、障がい者の状況や今後の意向、また、障がい者福祉に対する市民の意識等を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

#### (2) 調査方法

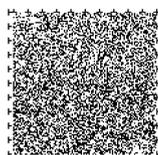
項目	内容	
調査地域	白岡市全域	
調査期間	令和4年11月16日～令和5年1月11日 (お礼状を兼ねた督促状の配布1回)	
調査方法	郵送配布 郵送回収及びインターネットによる回答	
調査対象	障がい者アンケート	白岡市の障がい者の方から約2,000名 (令和4年10月現在、障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者)
	一般アンケート	18歳以上の市民の方から約1,000名

#### (3) 回収結果

項目	標本数	回収数	回収率
障がい者アンケート	1,995	1,126	56.4%
一般アンケート	1,000	451	45.1%

##### ■ アンケートの集計と表記について

回答は、質問ごとに各項目の回答者数を回答者総数で除し、百分率（パーセント）で表示しました。算出された回答率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、質問によっては、1人の回答者が1つだけ回答する場合（単数回答）でも、回答率の合計が100%ちょうどにならないものもあります。また、1人の回答者が2つ以上の回答をしてもよい場合（複数回答）では、回答率の合計は100%を上回ることもあります。



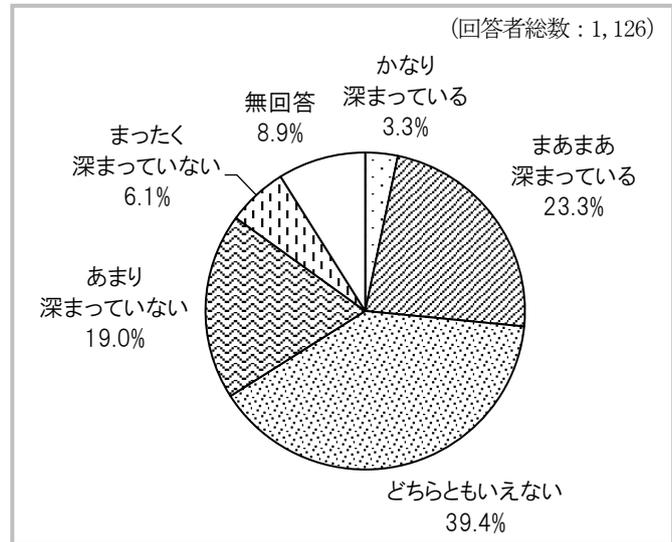
#### (4) 調査結果の概要

##### ①障がいへの理解の深まりについて [障がい者アンケート、一般アンケート]

○障がい者アンケートでは、障がいへの理解が深まっていると感じている人は26.6%（「かなり深まっている」3.3%と「まあまあ深まっている」23.3%の合計）となっています。

○一方、理解が深まっていないと感じている人は25.1%（「あまり深まっていない」19.0%と「まったく深まっていない」6.1%の合計）となっています。

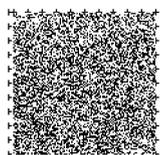
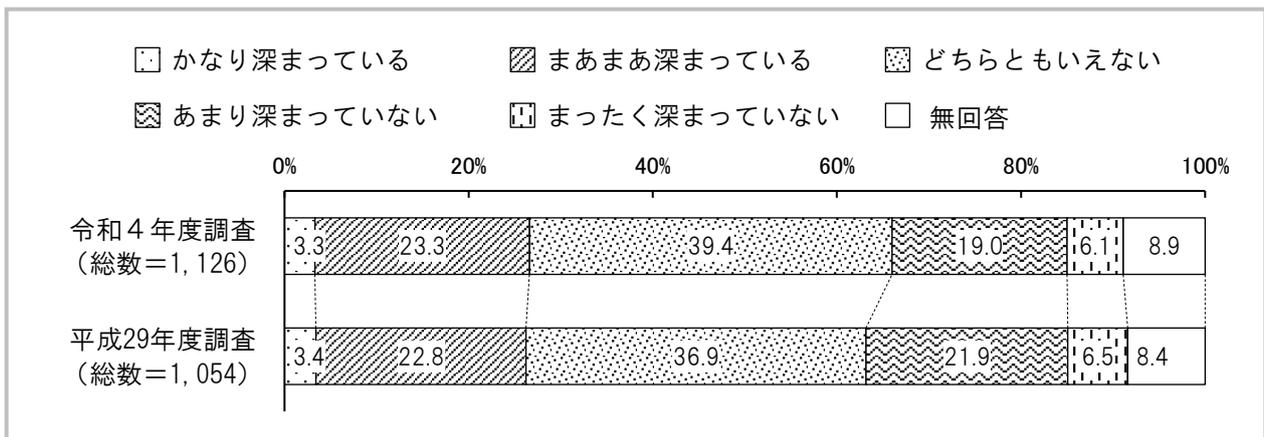
■ 障がいへの理解の深まり



○前回の調査と比較してみると、「かなり深まっている」、「まあまあ深まっている」ともにほぼ変わらない割合となっています。

○一方、理解が深まっていないと感じている人は3.3ポイント減少しました。（「あまり深まっていない」-2.9ポイント、「まったく深まっていない」-0.4ポイント）

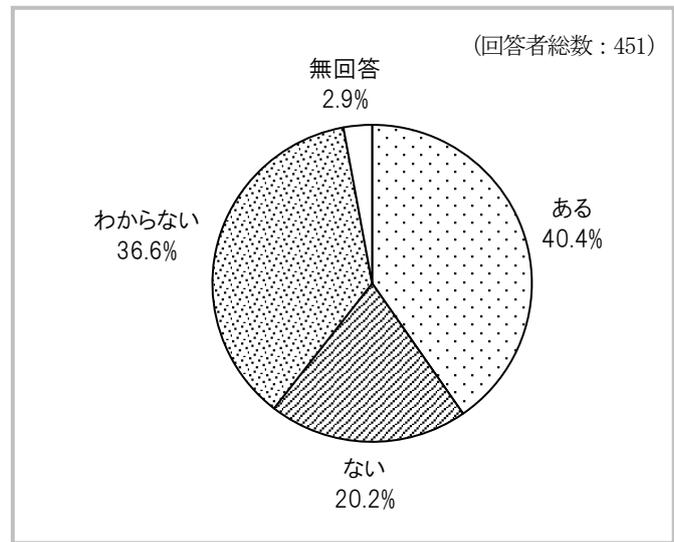
■ 障がいへの理解の深まりー前回調査との比較



## ②地域社会での差別・偏見 [一般アンケート]

○一般アンケートで、身の回りに障がい者への差別・偏見があるかについては、「ある」が40.4%、「ない」が20.2%、「わからない」が36.6%となっています。

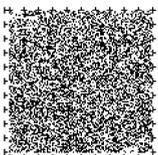
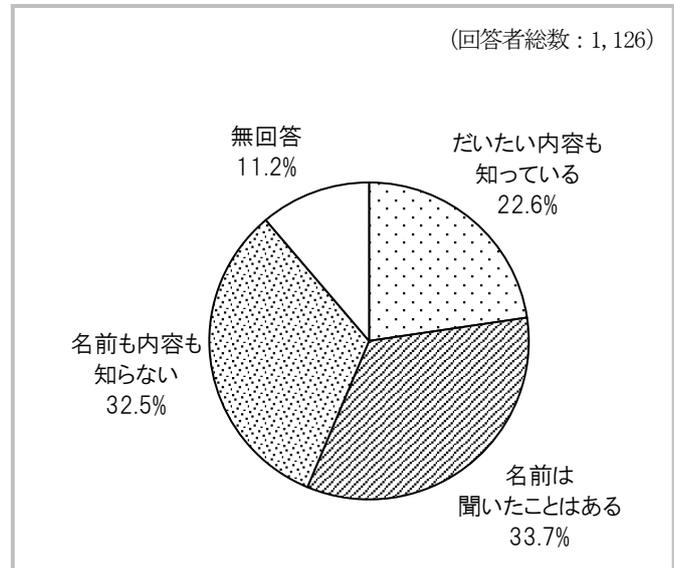
■ 地域社会での差別・偏見



## ③成年後見制度\*の周知度 [障がい者アンケート]

○成年後見制度の周知状況については、「だいたい内容も知っている」が22.6%、「名前は聞いたことはある」が33.7%、「名前も内容も知らない」が32.5%となっています。

■ 制度等の周知状況：成年後見制度



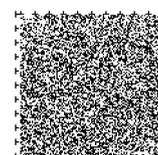
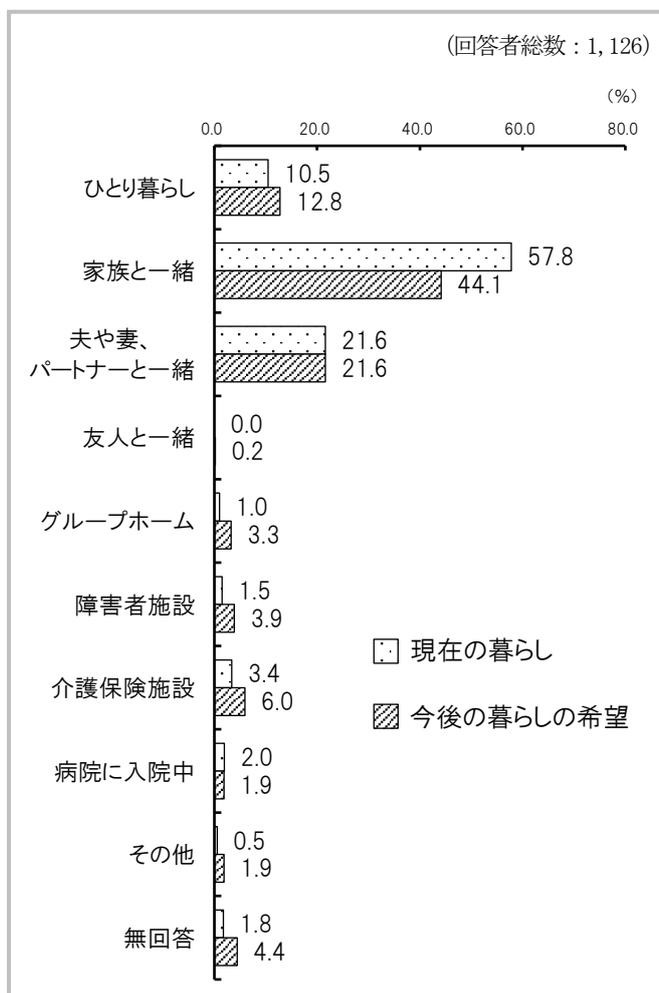
#### ④現在の暮らしと今後の暮らしの希望 [障がい者アンケート]

○現在の暮らしについては、「家族と一緒に」が57.8%で最も多く、次に「夫や妻、パートナーと一緒に」が21.6%となっています。また、「ひとり暮らし」は10.5%です。

○今後の暮らしの希望については、「家族と一緒に」が44.1%で最も多く、次に「夫や妻、パートナーと一緒に」が21.6%、「ひとり暮らし」が12.8%となっています。

○今後の暮らしの希望を現在の暮らしと比較すると、「家族と一緒に」が最も多いものの、現在の暮らしの割合より少なくなっています。一方、「ひとり暮らし」、「グループホーム」、「障害者施設」、「介護保険施設」などの項目では、現在の割合より今後の希望の割合の方が少し多くなっています。

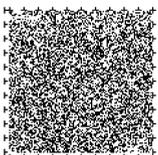
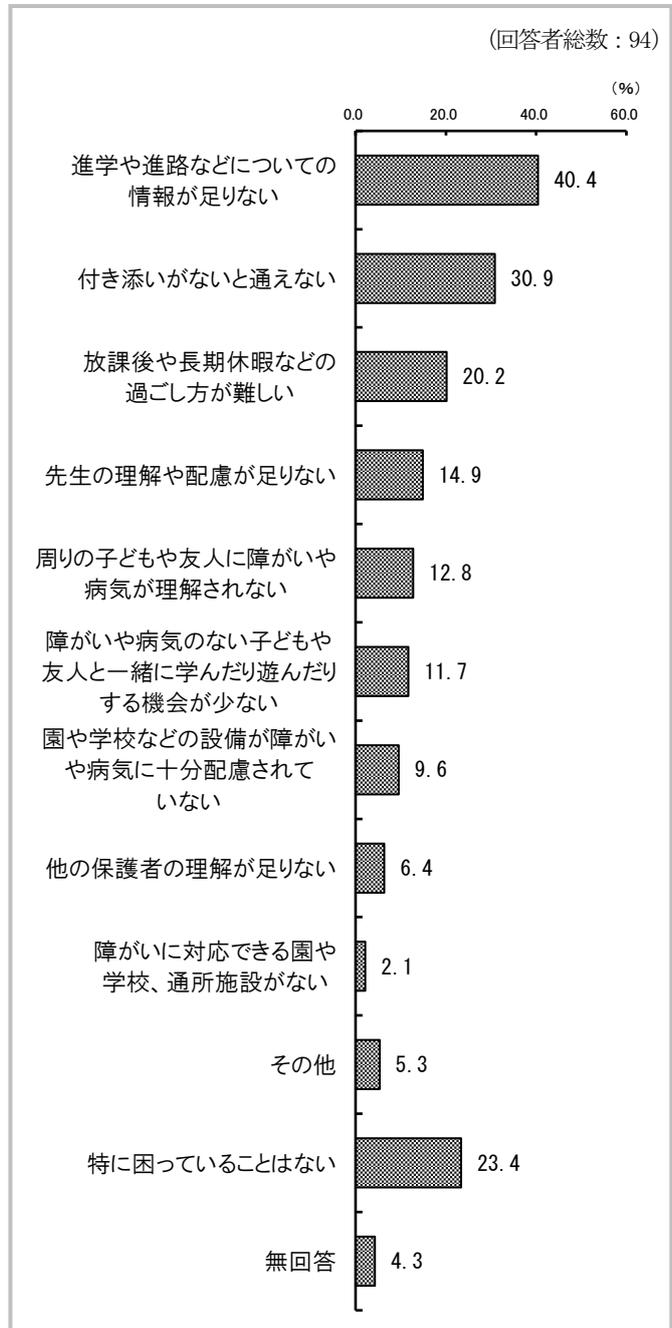
■ 現在の暮らしと今後の希望



⑤園や学校のことなどで特に困ること [障がい者アンケート]

○障がい者アンケートで、児童・生徒・学生の方が、園や学校のことなどで特に困ることについては、「進学や進路などについての情報が足りない」が40.4%で最も多く、次に「付き添いがないと通えない」が30.9%、「放課後や長期休暇などの過ごし方が難しい」が20.2%となっています。

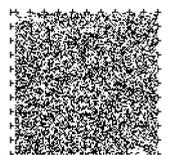
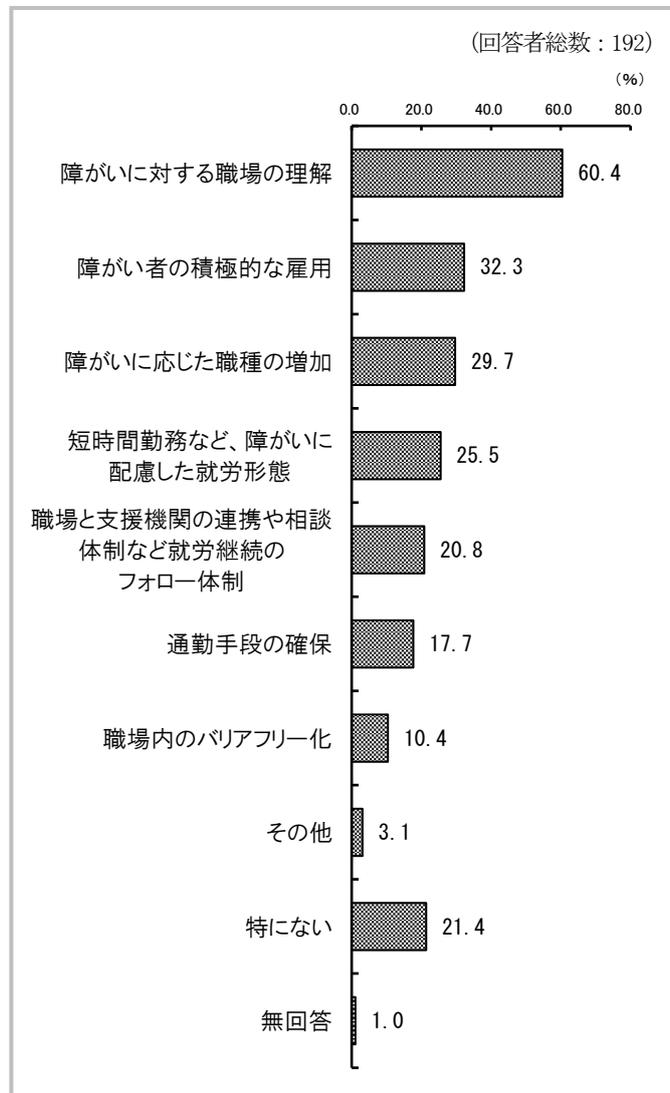
■ 園や学校のことなどで特に困ること



## ⑥働きやすい環境のために重要なこと [障がい者アンケート]

○障がい者アンケートで、現在働いている人に働きやすい環境のために重要なことについてたずねたところ、「障がいに対する職場の理解」が60.4%で最も多く、次に「障がい者の積極的な雇用」が32.3%、「障がいに応じた職種の増加」が29.7%となっています。

### ■ 働きやすい環境のために重要なこと

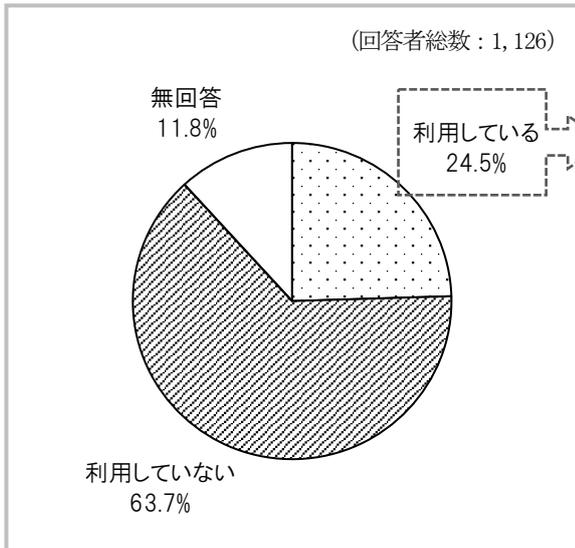


⑦障害福祉サービス・障害児通所支援の利用状況 [障がい者アンケート]

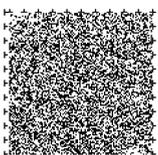
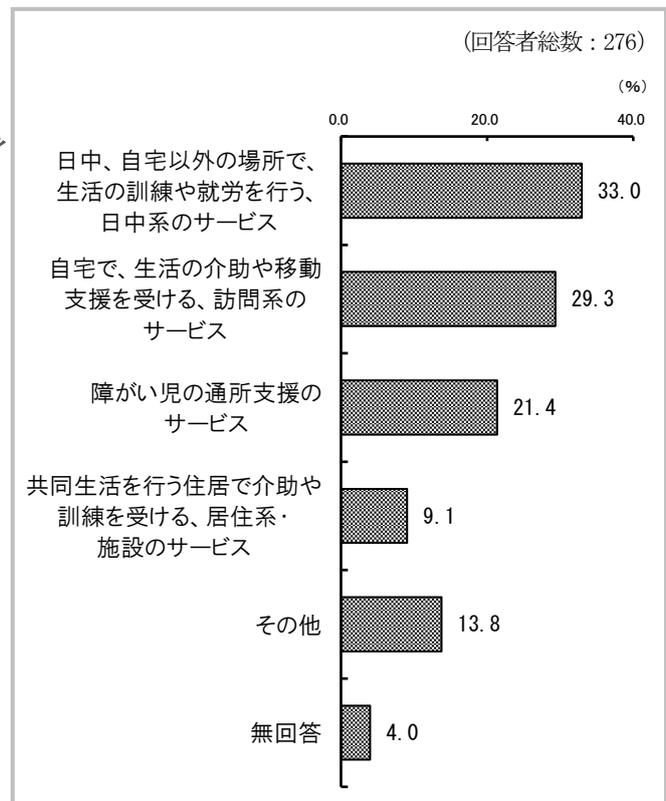
○障害福祉サービス・障害児通所支援の利用状況については、「利用している」が24.5%です。

○利用しているサービスの内容については、「日中、自宅以外の場所で、生活の訓練や就労を行う、日中系のサービス」が33.0%、「自宅で、生活の介助や移動支援を受ける、訪問系のサービス」が29.3%、「障がい児の通所支援のサービス」が21.4%となっています。

■ 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用状況



■ 利用しているサービス

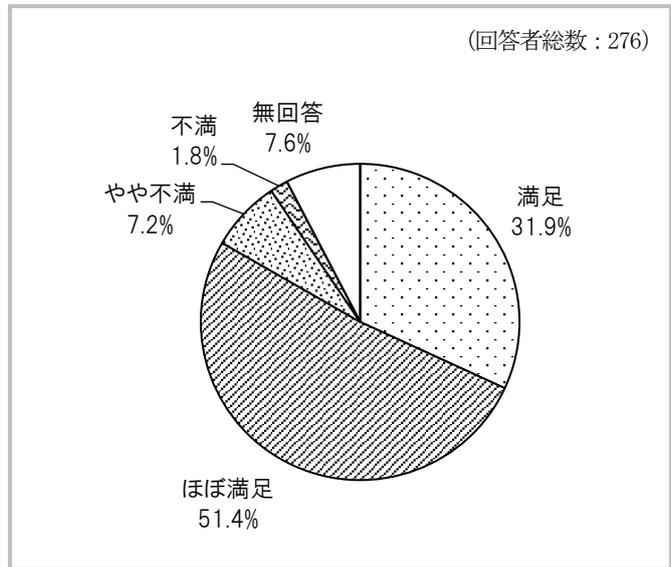


### ⑧サービスの満足度 [障がい者アンケート]

○利用しているサービスについては、約8割が満足（「満足」31.9%と「ほぼ満足」51.4%の合計）と感じています。

○不満と感じている人は9.0%（「やや不満」7.2%と「不満」1.8%の合計）です。不満を感じる理由を自由記入でたずねたところ、日数や時間など希望に沿った利用がしにくいことや、送迎や交通手段の問題、サービスの内容に関する事など、様々な意見がありました。

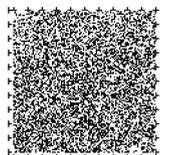
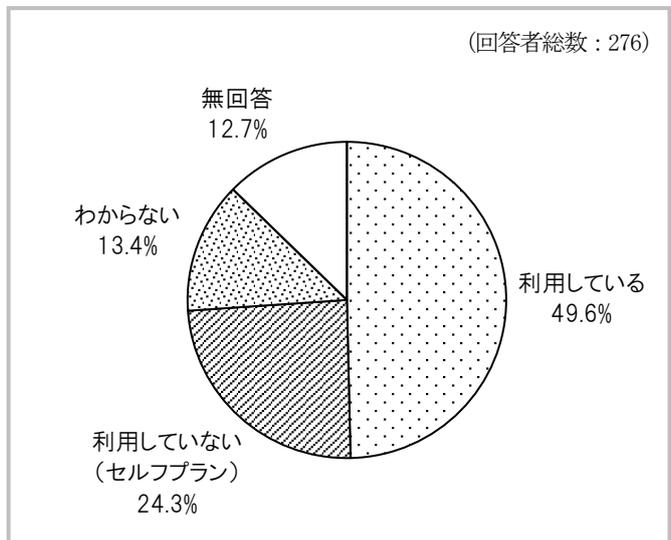
■ サービスの満足度



### ⑨計画相談支援・障害児相談支援の利用状況 [障がい者アンケート]

○計画相談支援・障害児相談支援の利用状況については、「利用している」が49.6%、「利用していない(セルフプラン)」が24.3%となっています。

■ 計画相談支援・障害児相談支援の利用状況

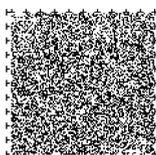
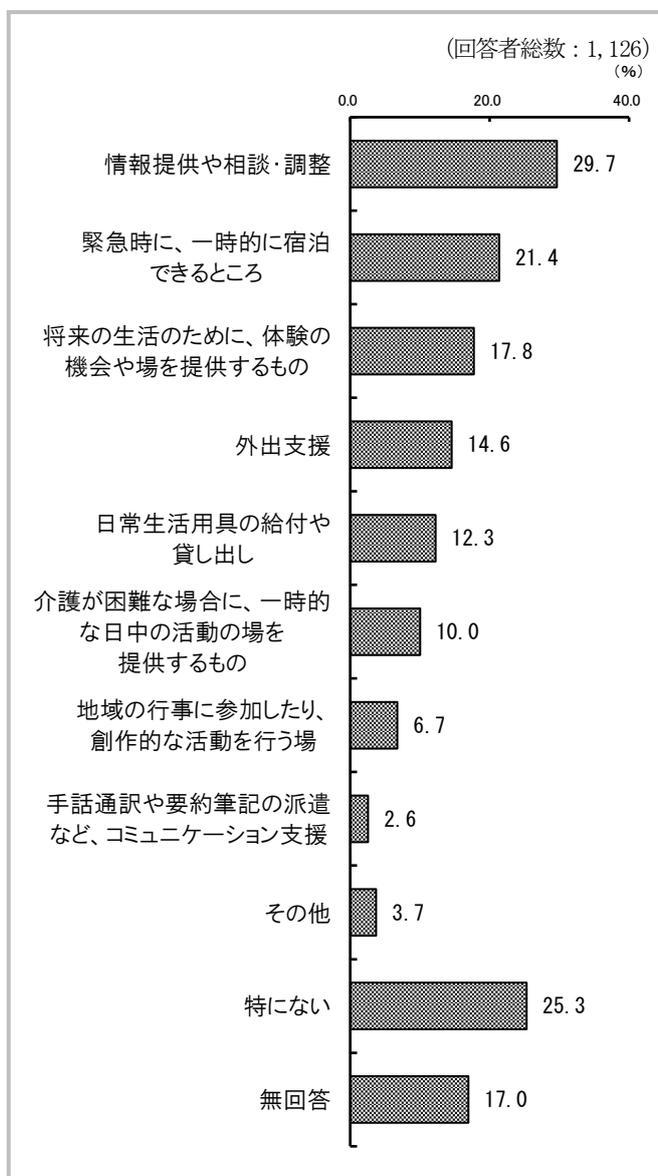


## ⑩充実してほしいサービス [障がい者アンケート]

○充実してほしいサービスについては、「情報提供や相談・調整」が29.7%で最も多く、次に「緊急時に、一時的に宿泊できる場所」が21.4%、「将来の生活のために、体験の機会や場を提供するもの」が17.8%となっています。

○充実してほしいサービスの内容を自由記入でたずねたところ、相談体制、ショートステイや緊急一時保護、就労支援、外出支援、グループホーム、余暇活動など、様々な内容がありました。

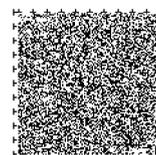
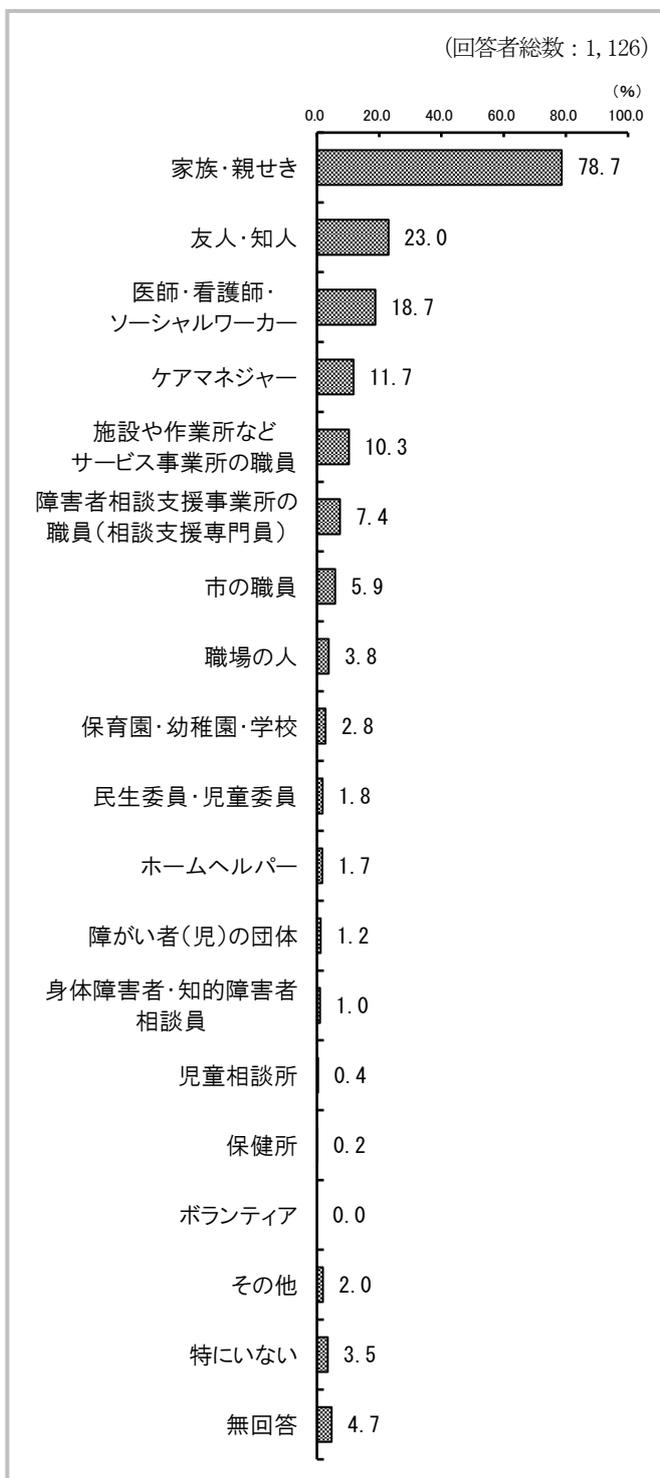
■ 充実してほしいサービス



## ⑪悩みや困りごとの相談先 [障がい者アンケート]

○悩みや困りごとの相談先については、  
「家族・親せき」が78.7%で最も多く、  
次に「友人・知人」が23.0%、「医師・  
看護師・ソーシャルワーカー」が  
18.7%となっています。

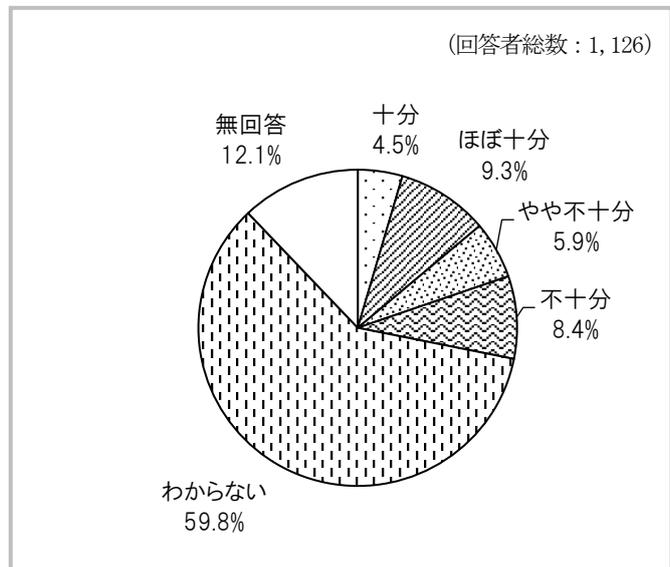
■ 悩みや困りごとの相談先



### ⑫相談体制の評価 [障がい者アンケート]

- 障がい者アンケートで、相談体制の評価については、十分であると評価している人は13.8%（「十分」4.5%と「ほぼ十分」9.3%の合計）となっています。
- 「わからない」が59.8%で多くとなっています。

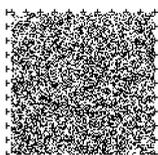
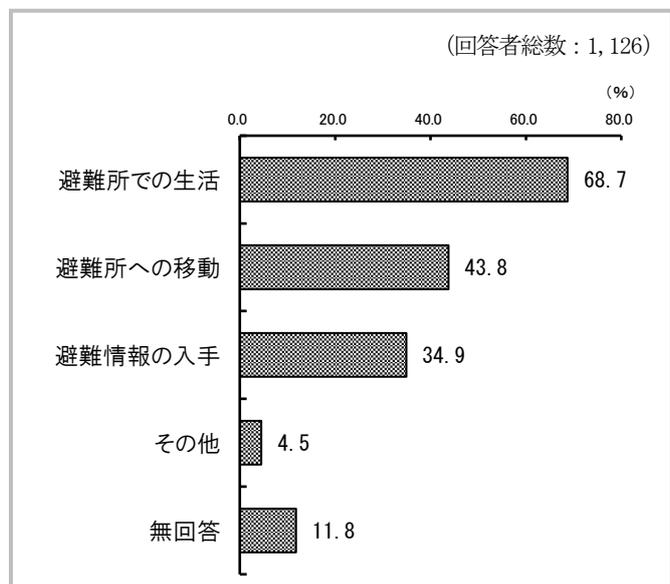
■ 相談体制の評価



### ⑬災害時に不安に思うこと [障がい者アンケート]

- 障がい者アンケートで、災害時に不安に思うことについては、「避難所での生活」が68.7%で最も多くなっています。次に「避難所への移動」が43.8%、「避難情報の入手」が34.9%となっています。

■ 災害時に不安に思うこと

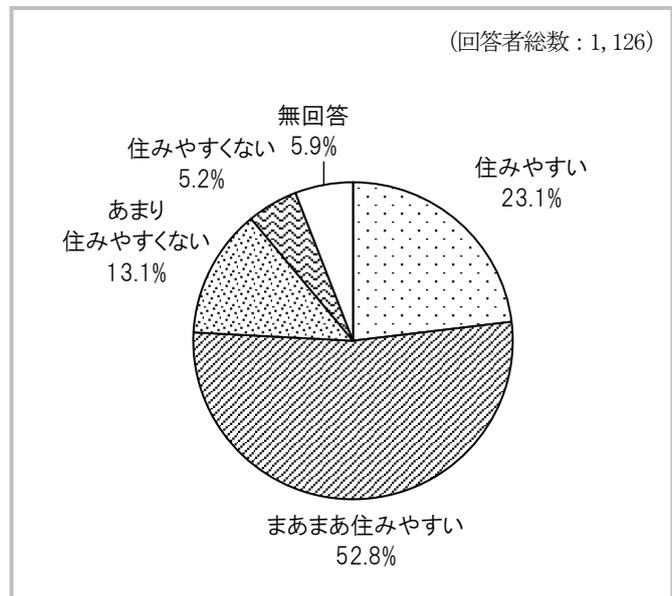


⑭ 住みよさ意識 [障がい者アンケート、一般アンケート]

○ 住みよさ意識については、障がい者アンケートでは、住みやすいと感じている人が75.9%（「住みやすい」23.1%と「まあまあ住みやすい」52.8%の合計）となっています。

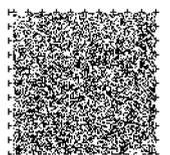
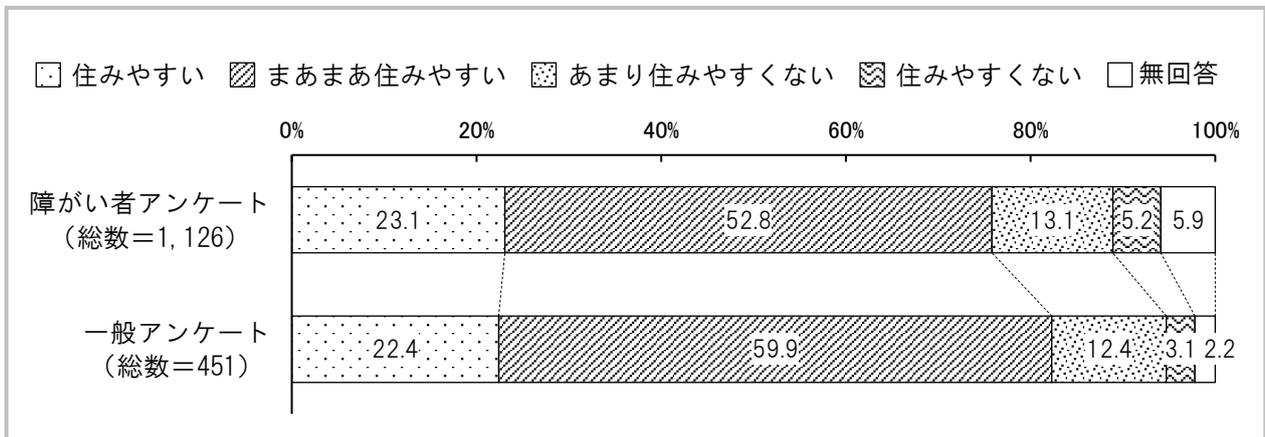
○ 一方、住みやすくないと感じている人は18.3%（「あまり住みやすくない」13.1%と「住みやすくない」5.2%の合計）となっています。住みやすくないところについては、交通や移動手段に関すること、買い物や商業施設に関することなどがあげられていました。

■ 住みよさ意識



○ 一般アンケートと比較してみると、「住みやすい」の割合はほぼ変わりませんが、「まあまあ住みやすい」は7.1ポイント少なく、住みやすいと感じている人の割合は、一般アンケートより少なくなっています。

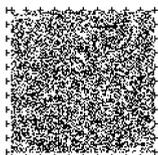
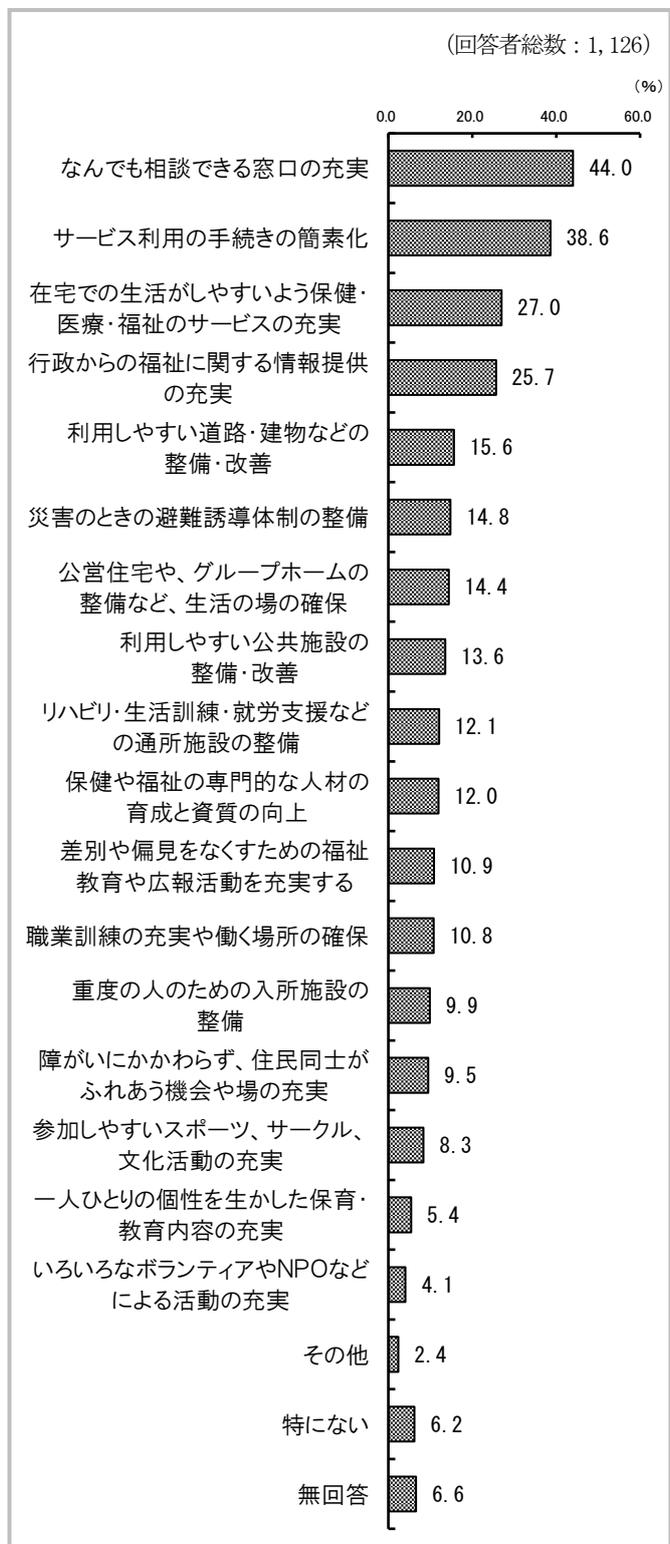
■ 住みよさ意識 — 一般アンケートとの比較



⑮住みやすいまちづくりに必要なこと [障がい者アンケート]

○障がいがある人にとって住みやすいまちづくりに必要なことについては、「なんでも相談できる窓口の充実」が44.0%で最も多く、次に「サービス利用の手続きの簡素化」が38.6%、「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が27.0%となっています。

■ 住みやすいまちづくりに必要なこと



## 4 施策の実施状況と課題

本計画の策定にあたり、庁内各課における主な施策の実施状況を整理するとともに、アンケート結果や関係団体等へのヒアリング調査などからあげられた検討課題を、5つの項目でまとめました。

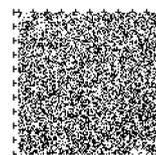
### ①障がいの理解促進と権利擁護について

#### [主な取組]

- 障がいの理解促進を目指し、市広報紙や市公式ホームページを活用した啓発活動、障害者週間等の周知、学校における福祉教育や障がい者が参加しやすいイベントの開催などを進めました。
- 令和2年度には、地域共生社会の実現を目指した白岡市第2期地域福祉計画を策定し、白岡市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉サービス提供事業所、ボランティア団体などが連携した地域福祉活動を進め、障がい者と市民が「共に生きる社会づくりを」目指しています。
- 障がいのある人の権利を守るため、障害者差別解消法の啓発を行っています。
- 令和2年度に「白岡市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業（あんしんサポートネット）」の利用促進など、障がい者の権利擁護体制の強化に努めています。

#### [今後の検討課題]

- 障がい者アンケートや、障がい者団体及びサービス提供事業者へのヒアリングでは、障がい者に対する理解等については一定の深まりがみられるものの、未だ差別や偏見を感じるという意見もあり、今後も理解促進を一層進めていく必要があります。
- 成年後見制度について、障がい者アンケートでは、「だいたい内容も知っている」、「名前は聞いたことがある」の合計が、前回の63.3%から56.3%へ減少しており、制度の周知と普及啓発に努めていくことが必要です。
- 権利擁護に関する制度の周知や情報提供も重要な課題となっています。
- 障害者差別解消法の施行と事業者による合理的配慮の提供が義務化されることから、障害者差別解消法に対する理解及び合理的配慮の提供の普及啓発を促進し、また、事業者が適切に対応できるよう支援をする必要があります。



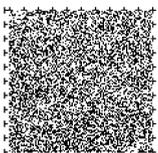
## ②福祉サービスと相談等について

### [主な取組]

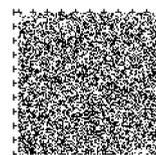
- 健康相談や健康教育、各種健（検）診などを進めており、障がい者の医療受診環境や歯科診療の充実、自立支援医療の給付などを行っています。
- 障がいの早期発見と早期療育のため、妊娠中からの切れ目のない支援を行っています。
- 令和2年度には「第2次白岡市健康増進計画」を策定し、精神保健対策の充実を進めています。
- 障がいのある人が、地域でその人らしく生きがいのある生活を送れるように、多様な生活支援サービスの充実に努めています。
- 訪問系をはじめとした各種のサービス提供体制の充実に努めており、特に、相談支援や生活支援体制については、「福祉の総合相談窓口」の設置や3か所の委託相談支援事業所のほか、埼玉北部地区基幹相談支援センター「トロンコ」及び地域生活支援拠点「オリーブ」を広域で設置するなど体制の強化に取り組んでいます。
- 日中活動の場の確保については、障がい者デイサービスや地域活動支援センター事業を行っており、住まいの確保については、施設への適切な入所支援やグループホームの案内などを行っています。
- コミュニケーションや社会参加への支援については、手話通訳者・要約筆記\*者の派遣、手話講習会の開催、図書館での大活字本やLLブックの所蔵増加などに取り組んでいます。

### [今後の検討課題]

- 障がい者アンケートでは、充実してほしいサービスについては、「相談体制」、「ショートステイや緊急一時保護」、「外出支援」、「グループホーム」等があげられており、多様なサービスが地域で提供できるよう相談窓口やサービス内容の周知と利用促進など、サービス提供事業者や関係機関と連携した取り組みが必要となっています。
- 障がい者団体やサービス提供事業者へのヒアリングでは、地域生活支援拠点事業やグループホームの充実、短期入所施設の整備、通所施設の多機能化などが課題として指摘されています。
- 地域全体として、計画相談支援員の確保や精神障害者の支援体制の充実が望まれています。
- 「親亡き後」を想定した障がい者の生活支援について、当事者や保護者が相談や体験、訓練などを生活の中に取り入れて、早めに準備していくことの必要性も指摘されています。



○令和元年には「読書バリアフリー法」、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されたことから、障がい者の読書環境の整備、情報の取得利用・意思疎通に関する施策の推進を一層進める必要があります。



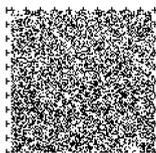
### ③就労と生きがいづくりについて

#### [主な取組]

- 埼葛北障害者就業・生活支援センター\*、ハローワーク、白岡市商工会や民間事業所などと連携を図りながら、障がい者の雇用促進を図っています。
- 文化活動やスポーツやレクリエーションなど、障がいのある人が趣味や余暇活動を楽しめる地域づくりを進めるために、ペアーズアカデミーや公民館講座などの情報提供や、障がい者が参加できるニュースポーツ教室、アダプテッドスポーツ\*の普及に努めています。
- 「のりあい交通」などの利用の普及や「移動支援事業」及び「福祉タクシー利用料金助成事業」などを行っています。

#### [今後の検討課題]

- 働くことは、障がいのある人の生活の糧となる手段であるだけでなく、社会参加の上で大きな意味があることから、生きがいをもって働き、自立と社会参加が図れるよう、様々な支援を進めることが必要となっています。
- 障がい者団体やサービス提供事業者へのヒアリングでは、市単独の「障がい者就労支援センター\*」の設置や、特別支援学校と市・就労関係機関の連携強化などが指摘されました。
- 障がい者アンケートでは、自由記述の中で「交通や移動・外出」への要望が多くなっており、障がい者の社会参加において、移動手段の確保が重要な課題となっています。
- 平成30年に「障害者文化芸術推進法」が施行され、障がい者の文化芸術活動の奨励が重要となっています。
- 障がい者の就労や外出支援の充実とともに、障がい者の文化活動やスポーツ活動及び交流機会の拡充などの充実が必要となっています。



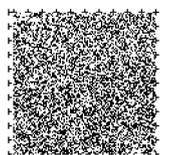
#### ④安心・安全なまちづくりについて

##### [主な取組]

- バリアフリー化については、障がいのある人が自由に外出し活動できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備など、生活関連施設の整備と充実を進めています。
- 近年多発する集中豪雨などの災害に対応し、「はぴすしらか」などを福祉避難所と指定するとともに、避難所備品の整備、「避難行動要支援者名簿登録制度」の普及など、災害などの非常時においても、障がいのある人が安心して行動ができる体制づくりを進めています。

##### [今後の検討課題]

- 障がいのある人が、必要な医療を安心して受診できる環境づくりが求められています。
- 「発達外来専門の病院がほしい」といった意見があります。
- 障がい者アンケートでは、災害時に不安に思うことについては、「避難所での生活」や「避難所への移動」が多くなっているほか、「福祉避難所の整備」や「避難所のバリアフリー化」に関する意見もみられることから、災害時における支援の充実が求められています。
- 聴覚障害者団体へのヒアリングでは、災害時の情報提供（入手）方法に関する不安や福祉避難所の整備や充実についての意見が出されており、障がいに応じた支援に取り組むことが重要となっています。



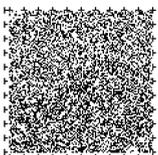
## ⑤療育や保育・就学等について

### [主な取組]

- 発達支援が必要な子どもの早期発見、早期支援に努めています。
- 児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業を行う事業所や放課後等デイサービス事業を行う事業所の立地が進み、障がいのある幼児や児童・生徒の支援の充実が図られています。
- 教育委員会やこども保育課では発達障がい児等に対応する保育所等巡回支援事業を行っています。
- すべての小・中学校に特別支援学級を設置し、支援籍\*制度（特別支援学校と市立小中学校の両方に籍を置く）を活用した交流学习を行っています。

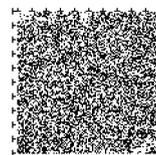
### [今後の検討課題]

- 心身ともに発達する時期にある子どもにとって、早い段階からそれぞれの発達に応じた適切な支援を受けられるとともに、親の不安解消を目指していくことが重要となっています。
- 障がいのある子どもと家庭への支援にあたっては、それぞれに対応した療育や相談支援、多機関が連携した切れ目のない支援など、きめ細かな支援体制が求められています。
- 障がい者アンケートでは、18歳以下の方が園や学校で困ることについて、0～6歳では「付き添いがないと通えない」が多く、7～18歳では「進学や進路などについての情報が足りない」が多くなっており、子どもの発達や成長、子育て家庭に寄り添った支援が求められています。
- 障がい者団体やサービス提供事業者へのヒアリングでは、障がいや発達の遅れがわかった段階からの継続的な相談支援や、福祉、保健、教育が連携した情報共有と支援体制の取り組みの重要性が指摘されています。



## 第3章 障害者基本計画 - 施策の展開

---





## 第3章 障害者基本計画 - 施策の展開

### 基本的な考え方

基本理念及び国や県の動向に基づき、本計画では次の5つの基本目標を定め、施策を推進します。

#### <基本目標Ⅰ> みんなで障がいの理解を深め、権利を護るまちにしよう

障がいのある人や障がいについてみんなが理解していくことは、障がいのある人が生活しやすいまちづくりのための第一歩です。子どもから大人まで、市民の誰もが障がいについて理解を深められるよう、様々な障がいの特性についての理解促進と共生社会に対する啓発活動を進めます。

特に、ここ数年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、障がい者の社会参加や地域との交流などを進めることはできませんでした。障がい者の理解促進に向けて、今一度、啓発活動や情報提供の充実を図ります。

また、障がいのある人の権利を守るため、関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある人自身が住みやすいまちの将来を考え、その意見がまちづくりに反映されるよう、障がいのある人のまちづくりへの参加機会の拡充を進めます。

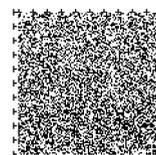
#### <基本目標Ⅱ> 一人一人の生活が充実したまちにしよう

障がいのある人が、生きがいのある生活を送れるよう、様々なサービスや基盤を整備していくことが必要です。

特に、相談支援体制と情報提供は、障がいのある人のきめ細かいニーズに的確に対応するために重要であることから、その充実に努め、「親亡き後」を想定した、長期的視点を持った障がい者の生活支援について、当事者や保護者を含めて地域全体で意識的に取り組んでいくこととします。

また、令和元年には「読書バリアフリー法」、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。障がい者の読書環境の整備、情報の取得利用・意思疎通に関する施策や事業の推進を図ります。

さらに、日中活動の場や住まいの場の確保、コミュニケーションや社会参加への支援など、障がいのある人の生活の場と地域とのかかわりが充実したものとなるよう整備を進めます。



### <基本目標Ⅲ>共に働き、共に楽しむまちにしよう

働くことは、障がいのある人の生活の糧となる手段であるだけでなく、社会参加の上でとても大きな意味があるものです。生きがいをもって働き、自立と社会参加が図られるよう、様々な支援を進めることが必要です。障がい者雇用を促進するとともに、市内に「障がい者就労支援センター」の設置など多様な就労支援策の充実に努めます。

また、平成30年に「障害者文化芸術推進法」が施行されました。スポーツやレクリエーション、文化活動など、障がいのある人が趣味や余暇活動を楽しめるよう、情報提供や機会の拡充に努めます。

障がい者の就労や文化活動、スポーツ活動などへの参加には、外出や移動支援が重要になります。多様な外出・移動支援関連事業の充実に努めます。

### <基本目標Ⅳ> 安心・安全なまちにしよう

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、必要な医療や支援を受けられることが重要です。

また、障がいのある人が自由に外出し活動できるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めることが必要です。近年多発する集中豪雨など、災害時の避難行動や避難所生活などに対して、障がいのある人は多くの不安を感じています。障がいのある人に配慮した避難所や避難誘導體制などを整え、災害などの非常時においても、障がいのある人が安心して行動できる体制づくりに努めます。

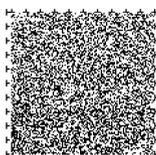
さらに、障がいがある人が身近なところで安心して医療を受けられる環境の整備を進めます。

### <基本目標Ⅴ>健やかな育成を支援するまちにしよう

心身ともに成長する時期にある子どもにとって、早い段階からそれぞれの成長に応じた適切な支援を受けることが重要です。発達支援が必要な子どもの早期発見、早期支援に取り組むとともに、家族の支援に努めます。

近年、市内には児童発達支援や放課後等デイサービス事業などを提供する事業所が増えています。支援を必要とする障がい児が適切なサービスを受けることができるよう、継続した切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、保健、医療、福祉、教育とも連携した支援体制の確立に努めます。



# 施策の体系

**基本目標 I**  
みんなで障がいの理解を深め、  
権利を護るまちにしよう

(1) 相互理解の強化

- ①啓発・広報活動の推進
- ②福祉教育・地域交流の支援

(2) 地域福祉の促進

- ①地域における福祉活動の促進
- ②ボランティア活動の推進

(3) 権利擁護の取組の充実

- ①権利擁護の推進
- ②障がいのある人の参加促進

**基本目標 II**  
一人一人の生活が充実したまち  
にしよう

(1) 地域生活支援体制の充実

- ①相談支援体制等の充実
- ②サービス提供体制の充実

(2) 日中活動の場の確保

- ①日中系サービスの確保・充実

(3) 住まいの場の確保

- ①施設入所支援の充実
- ②グループホーム等の確保・充実
- ③住宅の整備等

(4) コミュニケーションの  
支援

- ①コミュニケーション手段の充実
- ②情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実
- ③視聴覚障がい者等の読書環境の整備

**基本目標 III**  
共に働き、共に楽しむまちに  
しよう

(1) 就労支援体制の充実

- ①雇用の場の創出
- ②就労と職場定着の支援
- ③職業訓練体制の整備・充実

(2) 生きがいづくりの支援

- ①交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大
- ②外出や移動の支援
- ③スポーツ・文化活動の振興

**基本目標 IV**  
安心・安全なまちにしよう

(1) 保健・医療サービスの  
充実

- ①健康づくりの推進
- ②保健・医療との連携強化
- ③公費医療負担制度の利用促進

(2) 福祉のまちづくりの推進

- ①まちづくりの総合的推進
- ②公共施設等の整備

(3) 安全な暮らしの確保

- ①防災対策の充実
- ②防犯対策の充実

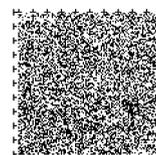
**基本目標 V**  
健やかな育成を支援するまちに  
しよう

(1) 療育体制の充実

- ①地域療育・相談支援体制の整備
- ②発達障がい児・者支援の充実
- ③障がい児保育等の推進

(2) 障がい児教育等の充実

- ①インクルーシブ教育システムの推進
- ②教職員の指導力の向上
- ③相談支援体制の充実
- ④学校施設の整備



## 基本目標 I みんなで障がいの理解を深め、権利を護るまちにしよう

### (1) 相互理解の強化

- 障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、障がいのある人もない人もともに生きる社会（＝共生社会）の理念について普及・啓発に努めます。
- 子どものころから生涯にわたって、人権尊重の精神に根ざした福祉教育を推進するとともに、地域における交流とふれあいの機会への支援を進めます。

#### ヒアリング調査やアンケート調査から

- 障がいの理解は徐々に良い方向に進んでいるが、今後も、障害者差別解消法をはじめとして周知を進めてほしいです。[ヒアリング]
- コロナ禍で休止になったイベント等を以前のように取り戻してほしい。[ヒアリング]
- 障がいへの理解が深まっていると感じている障がい者は3割弱で前回とほぼ同じです。[障がい者アンケート]
- 知的障害者では、障がいのために差別を感じた経験のある人が多くなっています。[障がい者アンケート]

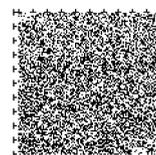
### ①啓発・広報活動の推進

No.	施策と内容
1	<b>「共生社会」をつくる意識の高揚</b> ○市広報紙や市公式ホームページの活用のほか、障害福祉サービス事業所の製造品を販売する「福祉の店」（市役所本庁舎1階）など、様々な機会を捉え「障がいのある人もない人もともに支え合い、育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会（＝共生社会）」の理念の普及・啓発活動を実施します。
2	<b>「障害者週間」を活用した理解促進</b> ○障害者基本法に定められている「障害者週間（毎年12月3日から12月9日まで）」について周知を図ります。 ○障がい者団体や関係機関と連携し、「障害者週間」を中心として、共生社会への理解促進と障がい者の社会参加の普及・啓発活動に努めます。



## ②福祉教育・地域交流の支援

No.	施策と内容
3	<b>福祉教育の充実</b> ○福祉教育や福祉学習はもとより、学校教育全体を通じて、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム*の構築に努めます。 ○学校における福祉体験や交流及び共同学習などを通じて、障がいのある人と身近に接しながら障がいの理解を深められる機会を推進します。 ○市内小・中学校において、支援籍学習を進め、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図ります。
4	<b>交流機会の拡充</b> ○障がいのある人が、埼玉地区で開催している「埼玉人権を考えるつどい」、市で開催している「“じんけん”ふれあいコンサート」などのイベントや各種研修会に参加しやすい体制の整備と、交流・ふれあいの機会の支援を図ります。



## (2) 地域福祉の促進

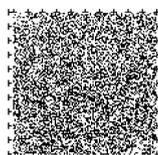
- 地域における福祉意識の醸成と福祉活動を促進し、障がいのある人やその家族の地域での生活を支えられる福祉のまちづくりを進めます。
- 障がいのある人の地域生活を支えるボランティアの育成を促進するとともに、活動を推進します。

### ヒアリング調査やアンケート調査から

- ひきこもりの人に対する関わり方が難しいと感じています。[ヒアリング]
- 精神障がいの人、ひきこもりの人は増えていると思います。地域の理解や支援策を進めていくことが重要。[ヒアリング]
- 『障がい』は身体・知的・精神と、幅と奥が深く、障がい者の現状などは理解しづらい。[ヒアリング]
- 障がい者が地域で生活していくために重要なことについては、「地域の理解や支えあい」が約5割で最も多くなっています。[市民アンケート]

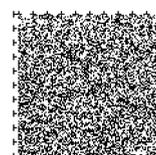
### ①地域における福祉活動の促進

No.	施策と内容
5	<b>地域の見守り活動の強化</b> ○障がいのある人が地域の中で安心して生活ができるよう、身近な地域における手助けや見守り活動を促進します。
6	<b>白岡市社会福祉協議会との連携</b> ○地域福祉を担う専門組織であり、地域に根差した活動を展開している白岡市社会福祉協議会との連携を図りながら、地域福祉活動を促進します。 ○白岡市社会福祉協議会に設置している「福祉の総合相談窓口」との連携を強化します。
7	<b>民生委員・児童委員との連携</b> ○民生委員・児童委員に対し、障がい者福祉施策や障害福祉サービスに関する情報提供を進めます。 ○埼葛北地区地域自立支援協議会と民生委員・児童委員の連携を図り、障がい者への理解促進を図ります。



## ②ボランティア活動の推進

No.	施策と内容
8	<p><b>ボランティアの育成・確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ボランティア活動の中核であるボランティアセンター（白岡市社会福祉協議会）の活動を推進するとともに、連携を図ります。</li><li>○手話ボランティアや点字ボランティアなど障がい者支援に関する各種ボランティアの育成や活動の促進を図ります。</li></ul>
9	<p><b>ボランティアセンターへの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「はぴすしらおか」内のボランティアビューローや団体活動室を団体活動の場として提供するとともに、ボランティア連絡会の機能強化、ボランティアコーディネーターやボランティア情報の充実など、ボランティアセンターを運営する白岡市社会福祉協議会の活動を支援します。</li></ul>



### (3) 権利擁護の取組の充実

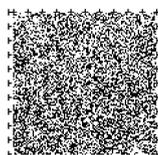
- 障がいのある人の権利を守るため、関係法令などの周知と理解を進めるとともに、関係機関との連携のもと相談支援体制の充実に取り組みます。
- 障がい者施策の着実な推進のために、障がいのある人のまちづくりの参画機会の充実に努めます。

#### ヒアリング調査やアンケート調査から

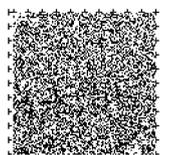
- 成年後見制度について、当事者やその家族などに説明会などを開催してほしいと思います。[ヒアリング]
- あんしんサポートネットの利用は増えてはいません。[ヒアリング]
- 障害者差別解消法の周知状況については、前回の調査と比較してみると、「内容を知っている」、または「名前は聞いたことはある」という割合が減少しています。[障がい者アンケート]
- 成年後見制度の周知状況については、前回の調査と比較してみると、「内容を知っている」、または「名前は聞いたことはある」という割合が減少しています。[障がい者アンケート]

#### ①権利擁護の推進

No.	施策と内容
10	<b>人権擁護への取組</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○障がい者をはじめとした様々な人権問題について相談できる機会を提供している「人権相談」について、周知を図ります。</li><li>○障がいのある人の権利擁護に関わる援助などを行う埼玉県社会福祉協議会に設置されている「権利擁護センター*」の存在や事業内容についての周知を図ります。</li><li>○市公式ホームページやSNS等を活用した周知・啓発に努めます。</li><li>○市職員をはじめ市民や事業者に対して、障害者権利条約の批准及びそれに向けて整備された障害者差別解消法などを踏まえ、障がい者に対する不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供の推進と支援、普及啓発に努めます。</li></ul>

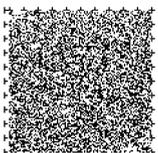


No.	施策と内容
11	<p><b>障がいのある人への虐待の防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人への虐待防止及び養護者に対する支援のため、市障害者虐待防止センターの機能の充実を進めます。</li> <li>○「埼玉県虐待通報ダイヤル」の周知に努めます。</li> <li>○埼玉葛北地区地域自立支援協議会と連携した職員研修などにより、虐待防止に向けた体制の強化を図ります。</li> <li>○情報提供や連絡調整など、県の「障害者権利擁護センター」*との連携を図ります。</li> <li>○市職員をはじめ、市民や事業者に対して、「障害者虐待防止法*」の周知に努めます。</li> </ul>
12	<p><b>日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○判断能力が十分でない高齢者や知的障害者、精神障害者が一人で生活していくには不安のある方が、権利を侵害されず安心して生活を送れるよう、金銭管理や通知等の内容確認を支援する埼玉県日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の周知と利用促進に努めます。</li> </ul>
13	<p><b>成年後見制度等の利用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○判断能力が不十分な障がい者が、その人の有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができるよう、成年後見制度の利用の支援を行います。</li> <li style="padding-left: 20px;">[障害福祉計画－地域生活支援事業]</li> <li style="padding-left: 20px;">◇成年後見制度利用支援事業</li> <li>○白岡市社会福祉協議会に設置した「白岡市成年後見サポートセンター」の周知と利用促進を図ります。</li> <li>○地域でのサポートができるよう、市民後見の人材育成のための研究を進めます。</li> <li>○市職員をはじめ、市民に対して、成年後見制度の周知に努めます。</li> </ul>
14	<p><b>投票しやすい環境づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投票所において障がいのある人も投票しやすい環境づくりを進めます。</li> <li>○郵便等による不在者投票制度について周知を図ります。</li> </ul>



## ②障がいのある人の参加促進

No.	施策と内容
15	<b>当事者との連携・協力</b> ○障がい者団体の育成・支援に努めるとともに、障がいのある人、家族、白岡市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携・協力体制の充実を図ります。
16	<b>ニーズの把握と情報交換</b> ○より効果的な施策・事業の展開に向けて、アンケート調査や懇談会等を通じて、当事者のニーズの把握や施策に対する提案・意見など、きめ細かい情報交換などを行います。



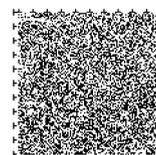
## 基本目標 Ⅱ 一人一人の生活が充実したまちにしよう

### (1) 地域生活支援体制の充実

○障がいのある人とその家族に対する相談支援の充実に努めるとともに、障がいのある人の生活を支援する多様なサービスの提供を進めます。

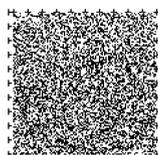
#### ヒアリング調査やアンケート調査から

- 計画相談事業所の数が足りません。[ヒアリング]
- 地域生活支援拠点の利用はまだこれからです。「親亡き後」として、どう使ったらいいのかわからないようです。[ヒアリング]
- 8050問題、「親亡き後」の生活の場の不安の声が多く聞かれる。[ヒアリング]
- 親御さんは、先のことも考えてほしいと思うが、どういうわけか先のことを考えない家庭も多いようです。[ヒアリング]
- 入所施設から地域移行も積極的に進めていく必要があります。そのためには、コーディネーターの増員が望まれます。[ヒアリング]
- 市内及び近隣自治体にある短期入所事業では、必要なときにすぐに利用できる状況になっていません。緊急時に対応できる公立の単独型短期入所事業所を広域で検討するなど、短期入所事業整備の抜本的改善と早急な整備を進めてください。[ヒアリング]
- 障がい者の相談支援先の周知状況が低い結果となっています。[障がい者アンケート]
- 悩みや困りごとの相談先については、「家族・親せき」が約8割で最も多くなっています。[障がい者アンケート]
- 障がいがある人にとって住みやすいまちづくりに必要なことについては、「なんでも相談できる窓口の充実」が約4割で最も多くなっています。[障がい者アンケート]

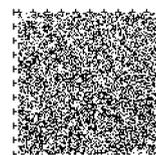


## ①相談支援体制等の充実

No.	施策と内容
1	<p><b>相談支援（計画相談支援・地域相談支援）</b></p> <p>○障がいのある人の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めます。</p> <p>〔障害福祉計画－指定障害福祉サービス〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇計画相談支援</li> <li>◇地域移行支援</li> <li>◇地域定着支援</li> </ul> <p>○埼玉葛北地区地域自立支援協議会等において、広域で指定特定相談支援事業所の増加や相談支援専門員の育成に努め、安定した提供体制を進めます。</p> <p>○相談支援体制の充実を図るため、白岡市社会福祉協議会と検討を進めます。</p>
2	<p><b>相談支援事業</b></p> <p>○障がいのある人の様々なニーズに的確に対応できるように、相談支援体制を充実させるとともに、障がいのある人が安心して自分らしく暮らすことができるよう、相談・支援体制の確立を図ります。</p> <p>○3市2町の広域により、相談支援事業を3か所で実施するとともに、埼玉葛北地区地域自立支援協議会を運営します。</p> <p>〔障害福祉計画－地域生活支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇相談支援事業</li> <li>◇埼玉葛北地区地域自立支援協議会</li> <li>◇相談支援機能強化事業</li> </ul> <p>○総合相談の核となる「埼玉葛北地区基幹相談支援センター」の周知を図ります。</p> <p>○長期的視点から障がい者の生活を支援するため、埼玉葛北地区地域生活支援拠点事業の周知徹底と、相談機能（コーディネーター）の強化を図ります。</p>

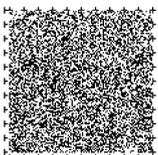


No.	施策と内容
3	<p><b>庁内の相談窓口の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人の様々なニーズに応え、窓口での相談業務を充実させるため、社会福祉士等の有資格者の配置を進めます。</li> <li>○令和4年度に設置した、「福祉の総合相談窓口」の周知を図るとともに、関係機関と連携の取れた支援体制の確立を進めます。</li> <li>○県や各種団体が実施する研修へ職員を派遣し、専門的知識を向上させることにより、様々な相談内容にも適切に対応できる体制の充実を図ります。</li> </ul>
4	<p><b>ピアカウンセリング*</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人の立場での適切な助言や生活設計の支援を行えるよう、身体障害者相談員、知的障害者相談員の周知に努めるなど、障がい当事者やその家族等による相談（ピアカウンセリング）を推進します。</li> <li>○障がい当事者やその家族等による相談（ピアカウンセリング）や集いの場として「精神障がい者生活セミナー」を実施します。</li> <li>○障害者相談員等の人材育成・確保に努めます。</li> </ul>
5	<p><b>地域における相談体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における相談支援体制を充実するため、民生委員・児童委員と埼玉北地区地域自立支援協議会との連携を強化するとともに、行政区長などに対して、研修会や講演会の参加、国や県等からの情報提供などを進めます。</li> <li>○白岡市社会福祉協議会等と連携するなど、身近な地域で相談に応じる担い手の育成を検討します。</li> </ul>
6	<p><b>経済的支援についての相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人が将来にわたって経済的に不安のない生活を送れるように、特別障害者手当など各種手当や減免制度が適正に受給・利用できるよう、相談、助言に努めます。</li> <li>○障害年金等の年金制度や心身障害者扶養共済制度の適切な利用ができるよう、手帳取得時等に「障がい者の福祉ガイド」を配布するなど、機会を捉えて制度についてわかりやすい周知を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら普及に努めます。</li> </ul>

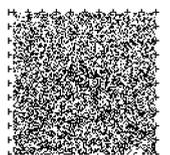


## ②サービス提供体制の充実

No.	施策と内容
7	<p><b>訪問系サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスを提供します。</li> <li>○安定して必要なサービスが利用できるよう、提供事業所の整備を促進します。</li> </ul> <p>[障害福祉計画－指定障害福祉サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇居宅介護</li> <li>◇重度訪問介護</li> <li>◇同行援護</li> <li>◇行動援護</li> <li>◇重度障害者等包括支援</li> </ul> <p>[障害福祉計画－地域生活支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇訪問入浴サービス事業</li> </ul>
8	<p><b>日常生活用具給付等事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。</li> </ul> <p>[障害福祉計画－地域生活支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇日常生活用具給付等事業</li> </ul>
9	<p><b>日中一時支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。</li> </ul> <p>[障害福祉計画－地域生活支援事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇日中一時支援事業</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「白岡市障害者デイサービスセンター」については、利用者のニーズに対応しながら事業の充実に努めます。</li> </ul>
10	<p><b>補装具費の支給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体に障がいのある人に補装具費の支給を行います。</li> </ul>



No.	施策と内容
11	<b>配食サービス</b> ○食事の調理が困難な在宅で生活する障がいのある人等に、週2回の範囲内で調理済みの夕食を宅配し、障がいのある人の健康増進と安否確認を行うサービスを提供します。
12	<b>紙おむつの給付</b> ○障がいがあり紙おむつを必要とする方に紙おむつを1割負担で支給します。
13	<b>障害児（者）生活サポート事業</b> ○在宅の心身障がい児（者）の地域生活を支援するため、一時預かり、移送、外出援助などのサービスを提供する団体に対して経費を助成します。 ○サービス事業者の拡充や補助対象利用時間について検討します。
14	<b>緊急時通報システム事業</b> ○一人暮らしでも安心して生活できるよう、ボタン一つで受信センターを経由して救急要請が可能な専用通報機を貸与します。
15	<b>はいかい者家族等支援探索サービス事業</b> ○障がいのある人の安全確保と家族等の負担軽減を図るため、はいかい行動のある障がいのある人が所在不明となった場合の探索及び保護の支援を行います。



## (2) 日中活動の場の確保

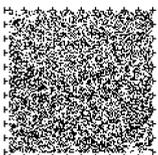
○障がいのある人が、日中を有意義に心豊かな生活が送れるよう、日中活動の機会及び活動の場の充実を進めます。

### ヒアリング調査やアンケート調査から

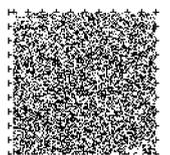
- 精神障がいの人たちが、ふらっと立ち寄って話ができる場所があるといいと思います。[ヒアリング]
- 市内には、障がい者が日中通える場所があり、自宅から通所する人が多くいます。[ヒアリング]
- 地域活動支援センターが、JR路線上に必要です。[ヒアリング]
- 平日の昼間の過ごし方については、「事業所（作業所）やデイケアに通っている」が約1割となっています。[障がい者アンケート]

### ①日中系サービスの確保・充実

No.	施策と内容
16	<b>日中活動等サービス</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービスを提供します。</li><li>○安定して必要なサービスが利用できるよう、提供事業所の整備を促進します。 [障害福祉計画－指定障害福祉サービス]<ul style="list-style-type: none"><li>◇生活介護</li><li>◇療養介護</li></ul></li></ul>
17	<b>短期入所サービス</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で介護等を提供します。</li><li>○安定してサービスが利用できるよう、提供事業所の整備を促進します。 [障害福祉計画－指定障害福祉サービス]<ul style="list-style-type: none"><li>◇短期入所</li></ul></li><li>○緊急時にも対応できる単独型短期入所事業について、広域による整備を検討するなど、短期入所サービスの充実を進めます。</li></ul>



No.	施策と内容
18	<p><b>自立訓練</b></p> <p>○障がいのある人の生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練を提供します。</p> <p>○安定して必要なサービスが利用できるよう、提供事業所の整備を促進します。</p> <p>[障害福祉計画－指定障害福祉サービス]</p> <p>◇自立訓練（機能訓練）</p> <p>◇自立訓練（生活訓練）</p>
19	<p><b>地域活動支援センター</b></p> <p>○自立生活の支援や生活の質の向上という観点から、社会との接点をもちながら様々な活動の機会が得られるよう、資源の確保、創作的活動または生産活動の機会の提供を進めます。</p> <p>[障害福祉計画－地域生活支援事業]</p> <p>◇地域活動支援センター事業</p>



### (3) 住まいの場の確保

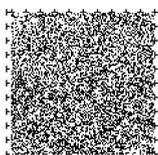
- 障がいのある人の住まいの場が確保され、障がいに応じた必要な支援が受けられるよう、入所施設やグループホーム等のサービスの充実を促進します。
- 障がいのある人が住み慣れた住居で生活しやすいよう、住宅の改修や整備などについての情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

#### ヒアリング調査やアンケート調査から

- 親が元気なうちに、子どもたちの新たな暮らしを見たいと望んでいますが、入所施設やグループホームなど暮らしの場がまったく足りません。[ヒアリング]
- 将来の暮らしのために、短期入所できるグループホームがあるといいです。[ヒアリング]
- 充実してほしいサービスについては、「緊急時に、一時的に宿泊できる場所」が約2割で上位となっています。[障がい者アンケート]

#### ①施設入所支援の充実

No.	施策と内容
20	<b>施設入所支援</b> ○安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。 [障害福祉計画－指定障害福祉サービス] ◇施設入所支援
21	<b>入所施設等の整備</b> ○施設を必要とする人に、周辺地域で十分な量が確保できるよう、近隣市町又は民間の社会福祉法人などの連携・協力により、広域的な整備に努めます。

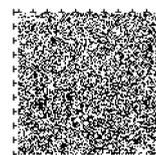


## ②グループホーム等の確保・充実

No.	施策と内容
22	<p><b>居住支援</b></p> <p>○住まいの場が確保され、さらに日常生活上の相談やきめ細かい支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの内容充実と利用者一人一人に配慮した支援に努めます。</p> <p>○必要な人が身近な地域で安心して居住支援サービスが利用できるよう、グループホームの整備について事業者の参入を促進するよう努めます。</p> <p>[障害福祉計画－指定障害福祉サービス]</p> <p>◇グループホーム（共同生活援助）</p> <p>◇自立生活援助</p>
23	<p><b>生活ホーム</b></p> <p>○自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情等の理由でそれが難しい障がい者に対し、相談や日常生活に必要な支援を行っています。今後は、グループホームへの移行を促進するなど、住まいの場の確保に努めます。</p>

## ③住宅の整備等

No.	施策と内容
24	<p><b>暮らしやすい住宅の整備促進</b></p> <p>○バリアフリー仕様を広く普及するとともに、重度障がい者向け住宅改善の助成制度等を通じて、住宅改修を支援します。</p> <p>○手すり設置などの住宅改修についての情報を希望する方に対し、きめ細かい情報提供を進めます。</p>
25	<p><b>介護保険による居宅介護住宅改修の利用促進</b></p> <p>○介護保険の被保険者で要支援・要介護認定を受けた方が、在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修の利用について、制度の周知と利用のための相談を行います。</p>
26	<p><b>住宅入居等の支援</b></p> <p>○住居を必要とする障がいのある人への支援を進めるため、相談支援体制の整備に努めます。</p>



#### (4) コミュニケーションの支援

○障がいの特性に応じたわかりやすい情報提供に努めるとともに、障がいのある人が可能な限り意思疎通を行えるようコミュニケーションの支援を進めます。

##### ヒアリング調査やアンケート調査から

○市内で生活していて、情報は不足しています。コミュニケーションが取りにくい。手話のできる市民も少ないし、手話通訳者も不足しています。[ヒアリング]

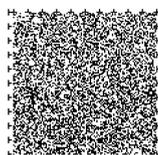
○障がい者+（プラス）高齢者の家庭には、必要な情報が届きにくいと思います。[ヒアリング]

○利用者の高齢化などにより、音訳、点訳ボランティアの利用は減少傾向にあります。また、音訳、点訳ボランティアの活動をされる方も減少しています。[ヒアリング]

○コロナ禍の影響については、「相手がマスクをしていて、顔や会話がわかりにくくなった」が約3割となっています。[障がい者アンケート]

#### ①コミュニケーション手段の充実

No.	施策と内容
27	<b>意思疎通支援事業</b> ○手話通訳者派遣をはじめ、「埼玉聴覚障害者情報センター」とも連携しながら、手話通訳者の派遣を進めます。 ○登録手話通訳者認定試験等を実施し、登録者数の増加に努めます。 [障害福祉計画－地域生活支援事業] ◇意思疎通支援事業 ○言語や音声機能、聴覚などの障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に対して、手話通訳者の派遣及び要約筆記奉仕員の派遣を実施します。 ○失語症などを含め、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の相談に応じ、必要な意思疎通手段の調整・充実に努めます。



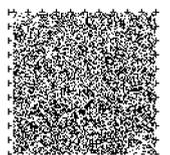
No.	施策と内容
28	<p><b>コミュニケーションに関する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手話通訳者の人材確保に努め、市窓口において、手話通訳者の配置充実を進めます。</li> <li>○白岡市社会福祉協議会に登録されている、点訳、朗読、手話など、コミュニティボランティアの育成を支援するとともに、必要とする方に対して、会議やイベントの開催時に手話通訳などの派遣を実施します。</li> <li>○手話奉仕員及び手話通訳者養成講座を白岡市聴覚障害者協会と連携し、引き続き実施します。</li> </ul>

## ②情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実

No.	施策と内容
29	<p><b>情報バリアフリーの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること、障がいのない人と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすること、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を行うことなどに配慮した事業を推進します。</li> <li>○障がいのある人が、福祉サービスや生涯学習、まちづくりなどの情報を必要なときに必要なだけ簡単に入手できるよう、メディアの点字化、大文字化、音声化、ルビふりの促進など、情報バリアフリーの推進を図ります。</li> </ul>

## ③視聴覚障がい者等の読書環境の整備 [新規項目]

No.	施策と内容
30	<p><b>読書バリアフリーの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人が、読書を楽しむことができるよう、図書館において、バリアフリー資料（点字資料やマルチメディアデージー、大活字本等）の充実を図ります。</li> <li>○バリアフリー資料を集めたコーナーを設置するほか、拡大読書器等の読書支援機器の整備（要検討）やピクトグラムを使った館内表示を行う等、障がいのある人が利用しやすい図書館の環境整備を進めます。</li> <li>○バリアフリー資料の紹介や図書館の利用について周知を行うほか、図書館において拡大読書器を使った読書の支援を行います。</li> </ul>



## 基本目標 Ⅲ 共に働き、共に楽しむまちにしよう

### (1) 就労支援体制の充実

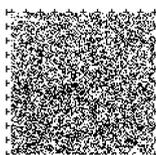
- 就労は、経済的な自立の第一歩であるとともに、社会参加の重要な要素であることから、関係機関との連携を図りながら、障がいのある人の就労を支援します。
- 働く意欲のある人が、能力を活かしながら一人でも多く就労できるよう職業訓練体制の整備充実を進めます。

#### ヒアリング調査やアンケート調査から

- 市内に単独の障害者就労支援センターの設置など支援体制を整備してください。[ヒアリング]
- 障がい者雇用をしたい企業との橋渡しを進めてほしいと思います。[ヒアリング]
- 市内に就労継続支援事業A型の事業所があると、障がいのある方の就労の選択肢が広がります。[ヒアリング]
- 働きやすい環境のために重要なことについては、「障がいに対する職場の理解」が約6割で最も多くなっています。[障がい者アンケート]

### ①雇用の場の創出

No.	施策と内容
1	<b>事業主への啓発活動</b> ○県の「障害者雇用サポートセンター*」と連携し、事業主に対し、なお一層の法定雇用率制度の遵守や各種助成制度の活用を促すとともに、制度の普及に努めます。
2	<b>公共機関の雇用の推進</b> ○市などの公共機関は、法定雇用率制度を遵守した障がい者雇用はもちろんのこと、引き続き障がいのある人の雇用機会の拡充について検討していきます。

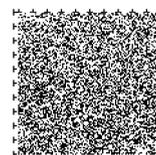


## ②就労と職場定着の支援

No.	施策と内容
3	<p><b>就労相談の充実</b></p> <p>○障がいのある人の就労を支援するため、公共職業安定所や「埼玉障害者職業センター」*、「埼玉葛北障害者就業・生活支援センター」との連携、連絡を密にし、雇用の促進、相談支援体制の充実に努めます。</p>
4	<p><b>就労支援</b></p> <p>○働く意欲のある人が、一人でも多く安心して働ける場の確保につながるよう、多様な就労情報の提供や就労支援を推進します。</p> <p>[障害福祉計画－指定障害福祉サービス]</p> <p>◇就労選択支援</p> <p>◇就労移行支援</p> <p>◇就労継続支援（A型・B型）</p> <p>◇就労定着支援</p> <p>○市の就労継続支援施設（ありの実館、東ありの実館）については、施設の適切な整備を図るとともに、機能のあり方について検討していきます。</p>
5	<p><b>白岡市障害者就労支援センターの設置</b></p> <p>○市内に障害者就労支援センターを設置し、就労を希望する障がい者に身近で寄り添った就労支援体制の整備を図ります。</p>

## ③職業訓練体制の整備・充実

No.	施策と内容
6	<p><b>更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業</b></p> <p>○就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する人に就職支度金を支給します。</p> <p>[障害福祉計画－地域生活支援事業]</p> <p>◇更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業</p>
7	<p><b>知的障害者職親委託制度</b></p> <p>○知的障害者を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。</p> <p>[障害福祉計画－地域生活支援事業]</p> <p>◇知的障害者職親委託制度</p>



## (2) 生きがいつくりの支援

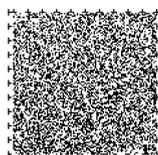
- 障がいのある人が、地域の中でスポーツやレクリエーションを楽しみ、その人らしく心豊かな生活が送れるよう支援します。
- 外出や移動の支援を充実し、積極的に社会参加をしていく環境づくりを進めます。

### ヒアリング調査やアンケート調査から

- アダプテッドスポーツは、障がいがあるなしにかかわらず参加できて、よかった。[ヒアリング]
- ふれあいの森まつりなど、当事者と地域の人が、出会ったり協働したりする機会がもっとたくさんあると良いなと思います。障がいの特性や程度が様々ありますが、その人にあった社会参加の方法があると思います。[ヒアリング]
- ひきこもりとのグレーゾーンの人もあります。創作などで活力を取り戻す時間ができるといい。[ヒアリング]

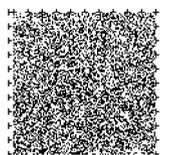
### ①交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大

No.	施策と内容
8	<b>障がいのある人の学習機会の提供</b> ○障がい者向け講座の情報提供を図るとともに、手話通訳者の派遣など障がいのある人の学習ニーズに応じた講座の提供やサポート体制の強化などにより、学習機会の拡充を図ります。
9	<b>文化・スポーツ活動等を通じた交流</b> ○活動を通じて障がいのある人とない人が自然に交流ができるよう、イベントの内容や情報提供の方法の充実を図ります。 ○ニュースポーツ教室などにおいて、障がい者が参加できる競技の普及を図ります。
10	<b>社会参加促進事業</b> ○スポーツ・レクリエーション活動への参加促進や手話奉仕員養成講座など、障がいのある人の社会参加を促進する事業を行います。また、必要に応じて、情報の音声化や大文字化なども進めます。 [障害福祉計画－地域生活支援事業] ◇社会参加促進事業



## ②外出や移動の支援

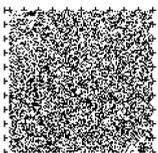
No.	施策と内容
11	<p><b>移動支援事業</b></p> <p>○屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、地域での自立生活及び社会参加のための外出の際の移動を支援します。</p> <p>[障害福祉計画－地域生活支援事業]</p> <p>◇移動支援事業</p> <p>○ガイドヘルプ、移送サービスなど障がいのある人のニーズに合わせた事業の充実に向けて、事業所に対し研修等の情報提供を行うなど、専門的なサービスが提供できるよう連携強化に努めます。</p>
12	<p><b>リフトカーのサービス</b></p> <p>○車いすを使用する方が、公共施設などに外出する場合、車いすごと乗車できるリフトカーの貸出しを白岡市社会福祉協議会で行います。</p>
13	<p><b>各種割引制度等の周知</b></p> <p>○鉄道やバス、タクシー、有料道路など交通における各種割引制度等について周知を進めます。</p>
14	<p><b>福祉タクシー利用料金助成事業</b></p> <p>○重度の障がい者が容易に外出できるよう、タクシー利用料金の一部を助成します。</p>
15	<p><b>自動車燃料購入費助成事業</b></p> <p>○重度の障がい者が容易に外出できるよう、自動車燃料購入費の一部を助成します。</p>
16	<p><b>自動車改造費の助成</b></p> <p>○身体に障がいがあるため、自動車の操作装置などを改造する必要がある方に改造費の一部を助成します。</p>
17	<p><b>運転免許の無料運転教習の周知</b></p> <p>○身体障害者で自動車運転免許を取得して就職をしようとする方を対象に、「身体障害者運転能力開発訓練センター」における所定の教習料金が無料で運転教習が受けられることについて周知を図ります。</p>



No.	施策と内容
18	<b>運転免許センター適正相談室の周知</b> ○病気等のため自動車等の運転に不安がある方を対象に、運転に関する相談に応じる「埼玉県警察運転免許センター安全運転相談室」について周知を図ります。
19	<b>地域公共交通サービス運行事業</b> ○障がい者も利用しやすく、効果的・効率的な「のりあい交通」となるように、運行内容の検討を行います。

### ③スポーツ・文化活動の振興

No.	施策と内容
20	<b>文化・スポーツ活動等への参加促進</b> ○障がいのある人の文化活動やスポーツ・レクリエーションの場への参加について、ボランティア等との連携のもと参加を支援するとともに、きめ細かい情報提供に努めます。 ○障がいのある人が活動の場に出かけられるよう、外出のお手伝いなどの支援を進めます。 ○国や県、地域で実施する各種スポーツ大会に積極的に参加できるよう情報を提供し、参加を促進します。 ○障がい者だけではなく、子どもや高齢者、体力が少ない人や運動が苦手な人も楽しめるアダプテッドスポーツの普及に努めます。
21	<b>発表の場の提供</b> ○「ふれあいの森まつり」など、障がいのある人が日ごろの文化・芸術活動等を気軽に発表できる機会の提供について検討します。
22	<b>市内公共施設の利用促進</b> ○障がいのある人や障がい者団体等が、市の公共施設を利用しやすいように、使用料の減免等について引き続き適切に実施します。



## 基本目標Ⅳ 安心・安全なまちにしよう

### (1) 保健・医療サービスの充実

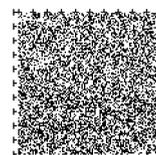
- 障がいの原因となる疾病を予防するとともに、障がいのある人の健康管理を進めます。
- 受診しやすい医療体制を進めます。

#### ヒアリング調査やアンケート調査から

- 精神科の病院が地元がないと緊急時や通院がとても大変です。精神医療空白地域の解消のために精神科の新設整備を市から要望してください。[ヒアリング]
- 医療機関の理解が進んできました。以前は、障がい者を病院に連れていくと、簡単に診察するだけとか、専門の病院に行きなさいなどと言われる時代もありました。[ヒアリング]
- 障がいのある方が安心して受診できるよう、医療機関に対し障がい者への理解を深めるように周知し、通院や入院がしやすい医療機関を増やしてください。[ヒアリング]

### ①健康づくりの推進

No.	施策と内容
1	<b>健康づくりへの支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○生活習慣病の予防、健康増進など、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という自覚を高め、健康の保持増進に努めるよう、健康意識の啓発に努めます。</li><li>○生活習慣病予防のための、健康相談、栄養相談などの食生活をはじめとした健康づくり事業や各種健診、健康教育、健康講座などを実施し、市民の健康づくりと疾病予防を支援します。</li></ul>
2	<b>妊婦・乳児・幼児健康診査の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○妊婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、SVS検査（視力異常検査）などを行うとともに、各種健康診査の結果により、個別相談や保健指導を実施します。必要に応じて、精密検査機関の紹介やフォロー事業等において支援するなど、適切な対応を進めます。</li><li>○妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を進めるため、産婦健康診査（こころの健康チェック）を進めます。</li></ul>

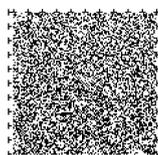


## ②保健・医療との連携強化

No.	施策と内容
3	<p><b>精神保健施策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「こころの健康講座」や「ゲートキーパー研修」の開催など、精神保健に関する講座や市広報紙を活用し、精神保健に関する正しい知識の普及に努めます。</li> <li>○在宅の未受診者や医療中断者に対し、医療機関への受診勧奨を進めます。</li> <li>○保健所等の関係機関及び関係課との連携により、精神保健に関する取組の充実に努めます。また、精神科医療機関や保健所、関係機関との連携により、退院可能な入院患者の退院支援を進めます。</li> <li>○令和2年度に策定した「第1次白岡市自殺対策計画」に基づき、「こころの体温計」の周知、「こころのお守り」の配布、幸手保健所と連携した「精神事例検討会」の開催などを進めます。</li> </ul>
4	<p><b>障がい者の受診環境の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人が安心して医療を受けられるよう、医療従事者における障がいの理解の促進に努めます。</li> </ul>
5	<p><b>障がい者歯科診療の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人が安心して歯の治療を受けられるよう、障がい者歯科治療体制の充実を図るため、「障害者歯科相談医」の情報を提供し、歯科診療の機会の確保に努めます。</li> <li>○毎年、全戸配布している「保健事業等予定表」の歯科医療機関の情報に、通院治療が困難な方の治療や相談ができる歯科医院の情報を掲載します。</li> </ul>

## ③公費医療負担制度の利用促進

No.	施策と内容
6	<p><b>自立支援医療の給付（育成医療・更生医療・精神通院医療）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体に障がいのある児童の生活能力を回復するための育成医療、身体障害者の障がいの軽減、進行の防止や機能を回復するための更生医療、精神障害者の通院に係る医療費軽減を図るための精神通院医療等の実施や周知に努めます。</li> </ul>
7	<p><b>重度心身障害者医療費の助成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる方に、医療費の自己負担額（保険診療分）の一部を助成します。</li> </ul>
8	<p><b>指定難病及び特定疾患、小児慢性特定疾病の医療費公費負担制度の普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定難病や特定疾患、小児慢性特定疾病の医療費公費負担制度について周知を図ります。</li> </ul>



## (2) 福祉のまちづくりの推進

○障がいのある人が気軽に外出ができ、日常の生活行動がしやすいまちづくりを進めます。

### ヒアリング調査やアンケート調査から

○市内の公共施設や公園などに、車イスに対応したトイレを引き続き整備してください。また、市役所などの公共施設に洋式トイレを増設してください。[ヒアリング]

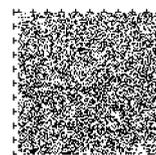
○障がい者が住みやすいところについては、交通や移動手段に関すること、買い物や商業施設に関する事などの回答がありました。[ヒアリング]

### ①まちづくりの総合的推進

No.	施策と内容
9	<b>外出しやすいまちづくり</b> ○「埼玉県福祉のまちづくり条例」などの普及・啓発を進め、障がいのある人が気軽に外出し、活動しやすいよう、歩道の段差解消や勾配の見直し、視覚障害者誘導用ブロックや様々な障がいに留意した誘導標識などを設置し、不特定多数の人が利用する公共的な建築物、道路などといった「生活関連施設」のバリアフリー化を推進します。 ○すべての人にやさしいユニバーサルデザイン*の普及・啓発に努めます。

### ②公共施設等の整備

No.	施策と内容
10	<b>公共施設のバリアフリー化</b> ○既存の公共施設及び民間施設に関しては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）*」や「埼玉県建築物バリアフリー条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、改修などの際に、手すり、スロープ、バリアフリートイレ*の設置の充実などを推進します。 また、民間施設のバリアフリー化の啓発に努めます。



### (3) 安全な暮らしの確保

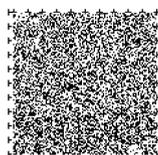
- 障がいのある人の防災対策を進め、災害時の避難行動や避難生活の不安の解消に努めます。
- 障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策の充実に努めるとともに、緊急通報手段の普及を進めます。

#### ヒアリング調査やアンケート調査から

- 市の防災計画、福祉避難所、避難方法などについて、障がい者当事者や家族に周知してください。[ヒアリング]
- 災害等についての障がい者と家族が相談できる窓口を市役所に設けてください。[ヒアリング]
- 福祉避難所に指定されている障害者施設・事業所に、福祉避難所用の非常食や毛布等の備蓄と、簡易トイレ等の災害時備品の整備を市の負担で行ってください。[ヒアリング]
- 全市内で防災無線が聞こえるように改善してください [ヒアリング]
- 聴覚障がい者は情報が入らないため避難が遅れる不安があります。避難所等でコミュニケーションが取れない不安もある。災害時、聴覚障害者支援用バンダナの普及、浸透を進めてほしい。[ヒアリング]
- 防災行動計画づくりやサービス等利用計画の内容の検討を通じて、平時から防災意識を高めることが重要だと感じます。避難先での受け入れにあたってのインフラ整備や障がいへの配慮についても、より進めていただきたいと思います。[ヒアリング]
- 災害時に不安に思うことについては、「避難所での生活」が約7割で最も多く、次に「避難所への移動」や「避難情報の入手」が多くなっています。障がい者も参加した防災訓練が必要だと思います。[障がい者アンケート]

#### ①防災対策の充実

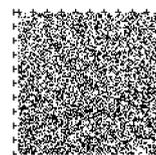
No.	施策と内容
11	<b>避難行動要支援者の避難支援の準備</b> ○災害時に一人でも多くの方が避難されるよう、「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」の共有化の更なる推進により、安否確認及び避難行動の支援体制を確立します。
12	<b>災害時の情報提供の充実</b> ○災害時には、防災行政無線や安心安全メール、SNS等の複数の情報伝達を活用し、情報提供に努めます。



No.	施策と内容
13	<p><b>障がいのある人等に対応する避難所の確保</b></p> <p>○避難時に、障がいのある人が不安なく避難生活を送ることができるよう障がい者施設等と連携した福祉避難所等の充実や備蓄品の整備を推進します。</p>
14	<p><b>防災意識の高揚</b></p> <p>○防災訓練や職員出前講座、市広報紙等を通じて、障がいのある人へ市が発令する避難情報と取るべき行動等に関する知識を普及、啓発することにより、災害発生時の安全で迅速な避難行動の確保に努めます。</p> <p>○防災訓練等に障がいのある人の参加を促進します。</p> <p>○障がい者施設などの「避難確保計画」の作成、周知を進めます。</p> <p>○障がいのある人も参加できる防災に関する勉強会等の実施を検討します。</p> <p>○障がいに対応した防災用品等について整備を検討するとともに、周知と普及に努めます。</p> <p>○「住宅用火災警報器」の設置について、普及に努めます。</p> <p>○Ne + 119緊急通報システムやファックス119番など、聴覚または言語・発声などの障がいに対応した緊急通報手段について、周知・普及を進めます。</p>

## ②防犯対策の充実

No.	施策と内容
15	<p><b>地域における防犯活動</b></p> <p>○障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、防災行政無線、安心安全メール、SNSなどを活用し、防犯情報の提供などに努めるとともに、地域での見守りを強化するなど、犯罪防止につながる地域環境づくりを進めます。</p> <p>○久喜警察署や地域防犯推進委員と連携し、防犯啓発活動を進めます。</p>
16	<p><b>多様な緊急通報手段の普及</b></p> <p>○聴覚に障がいがある人、言葉が話せない人が事件、事故にあった時のメール110番やファックス110番など、障がいの内容に応じた多様な緊急通報手段について、周知・普及を進めます。</p>



## 基本目標 V 健やかな育成を支援するまちにしよう

### (1) 療育体制の充実

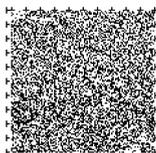
- 発達段階に応じた相談・支援体制の充実に努めるとともに、障害児通所支援サービスの充実を図ります。
- 教育・保育施設や放課後児童クラブ（学童保育所）における障がいのある子の受け入れに努めます。
- 埼玉北地区地域自立支援協議会圏域に地域の中核的な機能を有する児童発達支援センターを1か所設置することを目指します。

#### ヒアリング調査やアンケート調査から

- 出生後の健診等で早い段階でわかると適切な対応がしやすい。[ヒアリング]
- 障がい（困難さ）を抱えた子や、育て辛さを感じている保護者が市内にも、たくさんいるが、まだまだ我が子の障がい（困難さ）を『受容』できずに心の中に『闇』を抱えている保護者が多い現状です。[ヒアリング]
- 障がいのある児童を早期に療育支援につないでいくために庁舎内の保健分野と福祉分野及び教育分野の更なる連携強化をお願いします。[ヒアリング]
- 公立保育所・幼稚園、私立の保育園・幼稚園で障がい児の受け入れを積極的に行ってください。[ヒアリング]

### ①地域療育・相談体制の整備

No.	施策と内容
1	<p><b>障がい児通所支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい児の児童発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児以外の児童との集団生活の適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。</li> <li>○安定して必要なサービスが利用できるよう、提供事業所の整備・充実や関係機関と連携したサービスの提供を促進します。</li> </ul> <p>[障害児福祉計画－障害児通所支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童発達支援</li> <li>◇居宅訪問型児童発達支援</li> <li>◇放課後等デイサービス</li> <li>◇保育所等訪問支援</li> </ul>



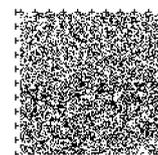
No.	施策と内容
2	<p><b>障がい児相談支援等</b></p> <p>○障がい児の発達支援や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めます。</p> <p>[障害児福祉計画－障害児相談支援等]</p> <p>◇障害児相談支援</p> <p>◇医療的ケア児コーディネーター</p> <p>○埼玉北地区地域自立支援協議会等において、広域で指定特定相談支援事業所の充実や相談支援専門員の育成に努め、安定した提供体制を進めます。</p>

## ②発達障がい児・者支援の充実

No.	施策と内容
3	<p><b>発達障がい児・者に対する理解促進</b></p> <p>○発達障がいについて、市民や関係機関等が正しく理解し、適切な支援や対応ができるよう、啓発活動や研修などの内容の充実に努めます。</p> <p>○乳幼児健診時にパンフレットを配布するなど、発達障がいの早期発見について周知を進めるとともに、発達障がいに関する相談や支援を図ります。</p> <p>○保育所等巡回支援事業により、専門員による児童の状況把握や保育士への助言等を行い、発達が気になる児童の支援に努めます。</p>

## ③障がい児保育等の推進

No.	施策と内容
4	<p><b>障がい児保育の充実</b></p> <p>○障がい児保育を実施した私立の保育所、認定こども園及び小規模保育事業所への補助を引き続き実施します。</p> <p>○保育に欠ける障がいのある児童の保育所等への受け入れに努めます。</p>
5	<p><b>放課後対策の充実</b></p> <p>○放課後や夏季休業日等において、保育に欠ける障がいのある児童の集団生活と健全育成を図るため、放課後児童クラブ（学童保育所）への受け入れに努めます。</p>



## (2) 障がい児教育等の充実

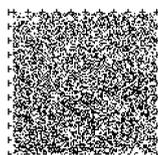
- 障がいのある子もいない子もともに学べる教育環境を進め、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。
- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、家庭、保護者等と連携し、教育体制の整備に努めます。

### ヒアリング調査やアンケート調査から

- 車いすの児童と一緒に学校生活を行っていることで、他の児童が防災訓練の時、車いすの使い方に興味を持った。身近なものにして行くべきだと思いました。[ヒアリング]
- 学校などで困ることについては、通園・通学や、放課後、休日などの過ごし方といった日常なこととともに、進学や進路といった将来に関することについてもあげられています。[障がい者アンケート]

### ①インクルーシブ教育システムの推進

No.	施策と内容
6	<b>特別支援教育の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○市内全小・中学校に特別支援学級を設置して、今後も必要に応じた校内支援体制の整備を図ります。</li><li>○特別支援教育の推進に合わせて、障がいの特性や程度に応じた一人一人の具体的な指導目標を設定するなど個別の指導計画等の作成に努め、きめ細やかな配慮のもとに指導内容・方法を工夫し教育課程を編成・実施していくなど、特別支援教育の内容の充実に努めます。</li><li>○通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒に対しても、個別の教育支援計画を作成するなど、指導・支援の充実に努めます。</li><li>○学校と障害児通所支援サービス事業所との連携強化を図ります。</li><li>○保育所等訪問支援により、療育施設との連携強化を進めます。</li></ul>
7	<b>交流及び共同学習の充実</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○障がいのある子もいない子もともに学ぶ機会の充実に努めるため、支援籍学習を実施します。</li></ul>

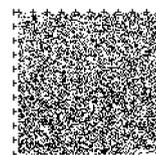


## ②教職員の指導力の向上

No.	施策と内容
8	<p><b>教員の研修の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別な配慮を必要とする児童生徒に対する理解を深めるため、積極的にすべての管理職及び教員に対する研修の機会を設けます。</li> <li>○校内での特別支援教育の核となるコーディネーターが各校の特別支援教育の推進者として活躍できるよう、指導力の向上を目指します。</li> <li>○特別支援学校のセンター的機能を活用し、教員の指導力向上を図り、指導・支援を充実させます。</li> </ul>

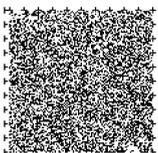
## ③相談体制の充実

No.	施策と内容
9	<p><b>教育相談・就学支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学においては、対象児の教育的ニーズを把握し、保護者と共有するとともに、本人と保護者の意思を最大限尊重し、教育的ニーズに応じた学びの場を選択できるよう支援をします。</li> <li>○教育相談・就学支援の充実を図るため、就学支援委員会等において、医師、関係各課、特別支援学校特別支援教育コーディネーター等と連携を図ります。</li> <li>○県の実施する特別支援教育巡回支援や特別支援学校、幼稚園、保育所（園）などの外部機関との情報交換や研修の充実などにおいて連携を図るとともに、子どもが生まれ成長していく段階で深く係わりを持つ関係各課との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。</li> </ul>
10	<p><b>進路指導の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校課程修了後は、高等学校や特別支援学校高等部、特別支援学校分校、専門学校や職業訓練校への進学などの多様な選択肢があることを紹介するとともに、進路相談などを通して適切な進路選択ができる条件づくりに努めます。</li> <li>○サポート手帳*を効率的に活用し、関係機関の連携を図りながら、一人一人に合った支援や教育の充実を図ります。</li> </ul>



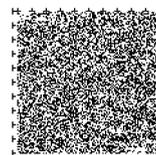
#### ④学校施設の整備

No.	施策と内容
11	<b>学校施設のバリアフリー化</b> ○市公共施設再編実行計画に基づく大規模改修及び長寿命化改修に併せてスロープやバリアフリースイレ等を整備しバリアフリー機能の向上に努めます。



## 第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

---





## 第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

### 1 基本的な視点

国の「基本指針」に示された基本的理念を踏まえ、次の6つの基本的な視点に配慮して計画を推進します。

#### ◆視点1：障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、相談支援や障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

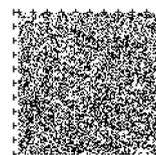
#### ◆視点2：地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供体制の整備を進めます。また、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、多様なインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人への支援を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等についての相談、一人暮らし、グループホームへの入居体験の機会の提供、短期入所の利便性等の向上や緊急時の受入対応体制の確保等を進めます。また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点等の機能強化を進めます。

#### ◆視点3：地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域づくりや柔軟なサービスの確保に努め、包括的な支援体制の構築に取り組みます。



#### ◆視点4：障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、相談支援体制や専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、発達障がい児等に対しペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保に努め、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

#### ◆視点5：障がい福祉人材の確保・定着

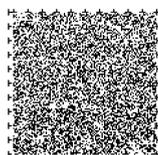
将来にわたって様々な障がい福祉に関する事業を安定的に実施していくためには、それを担う人材を確保し、定着を図る必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携を推進するとともに、障がい福祉の現場が働きがいのある職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいくことが重要です。

さらに、障がい福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボット導入による事務負担の軽減、業務の効率化に取り組んでいくことが重要です。

#### ◆視点6：障がい者の生きがいや社会参加を支える取組

障がい者の地域における生きがいづくりや社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援に努めます。合理的配慮の提供とその環境整備に留意し、障がい者が文化芸術を享受し、鑑賞すること、創造や発表等の多様な活動に参加すること、読書を通じて文字・活字文化の恵みを享受できること等の機会を充実し、障がい者の個性や能力の発揮、余暇活動や社会参加の促進を図ります。

さらに障がい者が情報の取得利用・意思疎通を推進するため、関係機関との連携を図りつつ、障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等を進めます。



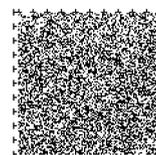
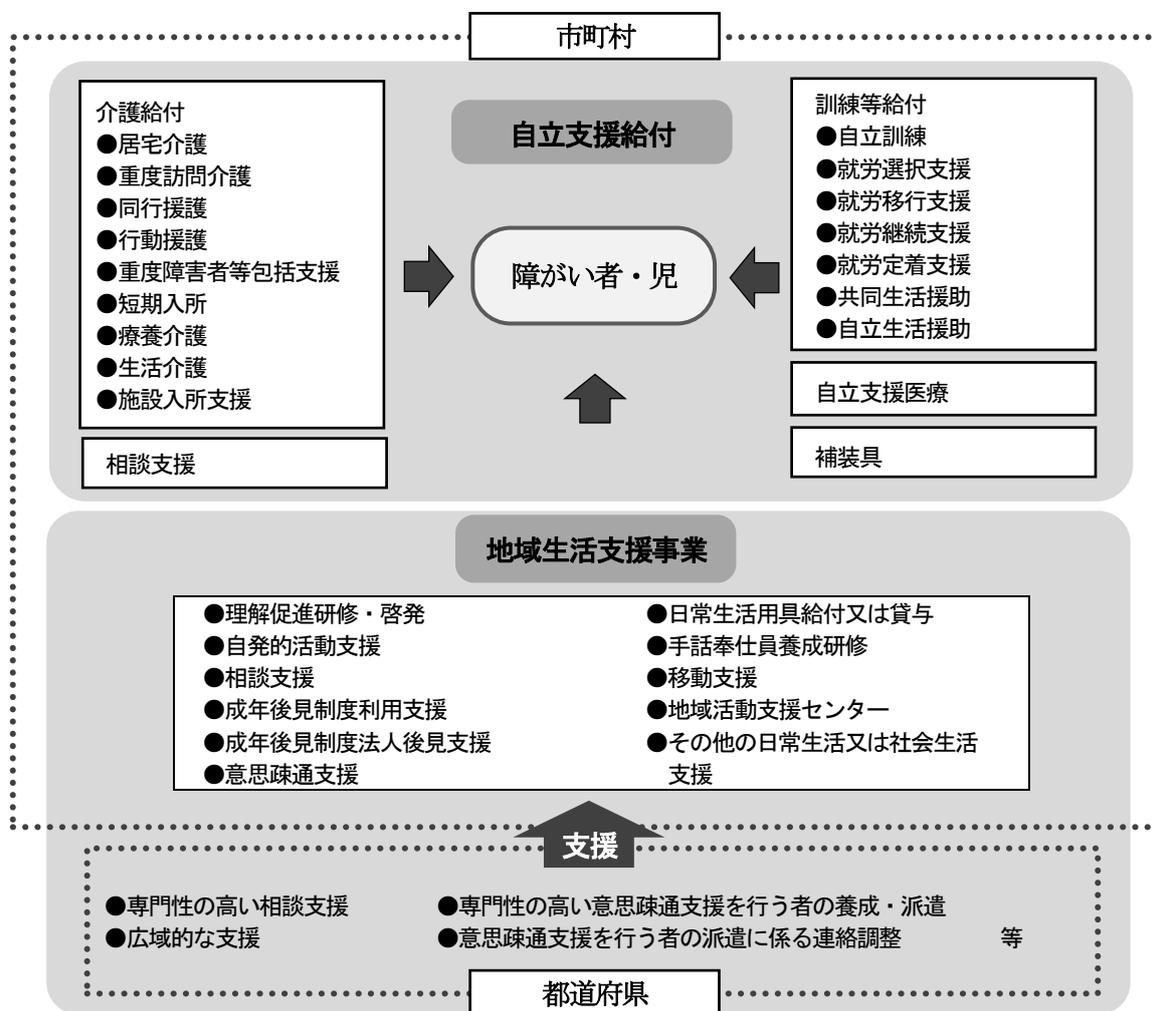
## 2 障害福祉サービス等の全体像

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、「相談支援」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大きく分けられます。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

### ■ 障害福祉サービス等の全体像



入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを利用者がそれぞれの状況に応じて組み合わせて利用することが可能です。

## ■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。  
利用者一人一人の個別支援計画を作成して、利用目的にかなったサービスが提供されます。

**日中活動の場**

以下から1つ又は複数の事業を選択

- 療養介護<sup>※</sup>
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）
- 就労定着支援
- 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

+

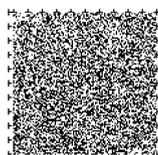
**住まいの場**

障害者支援施設の施設入所支援  
又は  
居住支援（グループホーム等）

※療養介護については、医療機関への入院と合わせて実施

## ■ 「障がい者」の相談支援体系

サービス等 利用計画	指定特定相談支援事業者 （計画作成担当） ※事業者指定は、市町村長が行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本相談支援 （障がい者・障がい児等からの相談）</li> <li>●計画相談支援（個別給付）               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇サービス利用支援</li> <li>◇継続サービス利用支援</li> </ul> </li> </ul>
地域移行支援 地域定着支援	指定一般相談支援事業者 ※事業者指定は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本相談支援 （障がい者・障がい児等からの相談）</li> <li>●地域相談支援（個別給付）               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域移行支援 （地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等）</li> <li>◇地域定着支援（24時間の相談支援体制等）</li> </ul> </li> </ul>



障がい児を対象とした事業は、児童福祉法に根拠規定が一本化されており、「市町村障害児福祉計画」に基づき、障がい児のサービス提供体制の構築を進めています。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村にサービス利用に係る申請及びサービス等利用計画の提出を経て支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

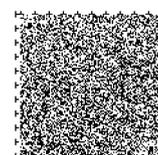
#### ■ 市町村・都道府県における障がい児を対象としたサービス

市町村	障害児通所支援	児童発達支援
		居宅訪問型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
都道府県	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設
		医療型障害児入所施設

#### ■ 「障がい児」の相談支援体系

サービス等 利用計画	居宅サービス	指定特定相談支援事業者 ※事業者指定は、市町村長 が行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本相談支援 (障がい児や障がい児の保護者等からの相談)</li> <li>●計画相談支援(個別給付) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇サービス利用支援</li> <li>◇継続サービス利用支援</li> </ul> </li> </ul>
障害児支援 利用計画	通所サービス	障害児相談支援事業者 児童福祉法に基づき設置 ※事業者指定は、市町村長 が行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児相談支援(個別給付) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇障害児支援利用援助</li> <li>◇継続障害児支援利用援助</li> </ul> </li> </ul>

※障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。



### 3 障がい者数等の見込み

「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）、「指定相談支援」、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

#### (1) 障がい者数等の見込み

身体障害者（児）は、近年はほぼ横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くとみられます。知的障害者（児）と精神障害者（児）は増加傾向にあることから、計画期間中も増加するものと見込まれます。

#### ■ 障がい者（児）数推計値

単位：人

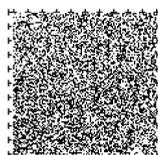
項目	実績値	推計値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害者（児）	1,279	1,283	1,287	1,292
知的障害者（児）	350	369	390	412
精神障害者（児）	563	604	645	686
合計	2,192	2,256	2,322	2,390

注）各年度10月1日現在 数値は手帳所持者数による。合計は、各手帳所持者数を合算したものの。

#### (2) 障害福祉サービスの見込み

指定障害福祉サービスは、障害者総合支援法により、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、市では提供されるサービスについて見込量を定めます。

算出に当たっては、手帳所持者数の動向をはじめ、令和3年度以降のサービスごとの利用実績の推移や利用意向など、市の状況を考慮しました。



### (3) 障がい児支援等の見込み

障がい児支援のサービスは、児童福祉法により、障がい児の健やかな育成と発達を支援するためのサービスです。障害児通所支援及び障害児相談支援の提供については、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、市で見込量を定めます。

算出に当たっては、令和3年度以降のサービスごとの利用実績の推移や利用意向など、市の状況を考慮しました。

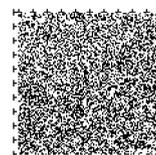
### (4) 地域生活支援事業の見込み

障害者総合支援法では、障がい者の地域での生活をより効果的に支援するために、市町村が実施主体となり、地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」が位置づけられています。

地域生活支援事業の見込量算出に当たっては、手帳所持者数の動向、各事業及びサービスごとの実績の推移や利用意向など、市の状況を考慮しました。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「埼葛北地区地域自立支援協議会」が位置づけられています。

「埼葛北地区地域自立支援協議会」において、今後も中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がい者を支えるネットワークの構築や福祉資源の開発・改善に向けた地域関係機関の連携のあり方、さらには地域生活支援拠点等を中心とした地域における様々な支援策等について検討します。



## ■ 埼葛北地区地域自立支援協議会の役割

埼葛北地区地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす場として、3市2町の広域で設置し、定期的に協議を行います。また、部会を設置し、個々の事例や地域課題に対する支援策等の検討を行っています。

### 【構成メンバー】

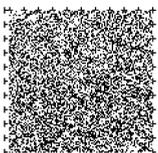
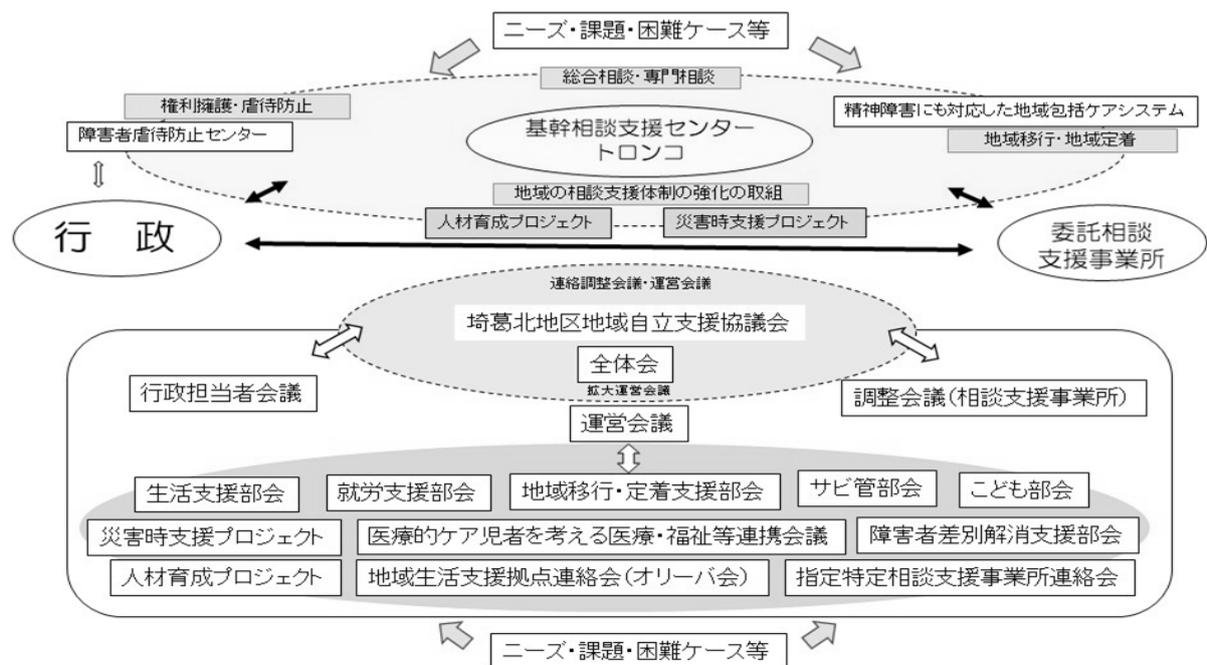
相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育機関、雇用支援機関、企業、障がい者団体、学識経験者など、地域の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成します。

### 【協議事項】

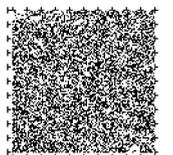
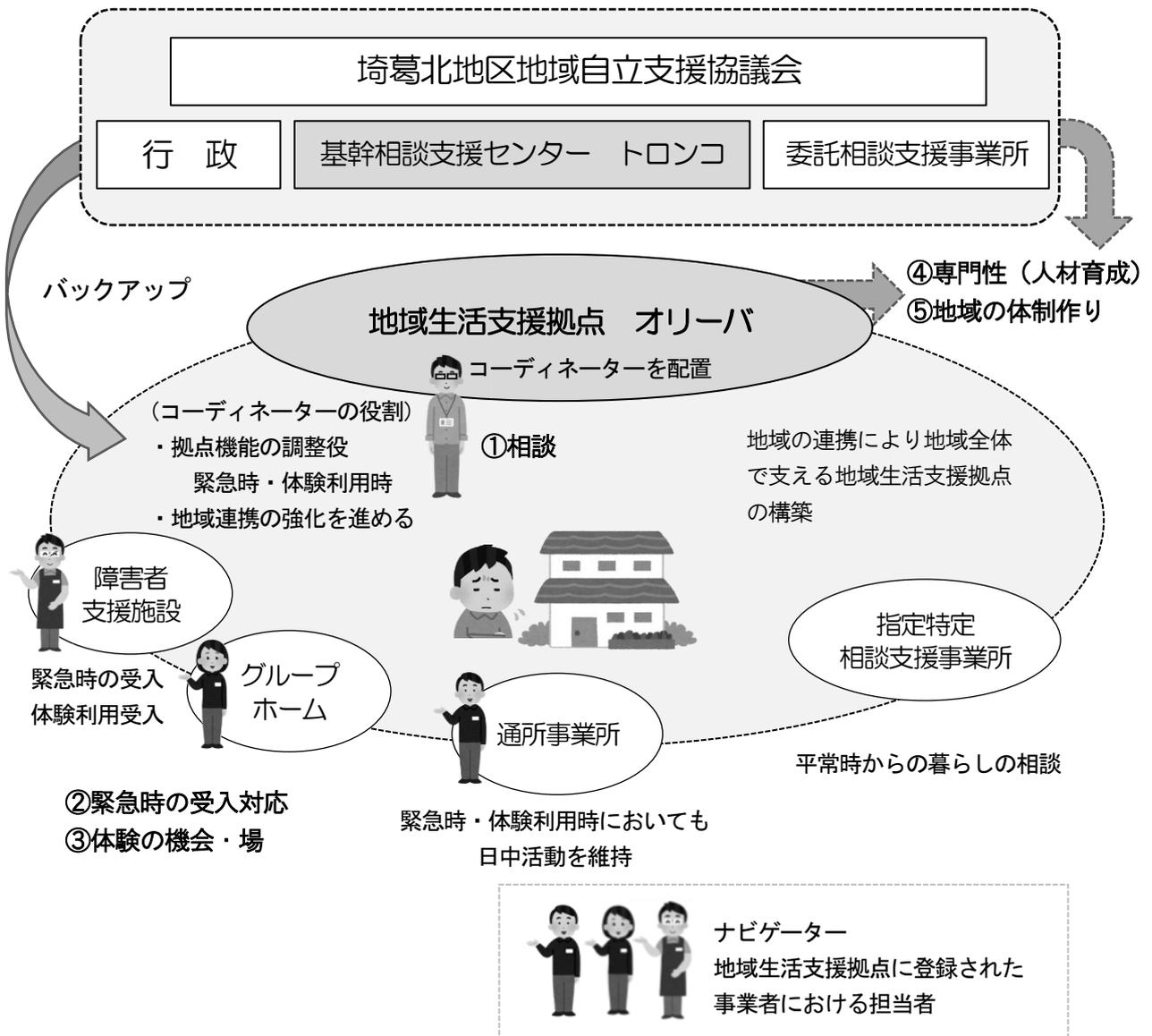
- ・ 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- ・ 困難事例への対応のあり方に関すること（当該事例の支援関係者等による個別の支援会議を必要に応じて開催しています。）。
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- ・ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- ・ 市町村相談支援機能強化事業に関すること。
- ・ 権利擁護や就労支援、虐待防止、ライフステージに応じた支援のあり方など、分野別の部会等の設置、運営等に関すること。

※3市2町とは：利根（南）障害保健福祉圏域における市町で、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町で構成されています。

## ■ 埼葛北地区地域自立支援協議会の組織体制



■ 埼玉北地区 地域生活支援拠点のイメージ図



## 4 令和8年度における目標値（成果目標）

本計画は、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進していくことが主要課題となっています。これらの課題解決に向けて、令和8年度の基本的な目標（成果目標）を設定します。

また、成果目標を達成するために必要な活動指標を設定し、実施状況を確認するものとします。

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ■ 国の基本方針（令和8年度までの目標） ■

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- 施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減する。
- 令和5年度末において定めた目標が達成されない場合には、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。

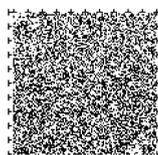
#### ■ 県の考え方 ■

- 地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。  
〈設定しない理由〉  
本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。

令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

#### 【成果目標】

項目	数値等	備考
施設入所者数（A）	36人	令和4年度末時点の入所者数 （施設入所支援を利用している者の合計数）
【目標値】 地域生活移行数（B）	3人	（A）のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
【目標値】 地域生活移行率	8.3%	（B/A） 国・県の目標は6%以上

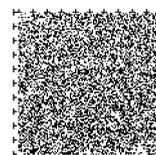


## 【今後の方向性】

- 地域生活への移行には住まいの確保が必要です。グループホームなどの生活基盤整備については、障がい者の重度化、高齢化、「親亡き後」の生活を鑑み、周辺市町と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 居住の場に加えて、在宅での生活を継続するためには、訪問系サービスや日中活動の場の確保、身近な相談窓口や情報提供など、様々なサポートが必要となります。利用者に対する相談支援によるケアマネジメントを進め、地域での生活を支える各種サービスを合わせて充実していきます。
- 地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の障がいの特性や障がい者に対する理解が重要となるため、様々な機会を捉えて地域での理解と支え合いの促進に努めます。
- 施設入所者が安心して地域生活への移行が進められるよう、地域生活支援拠点等の関係機関と連携した支援体制を充実します。

## 【活動指標】

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の利用者数、利用日数  
生活介護の利用者数、利用日数  
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数  
就労選択支援の利用者数、利用日数  
就労移行支援の利用者数、利用日数  
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数  
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数  
共同生活援助の利用者数（うち重度障害者の利用者数）  
地域相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）の利用者数  
施設入所支援の利用者数



## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ■ 国の基本方針（令和8年度までの目標） ■

- 精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定する。
- 退院率を、入院後3か月時点は68.9%以上、入院6か月時点は84.5%以上とし、入院後1年時点は91%以上とする。

### ■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

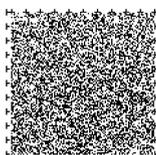
目標値は県で設定します。

### 【今後の方向性】

- 精神病床からの地域生活への移行に向けては、相談支援事業者との連携による地域移行支援、地域定着支援が必要になります。保健、医療、福祉関係者による協議の場を進め、埼玉葛北地区地域自立支援協議会と連携しながら、相談支援、情報提供等を充実し、可能な限り在宅生活に移行できるよう支援します。
- 精神障がいに対する市民の理解を深めるため、埼玉葛北地区地域自立支援協議会と連携しながら、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

### 【活動指標】

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助・自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）
- 精神病床における退院患者の退院後の行き先（県で対応予定）



### (3) 地域生活支援の充実

#### ■ 国の基本方針（令和8年度までの目標） ■

- 地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

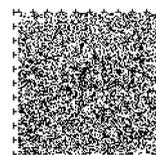
#### ■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標を設定します。

#### 【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	令和8年度末
【目標値】 運用状況の検証・検討実施回数	2回	運用状況の検証・検討実施回数 年1回以上
【目標値】 強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	無	
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	2人	令和8年度
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	8回	令和8年度

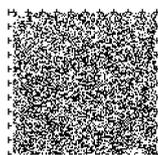


### 【今後の方向性】

- 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の支援体制づくりなど、埼玉葛北地区地域自立支援協議会と連携しながら、地域生活支援拠点等の体制の充実を進めます。
- 障がい者の重度化・高齢化、「親亡き後」に備え、障がい者の地域生活支援を進めるため、埼玉葛北地区地域自立支援協議会と連携しながら、地域生活支援拠点等の運用と活用を進めます。

### 【活動指標】

地域生活支援拠点等の設置箇所数
コーディネーターの配置人数
検証及び検討の実施回数



## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ■ 国の基本方針（令和8年度までの目標） ■

- 一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業では1.31倍以上を基本とし、就労継続支援A型事業では概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業では概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者を令和3年度1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。
- 一般就労への移行者数の目標値の設定に当たっては、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
- 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを基本とする。

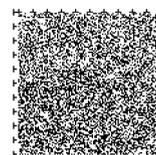
### ■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

### 【成果目標】

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	4人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	8人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 一般就労移行の増加割合	2倍	国の目標値は令和3年度の1.28倍以上



### 就労移行支援事業

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	4人	令和3年度において就労移行支援事業から一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	6人	令和8年度において就労移行支援事業から一般就労をした人の数
【目標値】 一般就労移行の増加割合	1.5倍	国の目標値は、令和3年度の1.31倍以上

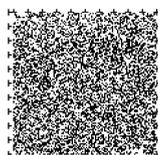
項目	数値等	備考
就労移行支援事業所数（A）	1	令和8年度末時点
就労移行支援事業終了者のうち、一般就労移行者が5割以上の事業所数（B）	1	令和8年度末
【目標値】 一般就労移行者が5割以上の事業所の割合	100%	(B/A) 令和8年度末時点 国の目標値は、50%以上

### 就労継続支援A型

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	0人	令和3年度において就労継続支援A型から一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	1人	令和8年度において就労継続支援A型から一般就労をした人の数 国の目標値は、令和3年度の1.29倍以上

### 就労継続支援B型

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）	0人	令和3年度において就労継続支援B型から一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数	1人	令和8年度において就労継続支援B型から一般就労をした人の数 国の目標値は、令和3年度の1.28倍以上



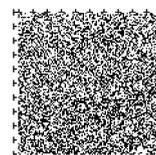
## 就労定着支援事業

項目	数値等	備考
就労定着支援事業利用者数（実績）	5人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した人の数
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	8人	令和8年度において就労定着支援事業を利用した人の数
【目標値】 就労定着支援事業の増加割合	1.6倍	令和8年度 国の目標値は、令和3年度の1.41倍以上

項目	数値等	備考
就労定着支援事業所数（A）	1	令和8年度末時点
就労定着率7割以上の事業所数（B）	1	令和8年度末
【目標値】 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	100%	(B/A) 令和8年度末時点 国の目標値は、25%以上

### 【今後の方向性】

- 就労支援事業者が確保できるよう、周辺市町と連携を取りながら情報収集・提供を行い、広く事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓を行い、就労先の拡大に取り組みます。
- 福祉施設等における公的機関からの受注機会の増大に努めます。
- 「埼葛北地区地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習体験、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、市内の就労支援と就労定着の充実に努めます。
- 一般就労への移行を進めるためには、本人や企業側の努力だけでなく、職場の仲間など周囲の人々の見守りや支え合い等が大切です。地域住民に対して、障がい者への理解が深まるよう、啓発に努めます。



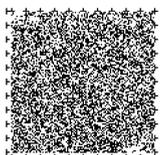
**【活動指標】**

就労移行支援の利用者数、利用日数

就労定着支援の利用者数、利用日数

就労移行支援事業等から一般就労への移行者数

(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)



## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ■ 国の基本方針（令和8年度までの目標） ■

- 児童発達支援センターを1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
- 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。圏域での設置であっても差し支えない。

### ■ 県の考え方 ■

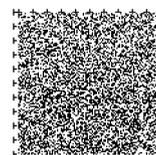
- 概ね国基本指針のとおり
- 市町村計画には、協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置という記載だけでなく、各市町村で医療的ケア児とその家族のニーズに応えることができ、個別支援が可能となる体制を具体的に記載することが望ましい。

障がい児支援の提供体制の整備を図るため、圏域で中核的な機能を有した児童発達支援センターの設置のほか、保育所等訪問支援の体制の構築、重症心身障害児を支援する事業所の設置、医療的ケア児の適切な支援のための関係機関の協議の場の設置・充実について、目標を設定します。

### 【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】 児童発達支援センターの設置数	1か所	令和8年度末までに1か所以上
【目標値】 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	令和8年度末まで
【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	令和8年度末までに1か所以上

※児童発達支援センターについては、現在、圏域内に2か所設置されていますが、令和8年度末までに圏域内で中核的な機能を有する児童発達支援センターを1か所設置することを目指します。



項目	数値等	備考
【目標値】 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	令和8年度末までに1か所以上
【目標値】 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	令和8年度末まで
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	令和8年度末まで

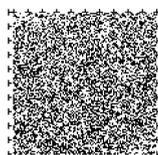
※いずれも埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において設置や実施を目標とします。

### 【今後の方向性】

- 児童発達支援センターの充実に努めます。
- 障がい児の地域への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援の提供体制の整備に努めます。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備に努めます。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置・充実に努め、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。

### 【活動指標】

児童発達支援の利用児童数・利用日数  
 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数  
 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数  
 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数・利用日数  
 障害児相談支援の利用児童数  
 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数



## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### ■ 国の基本方針（令和8年度までの目標） ■

- 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）する。
- 基幹相談支援センターは、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### ■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制についての目標を設定します。

### 【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	設置	令和8年度末まで
【目標値】 協議会における個別事例検討の実施体制の確保	有	

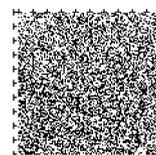
※いずれも埼葛北地区地域自立支援協議会の圏域内において設置や実施を目標とします。

### 【今後の方向性】

- 埼葛北地区地域自立支援協議会及び埼葛北地区基幹相談支援センターにおける取り組みを中心に、専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制を実施する体制の確保を進めます。

### 【活動指標】

相談支援事業者への指導・助言件数  
相談支援事業者の人材育成の支援件数  
相談機関との連携強化の取組の実施回数  
個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善



## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ■ 国の基本方針（令和8年度までの目標） ■

- 障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

### ■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

利用状況を把握し、障害福祉サービス等の提供についての検証に関する目標を設定します。また、障害福祉サービス等の質の向上についての取組の目標を設定します。

### 【成果目標】

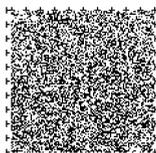
項目	数値等	備考
【目標値】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有	令和8年度末まで

### 【今後の方向性】

- 障がい者や関係団体、関係機関からのヒアリング等の調査を実施し、障害福祉サービス等の提供について検証を行います。
- 埼玉北地区地域自立支援協議会と連携し、障害福祉サービス等の提供や質の向上について取組を進めます。

### 【活動指標】

県が実施する研修への市町村職員の参加人数  
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築と実施回数  
県が実施する指導監査の適正実施と共有体制の構築及び共有回数



## 5 指定障害福祉サービス等の見込み

### (1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

#### ①居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

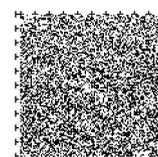
#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚の障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### 【サービス見込量】

##### 居宅介護

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用時間 (時間/月)	見込量	—	—	—	見込量	927	1,036	1,157
	実績	604	708	(見込) 830				
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	54	60	65
	実績	40	44	(見込) 48				



## 重度訪問介護

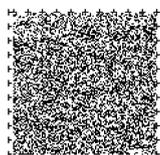
項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間 (時間/月)	見込量	—	—	—	見込量	1,119	1,251	1,397
	実績	730	854	(見込) 1,002				
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	2	2	3
	実績	2	2	(見込) 2				

## 同行援護

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間 (時間/月)	見込量	—	—	—	見込量	21	24	27
	実績	14	16	(見込) 18				
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	2	2	3
	実績	2	2	(見込) 2				

## 行動援護

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間 (時間/月)	見込量	—	—	—	見込量	615	688	768
	実績	401	470	(見込) 550				
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	23	26	29
	実績	18	19	(見込) 21				



## 重度障害者等包括支援

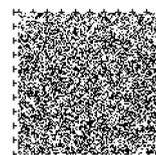
項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	0	0	0
	実績	0	0	(見込) 0				

### 【現状と見込量の考え方】

- 訪問系サービスの中では、居宅介護及び行動援護の利用人数が多い傾向にあります。
- 重度訪問介護及び同行援護は、利用人数は横ばいですが、利用時間数は増加しています。
- 家族等の介護者の高齢化等に伴い、今後もニーズは増加していくものとみられます。

### 【見込量確保に向けて】

- 在宅生活の継続に向けて必要なサービスであり、また、家族等の介護者の高齢化に伴い、今後さらにニーズの高まりが予想されることから、サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした研修等の情報提供を行ってまいります。



## (2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

### ①日中介護サービス【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービスなど、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実を目指します。

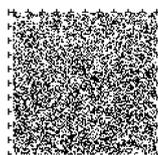
#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等を利用する福祉型と、医療機関等を利用する医療型があります。

#### 【サービス見込量】

##### 生活介護

項 目		第6期見込・実績			第7期見込			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	1,257	1,306	1,358	見込量	1,331	1,371	1,411
	実績	1,250	1,294	(見込) 1,332				
利用人数 (人/月)	見込量	62	64	67	見込量	63	65	67
	実績	60	62	(見込) 63				
うち、重度障害者の利用人数(人/月)					見込量	40	42	44



## 療養介護

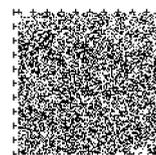
項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	12	13	13	見込量	12	13	14
	実績	13	12	(見込) 12				

## 短期入所（福祉型）

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	75	79	83	見込量	38	53	74
	実績	25	28	(見込) 43				
利用人数 (人/月)	見込量	18	19	20	見込量	6	9	12
	実績	4	5	(見込) 6				
うち、重度障害者の利用人数（人/月）					見込量	1	1	1

## 短期入所（医療型）

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	15	15	15	見込量	5	5	5
	実績	0	0	(見込) 0				
利用人数 (人/月)	見込量	3	3	3	見込量	1	1	1
	実績	0	0	(見込) 0				
うち、重度障害者の利用人数（人/月）					見込量	1	1	1



### 【現状と見込量の考え方】

- 生活介護や療養介護の利用は、ほぼ横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向が続くとみられます。
- 短期入所（福祉型）については、利用人数、利用日数ともに増加しています。短期入所のニーズは高いことから、今後も利用は増加するとみられます。

### 【見込量確保に向けて】

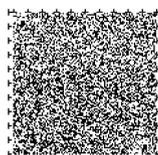
- 日中活動の場の確保に向けて、事業者や相談機関等と連携を図り、利用者に対する事業者情報の提供に努めます。
- 短期入所のニーズに対応できるよう、提供体制の充実が求められます。
- 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

### ②自立訓練【訓練等給付】

障がい者が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供に努めます。

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	身体機能のリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。



## 【サービス見込量】

### 自立訓練（機能訓練）

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	15	15	15	見込量	15	15	15
	実績	20	1	(見込) 1				
利用人数 (人/月)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	1	1	(見込) 1				

### 自立訓練（生活訓練）

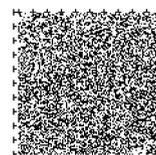
項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	84	84	96	見込量	82	85	88
	実績	60	88	(見込) 79				
利用人数 (人/月)	見込量	7	7	8	見込量	7	8	9
	実績	4	6	(見込) 7				

## 【現状と見込量の考え方】

- 自立訓練（機能訓練）は、訓練ができる場所が限られていることから、今後も同様の傾向が続くとみられます。
- 自立訓練（生活訓練）の利用は増加しており、今後も同様の傾向が続くとみられます。

## 【見込量確保に向けて】

- 専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、定員の拡大や広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。
- サービスの提供に向けて、事業者情報の収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。



### ③就労支援【訓練等給付】

働く意欲のある人が、一人でも多く安心して働ける場の確保につながるよう、多様な就労情報の提供や就労支援を推進します。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行し、環境の変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談、企業や関係機関等との連絡調整、指導・助言等の支援を行います。

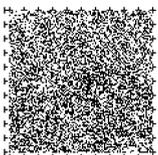
#### 【サービス見込量】

就労選択支援 [新規] ※令和7年10月サービス開始予定

項目		第6期見込・実績				第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/月)	見込量	—	—	—	見込量	—	1	1
	実績	—	—	—				

就労移行支援

項目		第6期見込・実績				第7期見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	322	334	346	見込量	239	239	239
	実績	326	365	(見込) 207				
利用人数 (人/月)	見込量	28	29	30	見込量	12	12	12
	実績	17	14	(見込) 13				



### 就労継続支援（A型）

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	282	302	322	見込量	170	170	170
	実績	203	173	(見込) 170				
利用人数 (人/月)	見込量	14	15	16	見込量	10	10	10
	実績	11	10	(見込) 10				

### 就労継続支援（B型）

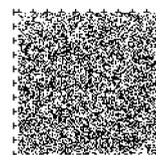
項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	1,278	1,310	1,344	見込量	1,535	1,604	1,676
	実績	1,279	1,315	(見込) 1,469				
利用人数 (人/月)	見込量	75	77	79	見込量	88	91	95
	実績	74	79	(見込) 85				

### 就労定着支援

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/月)	見込量	8	10	12	見込量	12	13	15
	実績	5	8	(見込) 10				

#### 【現状と見込量の考え方】

- 就労への希望と意欲の高まりから、利用人数・利用日数ともに概ね増加傾向にあることから、今後もニーズは増加するとみられます。
- 就労選択支援は、これから開始される新規サービスです。就労支援のサービスの利用状況を参考としながら見込みました。



### 【見込量確保に向けて】

- 公的機関、民間企業、福祉施設等が持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があります。
- 就労先の確保のために、市内に障害者就労支援センターを設置するなど、体制の充実を図る必要があります。
- 「埼葛北地区地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、再チャレンジ支援など、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、市内の就労支援策の充実に努めます。
- その人に合った内容で利用できるよう、多様な事業所の充実が望まれることから、事業者の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 特別支援学校と連携を図り、在学中から卒業後の進路希望先についての情報共有に努めます。

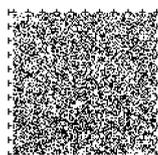
## (3) 住まいの確保（居住系サービス）

### ①居住支援【訓練等給付】

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。 さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から退所して一人暮らしをする方に、一定期間定期的に居宅を訪問し、日常生活状況や体調、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談等に、訪問、電話、メール等による対応も行います。



## 【サービス見込量】

### 共同生活援助（グループホーム）

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/月)	見込量	24	26	28	見込量	42	47	52
	実績	27	33	(見込) 37				

うち、重度障害者の利用人数（人/月）	見込量	13	15	17
--------------------	-----	----	----	----

### 自立生活援助

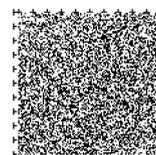
項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/月)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	0	0	(見込) 0				

## 【現状と見込量の考え方】

- 共同生活援助（グループホーム）の利用人数は、年々増加しています。「親亡き後」を見据え入所を希望する人が多いことから、今後も同様の傾向が続くとみられます。
- 自立生活援助は、近年利用がありません。利用期間が1年間であることから、今後も同様の傾向が続くとみられます。

## 【見込量確保に向けて】

- 地域生活への移行に向けて、居住系サービスの確保も重要になります。家族等介護者の高齢化等にも伴い、ニーズの拡大も予想されることから、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。
- 近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、グループホーム等の設置を継続的に働きかけていきます。
- 地域生活への移行を希望している人、自立生活を希望している人への住まいの確保に向けて、体験的な利用ができるよう、情報提供を進めていきます。
- 事業者に対する情報提供を行い、事業者の参入を促進します。



## ②施設入所支援【介護給付】

夜間においても安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 【サービス見込量】

#### 施設入所支援

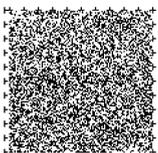
項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/月)	見込量	41	41	42	見込量	37	37	37
	実績	39	38	(見込) 37				

### 【現状と見込量の考え方】

○県内の入所施設が限られていることから、施設入所者数は横ばいとなっていますが、今後も同様の傾向が続くとみられます。

### 【見込量確保に向けて】

○施設を必要とし、入所を希望する人は少なくないことから、十分な量が確保できるよう、障がい者の重度化、高齢化、「親亡き後」の生活を鑑み、周辺市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。



#### (4) 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

障がい者の自立した生活を支え、障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

##### 【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障害者が地域で生活できるように、相談や調整・支援を行います。
地域定着支援	地域の単身障がい者や家庭状況により家族の支援が受けられない障がい者で、自らサービス利用に関する調整が難しい方に対して、常時の連絡体制を確保し、相談や調整・支援を行います。

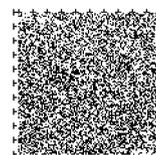
##### 【サービス見込量】

###### 計画相談支援

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/月)	見込量	33	35	37	見込量	35	38	41
	実績	27	30	(見込) 33				

###### 地域移行支援

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/月)	見込量	3	3	3	見込量	2	2	2
	実績	0	0	(見込) 0				



## 地域定着支援

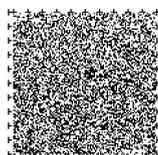
項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用人数 (人/月)	見込量	3	3	3	見込量	4	5	6
	実績	3	4	(見込) 4				

### 【現状と見込量の考え方】

- 計画相談支援の利用人数は、少しずつ増えていますが、障害福祉サービス利用者の14.7%（令和5年3月31日現在）の方がセルフプランという現状です。
- 地域移行支援は、近年、利用者はいませんが、今後は、精神障害者を施設や病院から地域生活へ移行を促進していくことから、利用を見込んでいます。
- 地域定着支援の利用者は、横ばいの状況であり、今後も同様の傾向が続くとみられます。

### 【見込量確保に向けて】

- 計画相談支援の利用人数は少しずつ増えていますが、依然としてセルフプランの方もいるという現状です。すべてのサービス等利用者が計画相談支援の利用につながるよう、計画相談支援についての周知と利用の促進を図ります。
- 埼葛北地区地域自立支援協議会の枠組みを活用し、相談支援事業所と連携を図り、対応していきます。
- 支援を必要とする人に十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、相談体制の強化に取り組めます。



## 6 障がい児支援等の見込み

### (1) 障害児通所支援

障がい児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児以外の児童との適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。

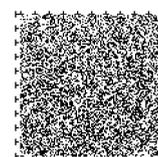
#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

#### 【サービス見込量】

##### 児童発達支援

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	269	274	279	見込量	1,109	1,216	1,323
	実績	632	896	(見込) 1,002				
利用人数 (人/月)	見込量	34	35	36	見込量	95	99	103
	実績	66	87	(見込) 91				



### 居宅訪問型児童発達支援

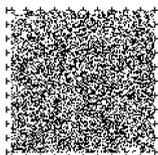
項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	0	0	(見込) 0				
利用人数 (人/月)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	0	0	(見込) 0				

### 放課後等デイサービス

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	709	777	851	見込量	1,693	2,016	2,339
	実績	827	1,047	(見込) 1,387				
利用人数 (人/月)	見込量	63	69	75	見込量	135	159	183
	実績	67	88	(見込) 111				

### 保育所等訪問支援

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (人日/月)	見込量	3	3	4	見込量	27	33	39
	実績	2	8	(見込) 21				
利用人数 (人/月)	見込量	3	3	4	見込量	25	31	37
	実績	2	7	(見込) 19				

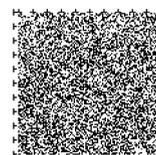


### 【現状と見込量の考え方】

- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、利用人数及び利用日数ともに増加しています。放課後等デイサービスについては、共働き世帯が増えていることから、今後もニーズは増加するとみられます。
- 居宅訪問型児童発達支援は利用者がいませんが、必要なニーズに対応していきます。

### 【見込量確保に向けて】

- 障がい児の発達を支援するために必要なサービスが利用できるよう、提供体制の充実を図ります。
- 障がい児の保護者がサービスについての情報を得ることができるよう、情報提供の充実を図ります。



## (2) 障害児相談支援等

障がい児の生活を支え、児童の発達のための課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 ※障がい児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。
医療的ケア児コーディネーター	専門的な知識と経験に基づいて、人工呼吸器など日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児など、医療的ケアが必要な障がい児の支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）や支援を調整するコーディネーターを配置します。

### 【サービス見込量】

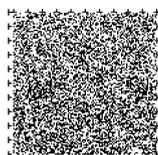
#### 障害児相談支援

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/月)	見込量	16	17	18	見込量	61	76	91
	実績	22	31	(見込) 47				

#### 医療的ケア児の支援を調整するコーディネーター

項 目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数 (人)	見込量	4	4	4	見込量	4	4	4
	実績	4	4	(見込) 4				

※埼玉北部地区地域自立支援協議会の圏域内における見込とします。

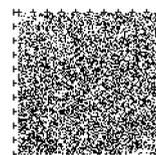


### 【現状と見込量の考え方】

- 障害児相談支援は、増加傾向にあり、今後も増加していくとみられます。なお、セルフプランの割合は13.4%（令和5年3月31日現在）です。
- 医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターは、埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内で4人いることから、今後もその数を維持していきます。

### 【見込量確保に向けて】

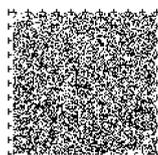
- 埼玉葛北地区地域自立支援協議会の枠組みを活用し、相談支援事業所と連携を図り、対応していきます。
- 支援を必要とする児童とその家族が十分な相談ができるよう、周辺市町と連携し、相談体制及び支援体制の強化に取り組む。
- 医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターは欠けることがないように、埼玉葛北地区地域自立支援協議会の圏域内で、事業所に対し人員配置に配慮するよう働きかけをしていきます。



## 7 地域生活支援事業

### ①概要

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 ①障害者相談支援事業 ②市町村相談支援機能強化事業 ③住宅入居等支援事業
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害者若しくは精神障害者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣による支援などを行います。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ②手話通訳者設置事業
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）



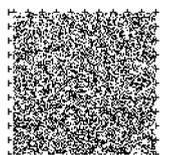
事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設である地域活動支援センターについて、機能の強化を図ります。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供します。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する人に就職支度金を支給します。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動や各種事業への参加促進など、障がい者の社会参加を促進する事業を行います。

## ②量の見込み

白岡市で実施する地域生活支援事業は次のとおりです。

### 相談支援事業

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業 (か所/年)	見込量	3	3	3	見込量	3	3	3
	実績	3	3	(見込) 3				
基幹相談支援センター (か所)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	1	1	(見込) 1				



### 成年後見制度利用支援事業

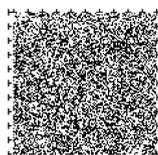
項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 (件/年)	見込量	1	1	1	見込量	2	2	2
	実績	1	1	(見込) 2				

### 意思疎通支援事業

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 (件/年)	見込量	58	58	58	見込量	48	48	48
	実績	46	67	(見込) 33				
手話通訳者設置事業 (人/年)	見込量	2	2	2	見込量	3	3	3
	実績	2	2	(見込) 2				

### 日常生活用具給付等事業

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (件/年)	見込量	4	4	4	見込量	2	2	2
	実績	3	0	(見込) 2				
自立生活支援用具 (件/年)	見込量	2	2	2	見込量	3	3	3
	実績	3	4	(見込) 3				
在宅療養等支援用具 (件/年)	見込量	2	2	2	見込量	2	2	2
	実績	2	2	(見込) 2				
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	見込量	4	4	4	見込量	4	4	4
	実績	4	6	(見込) 4				
排泄管理支援用具 (件/年)	見込量	377	395	413	見込量	507	527	548
	実績	410	466	(見込) 488				
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)(件/年)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	5	0	(見込) 1				



### 手話奉仕員養成研修事業

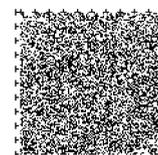
項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 (人)	見込量	65	65	65	見込量	66	66	66
	実績	44	45	(見込) 50				

### 移動支援事業

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/年)	見込量 (利用)	10	10	(見込) 11	見込量 (利用)	24	27	30
	実績 (登録数)	31	34	37				
	実績 (利用)	15	18	(見込) 21				
利用時間 (時間/年)	見込量	730	730	803	見込量	1,046	1,110	1,174
	実績	707	795	(見込) 982				

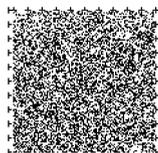
### 地域活動支援センター機能強化事業

項目	第6期見込・実績				第7期見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置か所数 (か所)	見込量	3	3	3	見込量	3	4	4
	実績	3	3	(見込) 3				
利用人数 (人/年)	見込量	11	12	12	見込量	10	12	12
	実績	10	10	(見込) 10				



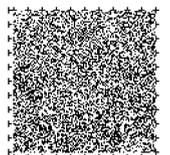
## 任意事業

項目	第6期見込・実績			第7期見込				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業 (人/年)	見込量 (利用)	23	23	(見込) 24	見込量 (利用)	23	23	25
	実績 (登録数)	40	49	38				
	実績 (利用)	18	20	(見込) 21				
訪問入浴サービス事業 (人/年)	見込量	4	4	5	見込量	3	3	3
	実績	3	3	(見込) 3				
更生訓練費・施設入所者就職支 度金給付事業 (人/年)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	0	0	(見込) 0				
知的障害者職親委託制度 (人/年)	見込量	1	1	1	見込量	1	1	1
	実績	1	1	(見込) 1				
社会参加促進事業 (人/年)	見込量	35	35	36	見込量	37	37	38
	実績	36	37	(見込) 37				



### ③実施に向けた考え方

事業名	内 容
相談支援事業	<p>○相談支援事業は、3市2町の広域事業として、3法人に委託して実施しています。</p> <p>○3市2町の広域事業として、「埼玉北地区基幹相談支援センター」を1か所設置しています。</p> <p>○個別の相談支援事例、障がい者の虐待防止、権利擁護への対応ができるよう、埼玉北地区地域自立支援協議会での協議を基に、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職員の配置を充実するなど、相談支援体制の強化に努めます。</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>○判断能力が不十分な知的障害者及び精神障害者に対し、成年後見制度利用の支援を行うことにより、その人の有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備を進めていきます。</p>
意思疎通支援事業	<p>○手話通訳者派遣事業は市の事業として実施していくほか、必要なサービスが確保できるよう、「埼玉聴覚障害者情報センター」とも連携・協力し、事業の充実に努めていきます。</p> <p>○要約筆記奉仕員派遣事業は引き続き、「埼玉聴覚障害者情報センター」に委託して実施していきます。</p> <p>○広域において手話講習会開催などにより、手話通訳者等の養成に継続して取り組みます。</p> <p>○代筆、代読、音声訳等の人材確保に向けて関係機関との連携を図ります。</p>
日常生活用具給付等事業	<p>○引き続き事業を実施します。</p>
手話奉仕員養成研修事業	<p>○引き続き事業を実施します。</p>
移動支援事業	<p>○引き続き事業を実施します。</p>
地域活動支援センター機能強化事業	<p>○地域活動支援センターが地域の創作的活動又は生産活動の機会の提供の場として継続的な事業運営や事業の充実が図られるよう、事業者への情報提供や各種支援に努めます。</p>
日中一時支援事業	<p>○サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。</p> <p>○引き続き事業を実施します。</p>
訪問入浴サービス事業	
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	
知的障害者職親委託制度	
社会参加促進事業	

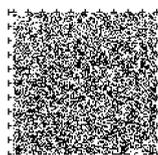


## 8 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

障がい児やその家族の希望に沿った子ども・子育て支援サービス等を利用できるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行います。

### 【受入人数（実人数）】

項 目	第7期見込		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所 (人)	27	27	27
認定こども園 (人)	0	0	0
学童クラブ (人)	12	12	12
幼稚園 (人)	45	45	45
特定地域型保育事業（小規模保育等） (人)	0	0	0
その他の保育事業 (人)	0	0	0



## 9 発達障害者等に対する支援

発達障害の早期発見・早期支援には、本人及びその家族への支援が重要です。また、家族等が障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援の体制の充実が求められています。

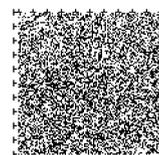
埼玉県発達障害総合支援センターをはじめ、周辺市町及び埼玉葛北地区地域自立支援協議会との連携を図り、発達障害に関する様々な情報提供や相談、支援の充実を図ります。

### 【概要】

項目	内容
発達障害者及び家族等への支援	発達障害児の保護者を対象に、障がい児の行動を理解し、対応方法を考えること等を目的とした保護者向け学習会やペアレントトレーニングの機会を確保します。
ペアレントメンター事業	発達障害のある子どもを育ててきた親が、様々な不安を持つ親に対して同じ立場から情報提供や助言等を行うペアレントメンターの取り組みを進めます。
ピアサポート活動	当事者同士が集い、交流することで、情報交換や意見交換を行うピアサポート活動を進めます。

### 【見込量】

項目	第7期見込		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (人)	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(支援者) (人)	0	0	1
ペアレントメンターの人数 (人)	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数 (人)	1	1	1



## 10 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現するためには、医療、障がい福祉、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い等が包括的に確保されていくことが重要となっています。

保健所及び病院、周辺市町や埼玉北地区地域自立支援協議会との連携を強化し、保健、医療、福祉等の協議の場を通じて、精神障害者に対する重層的な連携支援体制を構築します。また、地域生活支援拠点を活用し、体験の機会を定期的にご利用できる体制を整え、「親亡き後」も誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう支援に努めます。

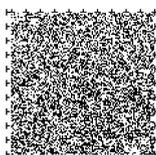
### 【概要】

項目	内容
保健・医療・福祉関係者による協議の場	保健、医療、福祉等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。
精神障害者に対する障害福祉サービスの充実	精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助のサービスの充実を進め、地域で安心して生活できるよう支援します。

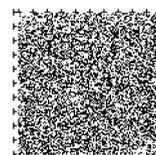
### 【見込量】

項目	第7期見込		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 (回)	12	12	12
協議の場への関係者の参加者数 (延べ人数)	250	250	250
協議の場における目標設定及び評価の実施回数 (有無)	有	有	有
(回)	2	2	2

※幸手保健所の管内及び埼玉北地区地域自立支援協議会の圏域内における見込とします。



項 目	第7期見込		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
精神障害者の地域移行支援 (人)	2	2	2
精神障害者の地域定着支援 (人)	4	5	6
精神障害者の共同生活援助 (人)	24	26	28
精神障害者の自立生活援助 (人)	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練） (人)	4	4	4



## 11 相談支援体制の充実・強化等

必要な支援につなぐためには、ニーズを的確に把握する「相談支援」の役割が重要となっており、多種多様で、かつ複合的な相談内容を必要な支援につなげられるよう、相談支援機関との連携が必要となっています。

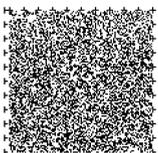
埼玉葛北地区地域自立支援協議会及び埼玉葛北地区基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援機関との連携強化を図ります。

### 【概要】

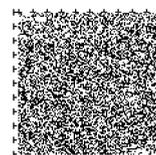
項目	内容
総合的・専門的な相談支援の実施	埼玉葛北地区基幹相談支援センターを中心に、障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の構築を図ります。
地域の相談支援体制の強化	埼玉葛北地区基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業に対し訪問等による専門的な指導・助言を行うとともに、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化を図ります。

### 【見込量】

項目	第7期見込		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数 (か所)	1	1	1
基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する指導・助言件数 (件)	40	40	40
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数 (件)	30	30	30
基幹相談支援センターによる連携強化の取組の実施回数 (回)	14	14	14
基幹相談支援センターによる個別事例の検討回数 (回)	40	40	40
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 (人)	3	3	3



項 目	第7期見込		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 (回)	12	12	12
参加事業者数・機関数	35	35	35
専門部会の設置数	6	6	6
専門部会の実施回数 (回)	41	41	41



## 12 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がいの重度化や障がい者の高齢化とともに、ニーズの多様化に対応するために、質の高いサービスの提供が求められており、埼玉北地区地域自立支援協議会において、サービスの質の向上に取り組んでいます。

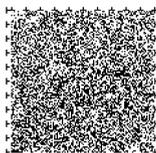
県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、請求上の注意点等について事業所と共通認識を図ります。

### 【概要】

項目	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者総合支援法の具体的内容を理解する観点から、事業者へ県や市等が行う研修の積極的な参加を促します。初任者研修、権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加を進めます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	システムの審査結果を分析し、その結果から得られた請求上の注意点等について、事業所等と共有を進めることにより、請求の過誤をなくすとともに、適正化と事務負担の軽減を図ります。

### 【見込量】

項目	第7期見込		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への参加人数 (延べ人数)	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制 (有無)	無	無	無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数 (回)	0	0	0



## 13 サービスの確保策

### (1) 人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保、定着に努めます。

相談支援の提供体制の整備と質の確保のため、相談支援専門員の研修情報の提供など、埼玉葛北地区基幹相談支援センター及び埼玉葛北地区地域自立支援協議会との連携に努めます。

### (2) 情報提供体制の充実

サービスの内容や利用方法などについて、利用者や市民、事業者に対し、市公式ホームページやSNS、パンフレットなどの多様な手段を活用し、また、様々な機会を捉えて必要な情報の提供に努めます。

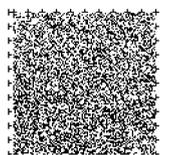
### (3) サービス提供基盤の整備方針

各サービスの提供に関しては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域で設置している埼玉葛北地区地域自立支援協議会を活用して周辺市町や白岡市社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、地域資源の有効活用なども視野に入れ、解決策の検討を図ります。また、現在事業展開が少ないサービスについては、担い手を作っていく視点も重要であることから、県のNPO活動支援等の情報提供を行い、事業者の育成につなげていきます。

### (4) サービスを利用しやすい環境づくり

必要な方に必要なサービスを提供していくために、埼玉葛北地区地域自立支援協議会を有効に活用し、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し充実に努めます。

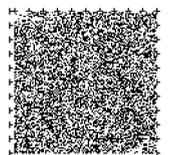
また、介護保険制度の対象となる障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を進めるため、介護保険担当課やケアマネジャー等関係者との連携や地域資源を活用したサービス提供体制の推進に努めます。





## 第5章 計画の推進

---





## 第5章 計画の推進

### 1 計画推進のための方針

#### (1) 障がいのある人のニーズの把握と連携による施策の推進

各施策やサービスを適切に、かつ、効果的に推進していくためには、施策・事業の内容やその提供方法などについて、きめ細かい対応方策を検討していくことが重要です。広域で設置している埼玉北地区地域自立支援協議会を活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努め、課題を共有しながら、施策の推進に当たります。

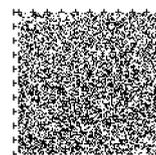
#### (2) 地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障がいや障がい者（児）についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

白岡市社会福祉協議会と連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種交流事業の充実や市民参加によるきめ細かい福祉活動を促進します。

#### (3) 障がい者（児）の地域参加の促進

障がいのある人が地域とのつながりを強められるよう、地域行事や各種イベントに、積極的に参加できるような環境づくりを進めていく必要があります。地域参加を支援していくため、地域福祉活動を促進していきます。



## 2 関係機関との連携による推進体制の整備

### (1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がい者（児）に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、研修等を通じて職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

### (2) 市民協働による推進体制の整備

障がいのある人が地域で生活していくためには、行政だけでなく地域の住民による支え合いが不可欠です。また、障がいのある人にきめ細かな支援を行う市民の自主的な団体や組織の活動は、地域の福祉を向上させる上でも大変有効なものです。障がいのある人の地域生活を豊かにするため、市民の様々な活動との連携を進め、市民協働による推進体制の整備に努めます。

### (3) 地域ネットワークの強化

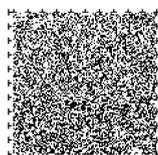
地域福祉の推進は、広く市民に期待され、行政だけでなく様々な団体や組織、そして一人一人の市民の参加が不可欠です。市民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、様々な立場からの参画を得て、広域により埼玉北地区地域自立支援協議会及び埼玉北地区基幹相談支援センターを設置しており、多様な意見・提言に基づき、地域の障がい福祉に関する支援体制の確立や、障がい福祉に関する資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいます。今後も、地域ネットワークの強化と、それに基づく効果的な支援の充実に取り組んでいきます。

### (4) 計画の進行管理

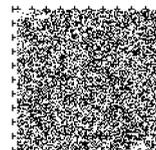
計画の進捗状況について調査・把握に努め、障がい者（児）やその家族、関係団体との意見交換を行う場を設定します。

また、PDCAサイクルによる計画の着実な推進に努めます。



# 資料編

---

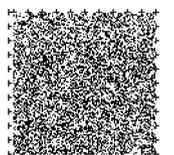




# 資料編

## 策定経過

年月日		会議等
令和4年	11月16日～	白岡市障がい者福祉についてのアンケート実施
令和5年	1月11日	○障がい者アンケート ○一般アンケート
	3月23日	令和4年度 白岡市第5期障害者基本計画・第6期障害福祉計画の進捗管理に係る懇話会 ○障がい者福祉に関するアンケート結果について
	8月18日～29日	関係団体等へのヒアリング実施
	10月2日	第1回白岡市障害者基本計画等策定懇話会 ○会長及び副会長の互選 ○懇話会の役割について ○白岡市第6期障害者基本計画及び白岡市第7期障害福祉計画策定の趣旨・概要について ○関係団体等ヒアリングの結果報告について ○白岡市第5期障害者基本計画及び白岡市第6期障害福祉計画進捗状況について
	12月15日	第2回白岡市障害者基本計画等策定懇話会 ○白岡市第6期障害者基本計画及び白岡市第7期障害福祉計画（案）について ○パブリックコメントの実施について
	12月25日～	パブリックコメント実施
令和6年 1月25日		
令和6年	2月14日	第3回白岡市障害者基本計画等策定懇話会 ○パブリックコメントの結果について ○白岡市第6期障害者基本計画及び白岡市第7期障害福祉計画（案）について
	3月	計画の決定



# 白岡市障害者基本計画等策定懇話会設置要綱

令和2年3月31日  
白岡市告示第62号

## (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下これらを「障害者基本計画等」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、白岡市障害者基本計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者基本計画等の策定及び進捗管理に対し、意見を述べ、必要な助言を行うこと。
- (2) 障害者基本計画等の推進に関すること。

(令5告示196・一部改正)

## (組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者及び障害児の保健福祉事業又は活動に携わる者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

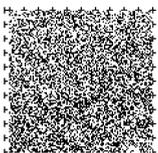
(令5告示196・一部改正)

## (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の協力要請)

第7条 懇話会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

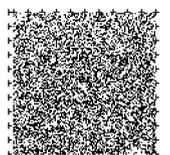
1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和5年8月1日告示第196号)

この告示は、公布の日から施行する。



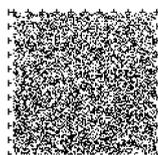
## 白岡市障害者基本計画等策定懇話会委員名簿

◎会長      ○副会長

		氏 名	所属団体等
1	1号委員 (学識経験者)	青木 春乃	白岡市小中学校長会
2		山内 明美	埼玉県立久喜特別支援学校
3	2号委員 (障害者及び障害児 の保健福祉事業又は 活動に携わる者)	◎澤田 透	白岡市の障害児者の福祉を考える連絡協議会
4		古嶋 美代	白岡市の障害児者の福祉を考える連絡協議会
5		山縣 鈴代	白岡市の障害児者の福祉を考える連絡協議会
6		石井 登美子	白岡市の障害児者の福祉を考える連絡協議会
7		高橋 一雄	白岡市聴覚障害者協会
8		松浦 禎洋	白岡市障害者デイサービスセンター
9		小池 由紀子	白岡市ボランティア連絡会
10		○齋藤 功	社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会
11		興野 節子	白岡市民生委員・児童委員協議会
12		影山 浩司	埼玉県幸手保健所
13		清藤 繁	白岡市スポーツ推進委員連絡協議会
14		吉澤 久美子	埼玉北地区基幹相談支援センター
15	3号委員 (公募に応じた者)	鈴木 香	公 募
16		森崎 悠真	

敬称略

任期 令和5年8月1日から令和8年3月31日まで



# 提言書

令和6年2月14日

白岡市長 藤井栄一郎 様

白岡市障害者基本計画等策定懇話会  
会 長 澤田 透

## 白岡市障害者基本計画等策定懇話会からの提言

今回の二つの計画は、事業者の合理的配慮提供が義務化される「改正障害者差別解消法」と、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズの支援推進、精神障がい者の要望に応じた支援体制整備などを実施する「改正障害者総合支援法」が共に今年4月に施行されるため、施行直前の策定となります。障がい者を取り巻く状況が大きく変わる中での計画見直しです。

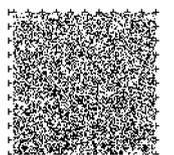
障害者基本計画は、福祉分野だけでなく、差別、教育、就労、文化・スポーツ、街づくりや生活環境など多岐にわたります。また、障害福祉計画は、障がい者が日々生活するうえで必要な障害福祉サービスの今後3年間の必要量（数値化）を定める計画です。しかし、制度・事業は3年ごとの障害福祉サービス等報酬改定時に改廃が行われているのが現状です。二つの計画は、それぞれ期を重ねるごとに検討すべき内容が増加しており、限られた時間で策定検討を行うことは次第に困難になりつつあると感じております。

こうした障がい者を取り巻く情勢や生活環境の変化、障害福祉サービスの制度・事業が3年ごとに変更される状況の中でも、障がいのある市民に欠くことのできない二つの計画を実効性のあるものとするために、計画策定の検討や懇話会のあり方などについて今後検討することが必要であると思います。

については、今回の計画策定にあたり、下記のことを提言いたします。

### 記

1. 合理的配慮義務違反など障がい者差別の禁止や障がい者の情報取得・意思疎通等について、理解の促進と支援施策の推進に努めてください。
2. 広範囲の検討を行う「障害者基本計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）」策定においては、十分な検討時間を確保してください。また、様々な障がいのある方々が計画策定に参画できるよう今後の懇話会のあり方について検討してください。
3. 精神障がいや知的障がいのある方が増加していますので、日中活動や暮らしを支援する施設・事業、特に精神障がいのある方が利用できる事業整備の促進に努めてください。
4. 「視聴覚障がい者等の読書環境の整備」「白岡市障害者就労支援センターの設置」などの新規施策は、内容検討の時に障がい者・団体に説明し意見を聞いてください。



## 白岡市心をつなぐ手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指及び体の動き並びに表情を使って視覚的に表現する言語である。また、手話は、物事を考え、互いを理解し合い、知識を蓄え、社会生活を営むための言葉として、ろう者が長年に渡って大切に育んできた言語である。

しかしながら、これまで手話が言語として認められず、また、手話を使用する環境も整備されてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、多くの不便と不安を抱えながら生活してきた。

こうした中で、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語であることが明記されたことに鑑み、手話に対する理解を深め、手話を普及し、手話を使いやすい環境を整備していくことが求められている。

これを受け、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者とが互いを理解し合い、ともに支え合い、ともに地域の中で育ち、学び、生活し、働き、活動できる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本とする。

(市の責務)

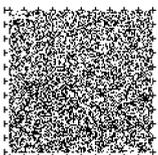
第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話及びろう者に対する理解の促進、手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備の推進を図るものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話を使いやすい地域社会の実現のため、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話を使いやすい地域社会の実現のため、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。



(施策の推進)

第6条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画において、手話及びろう者に対する理解の促進、手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備の推進に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

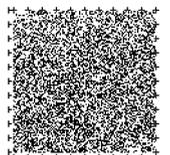
2 市は、前項の規定による施策の策定及び推進に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

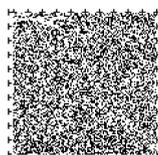
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

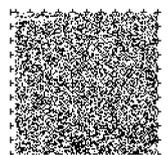


## 用語説明

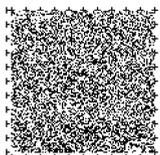
用語	説明
あ行	
アダプテッドスポーツ	ルールや用具を、障がいの種類や程度に適合 (adapt) することによって、障がいのある人、幼児から高齢者、体力の低い人であっても参加することができるスポーツ。
インクルーシブ教育システム	障がい者が精神的及び身体的な能力などを最大限まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がい者が教育制度一般から排除されないこと、障がい児が地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどを必要としています。
か行	
権利擁護センター	埼玉県社会福祉協議会に設置されています。生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障がい者が安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助や「あんしんサポートねっと」などを行っています。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性・安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を推進することを定めたものです。
高次脳機能障害	病気や事故などの原因により脳が損傷を受け、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や感情・意思などの情緒機能（高次脳機能）に障がいが見られた状態。
さ行	
サポート手帳	県が作成した、乳幼児期から成人期に至るまで、一貫した支援を受けたり、様々な生活場面で障がいの特性を適切に理解してもらったりするための手帳。
支援籍	障がいのある児童生徒が必要な学習活動を行うために在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍。
指定難病医療給付	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、指定される指定難病について、国が医療費を助成するもの。令和6年4月からは341の疾病が対象となっています。
児童福祉法	次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法です。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めたものです。



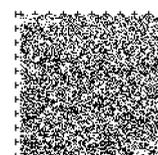
用 語	説 明
障害者虐待防止法	障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律。障がい者への虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための施策などが定められています。これにより、市町村障害者虐待防止センターが設置されています。
障害者権利擁護センター	障害者虐待防止法に基づき、埼玉県社会福祉協議会に設置されています。使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受付、障がい者及び養護者支援に関する相談などを行っています。
障害者雇用サポートセンター	障がいのある方の仕事の場を広げていくため、企業に対して障がい者雇用にあたっての具体的な支援を行うほか、関係機関が実施する就労支援を側面からサポートする機関。また、企業や障がい者、障害者就労支援機関等からの相談にも対応します。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。また、障がいを理由として、正当な理由なく、拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為や、合理的配慮をしないことが差別になるとしています。合理的配慮とは、障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなっている社会的障壁を取り除くために、その状況に応じて負担になり過ぎない範囲で行われる配慮をいいます。公共施設等のバリアフリー化や筆談などによる意思の疎通など、様々なものがあります。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設です。本市は、埼葛北障害者就業・生活支援センターの管轄区域です。
障害者就労支援センター	障がい者本人や家族からの就労に関する相談を受ける機関として市町村が設置する機関です。
障害者職業センター	障がい者の職業自立のための職業相談から就職後の職場適応指導までの業務を専門的・総合的に行う機関として、公共職業安定所と連携し、職業相談、職業評価、職業準備支援、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援及び職場復帰支援などの業務を行っています。



用語	説明
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うものであり、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。また、本法律での障がい者の定義には難病等が含まれています。
障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)	各国が障がい者に、障がいのない人と同等の権利を保障し、社会参加の促進に努力することを盛り込んだ条約です。日本は、平成26年に批准しました。
小児慢性特定疾病医療給付	児童福祉法に基づき、子どもの慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の診療にかかる費用等を県が公費で負担する制度。
成年後見制度	知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するための制度。判断能力が不十分な人の契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守るもの。
た行	
特定疾患医療給付	特定疾患の治療を受けている方の自己負担分の医療費等の全部又は一部を県が公費で負担する制度。
な行	
難病	障害者総合支援法においては、難病等の範囲について「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定しています。また、難病法で指定する疾病は341疾病ですが、障害者総合支援法においては369の疾病が対象とされています（令和6年4月現在）。
は行	
発達障害者支援法	発達障害を早期に発見し、発達障害者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。この法律では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。



用語	説明
バリアフリートイレ	オストメイト（人工肛門・膀胱造設者）対応水洗器具、ベビーベッド、大型の荷物置台などを備えた車いす対応型トイレ。
ピアカウンセリング	障がいのある人でカウンセリング技術を身につけた人が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がいのある人たちの相談支援にあたり、問題解決のための助言を行うもの。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障がいのあるなし等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかうとする考え方。
要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つで、話し手の内容を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。



白岡市第6期障害者基本計画

白岡市第7期障害福祉計画

(障害児福祉計画を含む。)

令和6年3月

発行 白岡市

編集 白岡市健康福祉部福祉課

〒349-0292

埼玉県白岡市千駄野432番地

電話 0480-92-1111 (代)

[http:// www. city. shiraoka. lg. jp](http://www.city.shiraoka.lg.jp)

